

令和6年11月5日

総務大臣

村上誠一郎 殿

日本放送協会

会長 稲葉 延雄

放送法第20条第2項第2号及び第3号の業務の実施基準の変更に関する  
認可申請について

放送法第20条第2項第2号及び第3号の業務の実施基準について、以下の2件の変更を行うこととしたいので、下記のとおり認可申請します。

記

①放送法第20条第12項及び放送法施行規則第12条の3の規定に基づく認可申請

1 変更しようとする実施基準及びその概要

実施基準の変更内容は、別紙1「NHKインターネット活用業務 実施基準」変更案（令和7年4月1日施行）のとおりであり、有料インターネット活用業務勘定に関する規定等について、所要の変更を行うもの

2 変更しようとする理由

有料インターネット活用業務勘定の繰越欠損金の解消に伴い必要な見直しを行うもの

3 実施しようとする期日

令和7年4月1日

②放送法の一部を改正する法律（令和6年法律第36号。以下、「改正法」といいます。）による改正後の放送法第21条の2第1項及び放送法施行規則第14条の4の規定に基づく認可申請

1 変更しようとする実施基準及びその概要

実施基準の変更内容は、別紙2「NHKインターネット活用業務実施基準」

（「NHK任意的配信業務実施基準」）変更案（令和7年10月1日施行）のとおりであり、改正法を踏まえ、任意的配信業務の実施に必要な事項を定めるもの

2 変更しようとする理由

改正法の施行に伴い、任意的配信業務の実施に必要な事項を定めようとするもの

3 実施しようとする期日

令和7年10月1日

〔添付書類〕

①にかかるもの

- ・インターネット活用業務の実施に要する費用に関する事項の算定根拠（別添1）

②にかかるもの

- ・任意的配信業務の実施に要する費用に関する事項の算定根拠（別添2）

①②に共通するもの

- ・「インターネット活用業務実施基準の変更について」【2024年8月27日公表資料】（別添3）
- ・NHKインターネット活用業務実施基準の変更に対するご意見とNHKの考え方について【2024年11月5日公表資料】（別添4）

(別紙1)

「NHKインターネット活用業務実施基準」変更案(令和7年4月1日施行)

※赤字・下線部は、変更しようとする部分。

変更案	現行
<b>第3部 2号受信料財源業務</b> (利用規約の作成等) <b>第20条</b> <略> 3 利用者に必要な情報の登録を求める場合を含め、2号受信料財源業務に係るサービスの提供に際して利用者に関する個人情報または <u>視聴者非特定視聴履歴(視聴者個人関連情報(視聴に伴って取得される個人に関する情報であって、個人関連情報であるものをいう。))</u> であって、 <u>特定の日時において視聴する放送番組を特定することができるものをいう。)</u> を含む <u>視聴者パーソナルデータ(視聴に伴って収集される個人に関する情報をいう。)</u> その他の情報(以下「個人情報等」という。)を取得する場合は、第1項の利用規約の中で次の各号に掲げる事項を明示する。 一～二 <略>	<b>第3部 2号受信料財源業務</b> (利用規約の作成等) <b>第20条</b> <同左> 3 利用者に必要な情報の登録を求める場合を含め、2号受信料財源業務に係るサービスの提供に際して利用者に関する個人情報または非特定視聴履歴( <u>特定の日時において視聴する放送番組を特定することができる情報であって、特定の利用者を識別することができず、かつ、他の情報と容易に照合することにより特定の個人を識別することができない情報</u> をいう。)を含む <u>視聴関連情報</u> その他の情報(以下「個人情報等」という。)を取得する場合は、第1項の利用規約の中で次の各号に掲げる事項を明示する。 一～二 <同左>
<b>第4部 2号有料業務</b> (利用規約の作成等) <b>第25条</b> 利用者保護の観点から、本サービスの利用に関し、あらかじめ、サービスの内容を公表するとともに、次の各号に掲げる事項を含む利用規約を定めて公表し、利用者にその内容を明示する。 一～六 <略> 七 協会は、利用者に関する個人情報等を、別に定める「 <u>NHKパーソナルデータ憲章</u> 」、「 <u>NHK個人情報保護規程</u> 」等に則り適切に取り扱うものとする 八～十一 <略>	<b>第4部 2号有料業務</b> (利用規約の作成等) <b>第25条</b> 利用者保護の観点から、本サービスの利用に関し、あらかじめ、サービスの内容を公表するとともに、次の各号に掲げる事項を含む利用規約を定めて公表し、利用者にその内容を明示する。 一～六 <同左> 七 協会は、利用者に関する個人情報等を、別に定める「 <u>NHK個人情報保護方針</u> 」、「 <u>NHK個人情報保護規程</u> 」等に則り適切に取り扱うものとする 八～十一 <同左>
<b>第7部 共通事項</b> (個人情報等の保護) <b>第36条</b> 放送番組等の提供にあたって利用者に関する個人情報等を取得する場合には、個人情報の保護に関する法律をはじめとする個人情報等に関する法令、関連する認定個人情報保護団体が定める指針、「 <u>NHKパーソナルデータ憲章</u> 」、「 <u>NHK個人情報保護規程</u> 」その他の確立された規範を遵守し、個人情報等の適正な利用、適切な安全管理等に必要な措置を講ずる。 2 <略>	<b>第7部 共通事項</b> (個人情報等の保護) <b>第36条</b> 放送番組等の提供にあたって利用者に関する個人情報等を取得する場合には、個人情報の保護に関する法律をはじめとする個人情報等に関する法令、関連する認定個人情報保護団体が定める指針、「 <u>NHK個人情報保護方針</u> 」、「 <u>NHK個人情報保護規程</u> 」その他の確立された規範を遵守し、個人情報等の適正な利用、適切な安全管理等に必要な措置を講ずる。 2 <同左>

<p><b>第9部 有料業務に関する共通事項</b></p> <p>(有料業務の事業計画の策定)</p> <p><b>第43条</b> 有料業務の実施にあたっては、<u>法第20条第4項において協会の業務が営利を目的としてはならないとされていることを踏まえ、次の各号に従い、単年度または複数年度の事業計画を策定するものとする。</u></p> <p>一 <u>2号有料業務に係るサービスの利用料金および3号有料業務に係る放送番組等の提供料は、それぞれ第23条および第35条に定めるところにより適切に定めること</u></p> <p>二 <u>有料業務の収入については当該業務の支出にあててを基本とし、効率的な業務の実施に努めること。また、2号有料業務についてはサービスの改善による利用者への還元を図ること</u></p> <p>三 <u>事業収支差損が生じることのないようにすること</u></p>	<p><b>第9部 有料業務に関する共通事項</b></p> <p>(有料業務の事業計画の策定)</p> <p><b>第43条</b> 有料業務の実施にあたっては、単年度または複数年度の<u>計画期間において収支相償するよう</u>事業計画を策定するものとする。</p>
<p>(収支差が生じた場合の扱い)</p> <p><b>第44条</b> 有料インターネット活用業務勘定の年度末における事業収支差益は、原則として一般勘定への繰り入れを行う。ただし、有料インターネット活用業務勘定における翌期以降の有料業務実施のために必要と判断される範囲で、当該業務勘定における翌期への繰り越しを行うことを妨げない。</p> <p><u>2 前項の事業収支差益について、有料インターネット活用業務勘定において繰越欠損金が発生している場合は、当該差益はまず当該欠損金の補填に充てることとする。</u></p> <p><u>3 有料インターネット活用業務勘定の年度末における事業収支差損は、当該業務勘定の繰越剰余金により補填する。なお不足する場合または繰越剰余金がない場合には、一般勘定からの短期借入金で補填し、貸借対照表に繰越欠損金として表す。</u></p>	<p>(収支差が生じた場合の扱い)</p> <p><b>第44条</b> <u>有料インターネット活用業務勘定の年度末における事業収支差損は、一般勘定からの短期借入金で補填し、貸借対照表に繰越欠損金として表す。</u></p> <p><u>2 繰越欠損金の解消後の</u>有料インターネット活用業務勘定の年度末における事業収支差益は、原則として一般勘定への繰り入れを行う。ただし、有料インターネット活用業務勘定における翌期以降の有料業務実施のために必要と判断される範囲で、当該業務勘定における翌期への繰り越しを行うことを妨げない。</p>
<p>(検討)</p> <p><b>第45条</b> 2号有料業務については、毎事業年度の有料インターネット活用業務勘定の収支等を踏まえて2号有料業務に係るサービスや運用体制の在り方について検討し、必要な措置を講ずる。</p>	<p>(検討)</p> <p><b>第45条</b> <u>有料インターネット活用業務勘定において繰越欠損金が解消したときは、2号有料業務に係るサービスのその後の利用料金の考え方についてあらためて検討し、この基準の見直しその他必要な措置を講ずる。</u></p> <p>2 2号有料業務については、毎事業年度の有料インターネット活用業務勘定の収支等を踏まえて2号有料業務に係るサービスや運用体制の在り方について検討し、必要な措置を講ずる。</p>

附 則	附 則
<p>(施行期日等)</p> <p><b>第1条</b> この基準は、<u>令和7年4月1日</u>から施行する。</p> <p>2 <u>令和6年8月15日</u>に総務大臣の認可を受けた基準は、<u>令和7年3月31日</u>をもって廃止する。</p>	<p>(施行期日等)</p> <p><b>第1条</b> この基準は、<u>放送法の一部を改正する法律(令和6年法律第36号)附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日</u>から施行する。</p> <p>2 <u>令和4年12月21日</u>に総務大臣の認可を受けた基準は、<u>前項に定める日の前日</u>をもって廃止する。</p>
<p>(実施に要する費用の特例)</p> <p><b>第4条</b> <u>第17条第2項の実施に要する費用について、令和7年4月1日から9月30日までの期間に係る費用は100億円を超えないものとする。</u></p> <p>2 <u>第32条の実施に要する費用について、令和7年4月1日から9月30日までの期間に係る費用は5千万円を超えないものとする。</u></p>	<p>&lt;新設&gt;</p>
<p>(サービスの終了・変更に伴う特例)</p> <p><b>第5条</b> <u>第15条第2項第2号の利用申し込みについて、地上テレビ常時同時配信等サービスの終了もしくは変更を予定しているときは、利用者に対して事前に予告を行ったうえで、利用申し込みの受け付けおよびIDの付与を一定期間停止し、同項第1号のメッセージの内容を通常と異なるものとすることがある。</u></p>	<p>&lt;新設&gt;</p>
<p>(実施基準の見直し)</p> <p><b>第6条</b> &lt;略&gt;</p>	<p>(実施基準の見直し)</p> <p><b>第4条</b> &lt;同左&gt;</p>

「NHKインターネット活用業務実施基準」(「NHK 任意的配信業務実施基準」) 変更案 (令和7年10月1日施行)

※赤字・下線部は、変更しようとする部分。

変更案 (令和7年10月1日施行)	変更前 ※変更案 (令和7年4月1日施行) に基づく
<b>NHK <u>任意的配信業務</u> 実施基準</b>	<b>NHK <u>インターネット活用業務</u> 実施基準</b>
<b>第1部 総則</b>	<b>第1部 総則</b>
(目的) <b>第1条</b> この基準は、放送法 (以下「法」という。) 第20条第2項第2号および第3号の業務に関する <u>法第21条の2第1項</u> の基準として、当該業務の種類、内容、実施方法および実施に要する費用に関する事項等を定めるものである。	(目的) <b>第1条</b> この基準は、放送法 (以下「法」という。) 第20条第2項第2号および第3号の業務に関する <u>法第20条第12項</u> の基準として、当該業務の種類、内容、実施方法および実施に要する費用に関する事項等を定めるものである。
(定義) <b>第2条</b> この基準における用語は、次の各号の定義に従うものとする。 一 放送番組 放送をする事項の種類、内容、分量および配列 <u>二 配信</u> <u>放送番組その他の情報を電気通信回線を通じて一般の利用に供することであって、放送に該当しないもの</u> 三 放送番組等 <u>日本放送協会 (以下「協会」という。) が放送するまたは放送した放送番組およびその編集上必要な資料 (これらを編集したものを含む。以下同じ。)</u> 四 2号受信料財源業務 <u>協会が放送した放送番組 (放送の日から法第20条第1項第4号の総務省令で定める期間が経過したもの (以下「2号業務配信対象番組」という。) に限る。次号において同じ。)</u> の配信を行う業務 (法第20条第2項第2号の業務) のうち、専ら受信料を財源として行うもの 五 2号有料業務 <u>協会が放送した放送番組の配信を行う業務</u> (法第20条第2項第2号の業務) のうち、専ら受信料を財源として行うもの以外のもの 六 3号受信料財源業務 放送番組等を、 <u>配信</u> の事業を行う者 (放送事業者および外国放送事業者を除く。 <u>次号において同じ。</u> ) に提供する業務 (法第20条第2項第3号の業務) のうち、専ら受信料を財源として行うもの	(定義) <b>第2条</b> この基準における用語は、次の各号の定義に従うものとする。 一 放送番組 放送をする事項の種類、内容、分量および配列 <u>二 理解増進情報</u> <u>日本放送協会 (以下「協会」という。) が放送したまたは放送する放送番組の編集上必要な資料その他の協会が放送したまたは放送する放送番組に対する理解の増進に資する情報 (放送番組または当該情報を編集したものを含む。)</u> 三 放送番組等 <u>協会が放送したまたは放送する放送番組および当該放送番組に係る理解増進情報</u> 四 2号受信料財源業務 <u>放送番組等を電気通信回線を通じて一般の利用に供する業務 (放送に該当するものを除く。)</u> (法第20条第2項第2号の業務) のうち、専ら受信料を財源として行うもの 五 2号有料業務 <u>放送番組等を電気通信回線を通じて一般の利用に供する業務 (放送に該当するものおよび協会のテレビジョン放送による国内基幹放送の全ての放送番組を当該国内基幹放送と同時に一般の利用に供する業務を除く。)</u> (法第20条第2項第2号の業務) のうち、専ら受信料を財源として行うもの以外のもの 六 3号受信料財源業務 放送番組等を、 <u>放送番組を電気通信回線を通じて一般の利用に供する</u> 事業を行う者 (放送事業者および外国放送事業者を除く。) に提供する業務 ( <u>協会のテレビジョン放送による国内基幹放送の全ての放送番組を当該国内基幹放送と同時に提供する業務</u>

変更案（令和7年10月1日施行）	変更前 ※変更案（令和7年4月1日施行）に基づく
<p>七 3号有料業務</p> <p>放送番組等を、<u>配信の事業を行う者</u>に提供する業務（法第20条第2項第3号の業務）のうち、専ら受信料を財源として行うもの以外のもの</p> <p>八 <u>任意的配信業務</u></p> <p>第4号から第7号までの業務の総称</p> <p>九 <u>必要的配信業務</u></p> <p><u>法第20条第1項第3号から第5号までの業務</u></p> <p>十 <u>特定必要的配信</u></p> <p><u>法第20条第1項第3号から第5号に定める放送番組および当該放送番組の番組関連情報の配信のうち、ラジオ放送、多重放送、国際放送又は協会国際衛星放送の放送番組および当該放送番組の番組関連情報の配信を除いたもの</u></p>	<p><u>を除く。</u>）（法第20条第2項第3号の業務）のうち、専ら受信料を財源として行うもの</p> <p>七 3号有料業務</p> <p>放送番組等を、<u>放送番組を電気通信回線を通じて一般の利用に供する事業を行う者（放送事業者および外国放送事業者を除く。）</u>に提供する業務（<u>協会のテレビジョン放送による国内基幹放送の全ての放送番組を当該国内基幹放送と同時に提供する業務を除く。</u>）（法第20条第2項第3号の業務）のうち、専ら受信料を財源として行うもの以外のもの</p> <p>八 <u>インターネット活用業務</u></p> <p>第4号から第7号までの業務の総称</p> <p>九 <u>国内インターネット活用業務</u></p> <p><u>2号受信料拠出業務および3号受信料拠出業務のうち、国内放送の放送番組等の提供に係るもの</u></p> <p>十 <u>国際インターネット活用業務</u></p> <p><u>2号受信料拠出業務および3号受信料拠出業務のうち、国際放送および協会国際衛星放送の放送番組等の提供に係るもの</u></p>
<p>（放送番組の範囲）</p> <p><b>第3条</b> この基準中、放送番組についての記述は、特にことわりのない場合、いずれも、国内基幹放送、国際放送および協会国際衛星放送におけるテレビジョンおよびラジオの放送番組を含む。</p>	<p>（放送番組の範囲）</p> <p><b>第3条</b> この基準中、放送番組についての記述は、特にことわりのない場合、いずれも、国内基幹放送、国際放送および協会国際衛星放送におけるテレビジョンおよびラジオの放送番組を含む。</p>
<p><b>第2部 <u>任意的配信業務に関する通則</u></b></p>	<p><b>第2部 <u>インターネット活用業務に関する通則</u></b></p>
<p>（業務実施にあたっての基本原則）</p> <p><b>第4条</b> <u>任意的配信業務</u>は、協会が行う<u>放送および配信</u>を補完してその効果・効用を高め、または国民共有の財産であるこれらの放送番組等を広く国民に還元するなど、法第15条の目的を達成するために実施する。</p> <p>2 <u>任意的配信業務</u>の実施にあたっては、この基準に定めるところを遵守するとともに、協会の放送を受信することのできる受信設備を設置した者<u>または特定必要的配信の受信を開始した者</u>が法第64条第1項の規定により協会と受信契約を締結しなければならないとされていること（以下「受信料制度」という。）の趣旨に照らして不適切なものとならないこと、その実施に過大な費用を要するものとならないこと等、<u>法第21条の2第2項</u>各号に定めるこの基準の認可要件に従って適切に実施する。</p>	<p>（業務実施にあたっての基本原則）</p> <p><b>第4条</b> <u>インターネット活用業務</u>は、協会が行う<u>放送</u>を補完してその効果・効用を高め、または国民共有の財産であるこれらの放送番組等を広く国民に還元するなど、法第15条の目的を達成するために実施する。<u>【注1】</u></p> <p>2 <u>インターネット活用業務</u>の実施にあたっては、この基準に定めるところを遵守するとともに、協会の放送を受信することのできる受信設備を設置した者が法第64条第1項の規定により協会と受信契約を締結しなければならないとされていること（以下「受信料制度」という。）の趣旨に照らして不適切なものとならないこと、その実施に過大な費用を要するものとならないこと等、<u>法第20条第13項</u>各号に定めるこの基準の認可要件に従って適切に実施する。</p> <p><u>【注1】 法第20条第1項の業務として、取材・番組制作、受信料の契約・収納、職員採用等の業務を実施し、または公共放送の事業案内、事業活動に関する情報公開、調査研究を行う目的でインターネットを活用することがあり、その際、それらの目的に照ら</u></p>



変更案（令和7年10月1日施行）	変更前 ※変更案（令和7年4月1日施行）に基づく
	<p><u>して一般に認められる程度・態様において、専ら受信料を財源として放送番組等を電気通信回線を通じて一般の利用に供し、または（は放送番組を電気通信回線を通じて一般の利用に供する事業を行う者に提供することがある。</u></p>
<p>&lt;削除&gt;</p>	<p><u>（理解管理情報の提供に係る基本原則）</u></p> <p><b>第5条</b> <u>理解管理情報は、法の趣旨を踏まえ、特定の放送番組に関連付けられた補助的な情報の範囲のものとし、次の各号のいずれかに該当するものに限る。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li><u>一 放送番組を周知・広報するもの</u></li> <li><u>二 放送番組等を再編集したもの</u></li> <li><u>三 放送番組の内容を解説・補足するもの</u></li> <li><u>四 放送番組のために収集した情報であって災害等の予防や被害の軽減に資するもの</u></li> <li><u>五 協会が放送した放送番組（以下「既放送番組」という。）の一部を編集したものまたは当該放送番組のために収集した資料であって創作素材として提供するもの</u></li> <li><u>六 その他放送番組の視聴に関して参考となるべき情報</u></li> </ul>
<p>（広告の禁止）</p> <p><b>第5条</b> <u>任意的配信業務</u>の実施にあたっては、他人の営業に関する広告を行わない。</p>	<p>（広告の禁止）</p> <p><b>第6条</b> <u>インターネット活用業務</u>の実施にあたっては、他人の営業に関する広告を行わない。</p>
<p>（実施計画の策定、届出および公表）</p> <p><b>第6条</b> <u>任意的配信業務</u>に係る実施計画（以下「実施計画」という。）については、法および放送法施行規則の規定に則り事業年度ごとに策定し、当該事業年度の開始前に、これを総務大臣に届け出るとともに、協会のウェブサイトに掲載して公表する。実施計画を変更する場合も同様とする。</p>	<p>（実施計画の策定、届出および公表）</p> <p><b>第7条</b> <u>インターネット活用業務</u>に係る実施計画（以下「実施計画」という。）については、法および放送法施行規則の規定に則り事業年度ごとに策定し、当該事業年度の開始前に、これを総務大臣に届け出るとともに、協会のウェブサイトに掲載して公表する。実施計画を変更する場合も同様とする。</p>
<p>（実施状況の<u>評価等</u>）</p> <p><b>第7条</b> 各事業年度の終了後、実施計画の実施状況（サービスの利用状況に関する情報および収支実績を含む。）を取りまとめるとともに、これについて評価を行う。<u>その結果に基づき必要があると認める場合には、任意的配信業務の改善を図るための措置（この基準の見直しを含む。）を講ずる。</u></p> <p><b>2</b> <u>前項の実施状況および評価は、協会のウェブサイトに掲載して公表する。</u></p>	<p>（実施状況の<u>公表、評価および改善</u>）</p> <p><b>第8条</b> 各事業年度の終了後、実施計画の実施状況（サービスの利用状況に関する情報および収支実績を含む。）を取りまとめるとともに、これについて評価を行う。</p> <p><b>2</b> <u>インターネット活用業務の実施状況について、少なくとも3年ごとに、前項の評価の結果も踏まえて、技術の発達および需要の動向その他の事情を勘案して評価を行うとともに、その結果に基づき必要があると認める場合には、当該業務の改善を図るための措置（この基準の見直しを含む。）を講ずる。</u></p> <p><b>3</b> <u>第1項の実施状況および評価ならびに前項の評価および措置は、協会のウェブサイトに掲載して公表する。</u></p>
<p>（<u>任意的配信業務に関する審査・評価委員会</u>）</p> <p><b>第8条</b> <u>任意的配信業務</u>における適切性の確保に資するため、協会の会長の諮問機関として、学識経験者からなる<u>任意的配信業務に関する</u></p>	<p>（<u>インターネット活用業務審査・評価委員会</u>）</p> <p><b>第9条</b> <u>インターネット活用業務</u>における適切性の確保に資するため、協会の会長の諮問機関として、学識経験者からなる<u>インターネッ</u></p>



変更案（令和7年10月1日施行）	変更前 ※変更案（令和7年4月1日施行）に基づく
<p><u>る</u> 審査・評価委員会（以下「審査・評価委員会」という。）を置く。</p> <p>2 審査・評価委員会の委員の委嘱にあたっては、市場競争の評価等に関する知見を有し、客観的かつ中立公正な判断をすることができる者を選定することとする。</p> <p>3 実施計画の策定ならびに前条の評価にあたっては、審査・評価委員会に、<u>任意的配信業務</u>の公共性および市場競争への影響等、公共放送の業務としての適切性を確保する観点からの見解を求め、これを尊重する。</p> <p>4 審査・評価委員会は、実施計画の策定ならびに前条の評価に関して見解を述べるために必要と認めるときは、<u>任意的配信業務</u>に係るサービスと同種のサービスを行う事業者（以下「競合事業者」という。）および協会が委託等により<u>任意的配信業務</u>の一部を担わせる事業者（以下「外部事業者」という。）に意見を求めることができる。</p> <p>5 前条の<u>任意的配信業務</u>の実施状況の公表および評価のあり方については、審査・評価委員会の見解等を踏まえて不断に見直す。</p> <p>6 審査・評価委員会の規程、議事の概要、会合における配付資料およびその他の資料は、審査・評価委員会の定めるところにより、原則として公表する。公表は、協会のウェブサイトに掲載して行う。</p> <p>7 審査・評価委員会の運営に必要な事項については、審査・評価委員会の定めるところによる。</p>	<p><u>ト活用業務</u>審査・評価委員会（以下「審査・評価委員会」という。）を置く。</p> <p>2 審査・評価委員会の委員の委嘱にあたっては、市場競争の評価等に関する知見を有し、客観的かつ中立公正な判断をすることができる者を選定することとする。</p> <p>3 実施計画の策定ならびに前条<u>第1項および第2項</u>の評価にあたっては、審査・評価委員会に、<u>インターネット活用業務</u>の公共性および市場競争への影響等、公共放送の業務としての適切性を確保する観点からの見解を求め、これを尊重する。</p> <p>4 審査・評価委員会は、実施計画の策定ならびに前条<u>第1項および第2項</u>の評価に関して見解を述べるために必要と認めるときは、<u>インターネット活用業務</u>に係るサービスと同種のサービスを行う事業者（以下「競合事業者」という。）および協会が委託等により<u>インターネット活用業務</u>の一部を担わせる事業者（以下「外部事業者」という。）に意見を求めることができる。</p> <p>5 前条の<u>インターネット活用業務</u>の実施状況の公表および評価のあり方については、審査・評価委員会の見解等を踏まえて不断に見直す。</p> <p>6 審査・評価委員会の規程、議事の概要、会合における配付資料およびその他の資料は、審査・評価委員会の定めるところにより、原則として公表する。公表は、協会のウェブサイトに掲載して行う。</p> <p>7 審査・評価委員会の運営に必要な事項については、審査・評価委員会の定めるところによる。</p>
<p>&lt;削除&gt;</p>	<p><u>(放送法上の努力義務に係る取り組み)</u></p> <p><u>第10条</u> 2号受信料根拠業務および2号有料業務の実施にあたっては、<u>地方向けの放送番組を提供するよう努めるとともに、他の放送事業者との連携・協調を深める観点から、他の放送事業者が行う当該業務に相当する業務の円滑な実施に協力するよう努める。</u></p> <p>2 前項に係る取り組みを積極的に進めることとし、<u>地方向け放送番組の提供に向けた設備整備、他の放送事業者との連携・協調に資する方法による放送番組の提供等、その具体的な業務の内容については、実施計画において各事業年度の計画を明らかにする。</u></p>
<p>&lt;削除&gt;</p>	<p><u>(ユニバーサル・サービスへの取り組み)</u></p> <p><u>第11条</u> インターネット活用業務の実施にあたっては、<u>共生社会の実現に貢献するため、人にやさしい放送・サービスを補完する手段としての活用を推進する。</u></p> <p>2 前項に係る取り組みとして、<u>提供情報の自動生成等に係る技術を活用し、視覚・聴覚障害者や高齢者、在留・訪日外国人等に向けた字幕、解説音声および手話によるユニバーサル・サービスに係る情報のインターネットを通じた提供を行うこととし、その具体的な業務の内容については、各事業年度の実施計画において明らかにする。</u></p>

変更案 (令和7年10月1日施行)	変更前 ※変更案 (令和7年4月1日施行) に基づく
<p>&lt;削除&gt;</p>	<p><u>(国際インターネット活用業務への取り組み)</u></p> <p><b>第12条</b> <u>国際インターネット活用業務の実施にあたっては、情報を効率的・効果的に届けることができるインターネットの特性を生かし、全世界へ向けた情報発信を強化するとともに訪日・在留外国人に必要な情報を適切に提供する観点から、国際放送および協会国際衛星放送の放送番組等の提供の充実に努める。</u></p> <p><u>2 前項に係る具体的な業務の内容については、各事業年度の実施計画において明らかにする。</u></p>
<p><b>第3部 2号受信料料源業務</b></p>	<p><b>第3部 2号受信料料源業務</b></p>
<p>(業務の内容)</p> <p><b>第9条</b> <u>2号受信料料源業務は、次の各号に掲げる放送番組(2号業務配信対象番組に限る。)であって、法第20条第1項第4号の配信(以下「第4号必要的配信」という)の期間を超えて配信することにより効果の向上が見込まれるものについて配信することを内容とし、当該第4号必要的配信と一体的に実施する。</u></p> <p><u>一 国内基幹放送の放送番組のうち、教育番組</u></p> <p><u>二 国内ラジオ放送の放送番組(前号に掲げるものを除く)</u></p> <p><u>三 外国人向け国際放送および外国人向け協会国際衛星放送の放送番組</u></p>	<p>(業務の内容)</p> <p><b>第13条</b> <u>2号受信料料源業務は、次の各号に掲げる放送番組等を一般に提供することを内容とする。</u></p> <p><u>一 放送番組</u></p> <p><u>ア 協会が放送しようとする放送番組(以下「放送予定番組」という。)のうち、放送番組の周知・広報のために特に提供することが必要と認めるもの</u></p> <p><u>イ 協会が放送している放送番組(以下「放送中番組」という。【注2】)のうち、次に掲げる放送のいずれかによるもの(提供に必要な権利を確保できないもの等を除く。)</u></p> <p><u>(ア) 総合テレビジョン放送</u></p> <p><u>(イ) 教育テレビジョン放送</u></p> <p><u>(ウ) ラジオ第1放送</u></p> <p><u>(エ) ラジオ第2放送</u></p> <p><u>(オ) FM放送</u></p> <p><u>(カ) 国際放送</u></p> <p><u>(キ) 協会国際衛星放送</u></p> <p><u>ウ 国内テレビジョン放送の放送中番組のうち、一時の目的のために提供する次に掲げるもの</u></p> <p><u>(ア) 災害時における国民の生命・財産の保護等に資するための情報その他の国民生活や社会全体に大きな影響を及ぼす情報であって特に迅速に提供すべきものを伝える放送番組</u></p> <p><u>(イ) 放送開始後の視聴の利便を図るための時差再生サービス(ハイブリッドキャスト【注3】対応受信機または当該受信機に紐づく端末機器を対象とするものに限る。)の対象とする放送番組</u></p> <p><u>エ 既放送番組【注2】のうち、次に掲げるもの</u></p> <p><u>(ア) 総合テレビジョン放送および教育テレビジョン放送の放送番組のうち、イ(ア)および(イ)の提供と一体のサービスとして提供するもの</u></p> <p><u>(イ) (ア)に掲げるもののほか、国内テレビジョン放送の放送番組であって、広く一般に提供することに公益上の意義もしく</u></p>

変更案（令和7年10月1日施行）	変更前 ※変更案（令和7年4月1日施行）に基づく
	<p><u>は協会の放送番組や業務に関する周知のための必要性があり、またはその提供が第10条に定める放送法上の努力義務の達成に資するもの（その提供により受信料制度を毀損するおそれがある場合を除く。）</u></p> <p><u>(ウ) 国内ラジオ放送、国際放送および協会国際衛星放送の放送番組</u></p> <p><u>二 理解促進情報</u></p> <p><u>2 前項第1号イ(ア)およびイ(イ)の放送中番組の提供を「地上テレビ常時同時配信」と称し、これと一体として行う同号工(ア)の既放送番組の提供を「地上テレビ見逃し番組配信」と称する。</u></p> <p><u>3 提供している理解促進情報については、特定の放送番組との対応関係を確認し、その関係を少なくとも3か月に一度協会のウェブサイトに掲載して公表する。</u></p> <p><u>【注2】 利用者の利便に資し、または放送後の時間経過等による利用者の誤解を防ぐため、速報ニュース・気象情報等、放送の際に追加した文字、図形または音声による情報を除いたもの等を提供する場合がある。</u></p> <p><u>【注3】 一般社団法人IPTVフォーラムが策定した「ハイブリッドキャスト技術仕様」に基づく放送・通信連携サービスをいう。</u></p>
<p>(業務の実施方法)</p> <p><b>第10条</b> 前条の放送番組の<u>配信</u>は、次の各号のいずれかの方法により行う。ただし、第1号に掲げる方法によることを原則とし、第2号に掲げる方法による場合は、実施計画においてその旨を明示する。</p> <p>一 協会のウェブサイト <u>【注】</u> または協会が一般に提供するアプリケーションを通じて行う方法</p> <p>二 電気通信回線を通じて一般への情報提供を行う他の事業者のウェブサイトまたはアプリケーションを通じて行う方法</p> <p>2 前項第2号に掲げる方法で<u>配信</u>を行う場合は、当該他の事業者との契約により、利用者に提供する放送番組および当該放送番組の<u>配信</u>に関する提供条件を協会が決定することを確保するとともに、利用者に対し、協会が提供主体であり当該放送番組の<u>配信</u>について協会が定める提供条件および実施方法が適用されることを明示する。</p> <p><u>3 配信の期間は放送の日から法第20条第1項第4号の総務省令で定める期間が経過してから一定期間とし、配信は1日24時間行う。</u> <u>&lt;表は削除&gt;</u></p> <p><u>4 配信の対象地域については制限を設けない。ただし、一体的に行う第4号必要的配信の対象地域に制限が設けられている場合には、これに準じる。</u> <u>&lt;表は削除&gt;</u></p>	<p>(業務の実施方法)</p> <p><b>第14条</b> 前条の放送番組等の<u>提供</u>は、次の各号のいずれかの方法により行う。ただし、第1号に掲げる方法によることを原則とし、第2号に掲げる方法による場合は、実施計画においてその旨を明示する。</p> <p>一 協会のウェブサイト <u>【注4】</u> または協会が一般に提供するアプリケーションを通じて行う方法</p> <p>二 電気通信回線を通じて一般への情報提供を行う他の事業者のウェブサイトまたはアプリケーションを通じて行う方法</p> <p>2 前項第2号に掲げる方法で<u>提供</u>を行う場合は、当該他の事業者との契約により、利用者に提供する放送番組等および当該放送番組等の提供に関する提供条件を協会が決定することを確保するとともに、利用者に対し、協会が提供主体であり当該放送番組等の<u>提供</u>について協会が定める提供条件および実施方法が適用されることを明示する。</p> <p><u>3 次の表の左欄に掲げる放送番組等の提供期間および時間については、同表の右欄に掲げるとおりとする。 &lt;表は省略&gt;</u></p> <p><u>4 次の表の左欄に掲げる放送番組等の提供対象地域については、同表の右欄に掲げるとおりとする。ただし、提供に必要な権利が確保できない場合等には、表の4の項の放送番組の提供対象地域を日本国外に、5、8および9の項の放送番組等の提供対象地域を日本国内に限ることがある。</u> <u>&lt;表は省略&gt;</u></p>

変更案（令和7年10月1日施行）	変更前 ※変更案（令和7年4月1日施行）に基づく
<p>5 放送番組の<u>配信</u>は、端末機器、ソフトウェア、画質・音質等の諸条件を含め、広く一般に利用できる方法で行うことを原則とし、合理的な理由なく対象を限定することのないよう努める。端末機器およびソフトウェアの条件については、協会のウェブサイトに掲載して公表する。第1項第2号に掲げる方法で提供を行う場合は、当該他の事業者により公表されるようにする。</p> <p><u>【注】 協会のウェブサイトのドメインは第13条の利用規約において示す。</u></p>	<p>5 放送番組等の<u>提供</u>は、端末機器、ソフトウェア、画質・音質等の諸条件を含め、広く一般に利用できる方法で行うことを原則とし、合理的な理由なく対象を限定することのないよう努める。端末機器およびソフトウェアの条件については、協会のウェブサイトに掲載して公表する。第1項第2号に掲げる方法で提供を行う場合は、当該他の事業者により公表されるようにする。</p> <p><u>【注4】 協会のウェブサイトのドメインとして、nhk.or.jp、nhk.jp などがある。</u></p> <p><u>【注5】 次の表の左欄に掲げる協会の組織をいい、それぞれ右欄に掲げる地域を所管する。 &lt;表は省略&gt;</u></p>
<p>(料金その他の提供条件)</p> <p><b>第11条</b> 2号受信料財源業務は、利用者に対価を求めることなく実施する。</p> <p>2 <u>その他の提供条件については、受信料制度を毀損することのないようにするため、これと一体的に行う第4号必要的配信に準じることとし、特定必要的配信を一体的に行う場合には、法第20条の3第9項に規定する措置として講じる端末機器の操作等を利用者に求めることがある。</u></p>	<p>(料金その他の提供条件)</p> <p><b>第15条</b> 2号受信料財源業務は、利用者に対価を求めることなく実施する。</p> <p>2 <u>地上テレビ常時同時配信および地上テレビ見逃し番組配信に係るサービス（以下「地上テレビ常時同時配信等サービス」という。）の実施にあたっては、受信料制度を毀損することのないようにするため、次の各号に定める措置を講ずるものとする。</u></p> <p><u>一 地上テレビ常時同時配信等サービスを行うウェブサイトまたはアプリケーションにおいて、提供している放送番組の画面上に、当該サービスの利用に際して協会との受信契約を確認するための情報提供を求める旨のメッセージを表示する。当該メッセージは、受信料制度を毀損することのないようにする観点で必要かつ十分な大きさおよび態様で表示するものとする。その際、次号の利用申込みを行う意思を示した者には、利用申込みを促すために必要な情報を提供するように求めたうえで、通常とは異なる表示方法とすることがある。</u></p> <p><u>二 地上テレビ常時同時配信等サービスを利用しようとする者には、住所、氏名その他協会との受信契約を確認するために必要な情報を協会に提供することを求め、協会に対してこれらの情報を提供して利用申込みを行った者（以下「申込者」という。）に対しては、IDを一つ付与する。</u></p> <p><u>三 前二号に基づき利用に際して提供を求める情報の詳細は、地上テレビ常時同時配信等サービスの利用規約で定める。</u></p> <p><u>四 申込者は、IDを用いることにより、第1号のメッセージが表示されない状態で地上テレビ常時同時配信等サービスを自ら利用することができるのに加え、自らと生計をともにする者その他利用規約で定める者に利用させることができる。ただし、協会は、一つのIDで同時に利用できる配信ストリームの数に上限を設けることがあり、その場合、上限とする数は、実施計画において明らかにするとともに、地上テレビ常時同時配信等サービスの利用</u></p>

変更案（令和7年10月1日施行）	変更前 ※変更案（令和7年4月1日施行）に基づく
	<p><u>規約で明示するものとする。</u></p> <p><u>五 次のいずれかに該当するときは、IDによる地上テレビ常時同時配信等サービスの利用の全部または一部を停止し、第1号の措置の状態に戻すことがある。</u></p> <p><u>ア 申込者が提供した住所等の情報によって、申込者が協会と受信契約を締結している事実を確認できないとき</u></p> <p><u>イ 申込者が協会と締結している受信契約に係る受信料の支払いを1年以上連続して延滞していることが判明したとき</u></p> <p><u>ウ 申込者が付与されたIDを前号に定める範囲を超えて不正に利用させるなど、地上テレビ常時同時配信等サービスの利用規約に定める条件に違反する利用を行ったことが判明し、受信料制度を毀損するおそれの程度に鑑みて協会が当該サービスの利用の全部または一部を停止することが適当と認めたとき</u></p> <p><u>3 地上テレビ常時同時配信の一部として災害時における国民の生命・財産の保護等に資するための情報その他の国民生活や社会全体に大きな影響を及ぼす情報であって特に迅速に提供すべきものを伝える放送番組を提供するときは、臨時かつ一時的に、前項第1号のメッセージを表示しないで地上テレビ常時同時配信を行う措置を講ずることがある。</u></p>
<p>&lt;削除&gt;</p>	<p><u>(特例措置に関する情報の公表)</u></p> <p><u>第16条 第13条第1項第1号ウ(ア)の放送中番組の提供および前条第3項の措置を実施したときは、その都度、これにより提供した放送番組および提供時間を、協会のウェブサイトに掲載して公表する。</u></p>
<p>(業務実施に要する費用)</p> <p><b>第12条</b></p> <p>実施に要する費用は、年額<u>10億円</u>を超えないものとする。</p> <p><u>2 実施に要する費用については、第34条第6項による費用明細表の作成・情報開示をはじめ、区分経理の考え方に則った十分な説明と、参考となる情報の提供に努めるものとする。</u></p> <p><u>3 第1項の規定にかかわらず、想定を大きく超える利用者の増加等により配信経費等が増大したときは、第1項の金額を超過して<u>2号受信料増徴業務</u>を実施することがある。その場合、他の項からの予算の流用が生じるときは予算総則の定めに従い経営委員会の議決を経<u>たうえで</u>、当該超過した金額とその理由を協会のウェブサイトおよび当該年度の業務報告書に掲載して公表する。</u></p>	<p>(業務実施に要する費用)</p> <p><b>第17条</b> <u>実施に要する費用については、放送法第71条の2第1項に基づく中期経営計画の策定または変更に当たって協会の業務および収支の見通しとあわせて検討するものとし、実施しようとする業務が真に必要で有効なものか、受信料増徴により賄うことが妥当かなどの観点から不断に点検して抑制的な管理に努める。</u></p> <p><u>2 実施に要する費用は、年額200億円を超えないものとする。</u></p> <p><u>3 実施に要する費用については、第42条第6項による費用明細表の作成・情報開示をはじめ、区分経理の考え方に則った十分な説明と、参考となる情報の提供に努めるものとする。</u></p> <p><u>4 第2項の規定にかかわらず、<u>大規模災害など国民の生命、身体および財産の保護が必要な緊急事態の発生や</u>、想定を大きく超える利用者の増加等により配信経費等が増大したときは、第2項の金額を超過して<u>国内インターネット活用業務</u>を実施することがある。その場合、他の項からの予算の流用について、予算総則の定めに従い経営委員会の議決を経ることとし、当該超過した金額とその理由を協会のウェブサイトおよび当該年度の業務報告書に掲載して公表する。</u></p> <p><u>5 前項の想定に係る利用見込み等の根拠については、毎年度の実施</u></p>



変更案（令和7年10月1日施行）	変更前 ※変更案（令和7年4月1日施行）に基づく
	<u>計画において明らかにするものとする。</u>
<削除>	<p><u>(放送番組等の点検と提供の終了)</u></p> <p><b>第18条</b> 2号受信料財源業務により行う個々の放送番組または理解増進情報の提供については、少なくとも年1回、その社会的意義を勘案して必要性・有効性を点検し、それらがなくなったと判断したものはその時点で終了する。</p> <p>2 前項の点検の結果については、協会のウェブサイトで公表するとともに、審査・評価委員会にその概要を報告する。</p>
<削除>	<p><u>(サービスの維持改善)</u></p> <p><b>第19条</b> 2号受信料財源業務に係るサービス利用の際の操作方法および画面表示については、広く利用者に分かりやすく利便性が高いものとなるよう、維持改善に努める。</p>
<p>(利用規約の作成等)</p> <p><b>第13条</b> 利用者保護の観点から、2号受信料財源業務に係るサービスについては、あらかじめ、サービスの内容を公表するとともに、協会および利用者の責任に関する事項等を含む利用規約を定めて公表し、利用者にその内容を明示する。<u>なお、利用規約は2号受信料財源業務と一体で提供する必要的配信業務に係る利用規約と一体のものとして提示することがある。</u></p> <p>2 前項の利用規約の中で、2号受信料財源業務に係るサービスの用に供している電気通信設備に本サービスの実施を不可能とする不具合が生じた場合等に協会が当該サービスの提供を中断することがあることを明示する。</p> <p>3 利用者に必要な情報の登録を求める場合を含め、2号受信料財源業務に係るサービスの提供に際して利用者に関する個人情報または視聴者非特定視聴履歴（視聴者個人関連情報（視聴に伴って取得される個人に関する情報であって、個人関連情報であるものをいう。）であって、特定の日時において視聴する放送番組を特定することができるものをいう。）を含む視聴者パーソナルデータ（視聴に伴って収集される個人に関する情報をいう。）その他の情報（以下「個人情報等」という。）を取得する場合は、第1項の利用規約の中で次の各号に掲げる事項を明示する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一 当該サービスの利用にあたって、利用者に関する個人情報等の提供が必要となること</li> <li>二 協会は、利用者に関する個人情報等を第29条に定めるところにより適切に取り扱うこと</li> </ul>	<p>(利用規約の作成等)</p> <p><b>第20条</b> 利用者保護の観点から、2号受信料財源業務に係るサービスについては、あらかじめ、サービスの内容を公表するとともに、協会および利用者の責任に関する事項等を含む利用規約を定めて公表し、利用者にその内容を明示する。</p> <p>2 前項の利用規約の中で、2号受信料財源業務に係るサービスの用に供している電気通信設備に本サービスの実施を不可能とする不具合が生じた場合等に協会が当該サービスの提供を中断することがあることを明示する。</p> <p>3 利用者に必要な情報の登録を求める場合を含め、2号受信料財源業務に係るサービスの提供に際して利用者に関する個人情報または視聴者非特定視聴履歴（視聴者個人関連情報（視聴に伴って取得される個人に関する情報であって、個人関連情報であるものをいう。）であって、特定の日時において視聴する放送番組を特定することができるものをいう。）を含む視聴者パーソナルデータ（視聴に伴って収集される個人に関する情報をいう。）その他の情報（以下「個人情報等」という。）を取得する場合は、第1項の利用規約の中で次の各号に掲げる事項を明示する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一 当該サービスの利用にあたって、利用者に関する個人情報等の提供が必要となること</li> <li>二 協会は、利用者に関する個人情報等を第36条に定めるところにより適切に取り扱うこと</li> </ul>
<別紙を含め削除>	<p><u>(インターネット活用業務についての社会実証)</u></p> <p><b>第20条の2</b> 協会のインターネット活用業務が果たしうる社会的役割を検証するため、期間を限って、放送番組等の提供を伴う社会実証を実施することがある。</p> <p>2 社会実証に係る放送番組等の提供については、第13条から第1</p>

変更案 (令和7年10月1日施行)	変更前 ※変更案 (令和7年4月1日施行) に基づく
	<u>5条までの規定にかかわらず別紙のとおりとする。〈別紙は省略〉</u>
<b>第4部 2号有料業務</b>	<b>第4部 2号有料業務</b>
<p>(業務の内容)</p> <p><b>第14条</b> 2号有料業務は、国内基幹放送(地上基幹放送および衛星基幹放送)の<u>放送番組(2号業務配信対象番組に限る。)</u>を、一般の求めに応じ<u>て配信</u>することを内容とする。</p> <p>2 2号有料業務に係るサービスを「NHKオンデマンドサービス」(以下この第4部において「本サービス」という。)と称し、次の各号に掲げる契約種別で提供する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一 単品等・・・放送番組の中から1本(以下「単品」という。)または複数本をまとめたパック(以下「複数本パック」という。)を単位に、そのつど課金して一定期間の利用を可能とするもの</li> <li>二 見放題パック・・・個々の放送番組の入れ替わりがあることを前提とした特定範囲の複数本の放送番組を一括対象とし、一定期間の利用を可能とするもの</li> </ul>	<p>(業務の内容)</p> <p><b>第21条</b> 2号有料業務は、国内基幹放送(地上基幹放送および衛星基幹放送)の<u>既放送番組および当該放送番組に係る理解増進情報</u>を、一般の求めに応じ、<u>電気通信回線を通じてその利用に供</u>することを内容とする。<u>ただし、周知・広報のために必要と認めるときは、国内基幹放送の放送予定番組または放送中番組に係る理解増進情報を利用に供することがある。</u></p> <p>2 2号有料業務に係るサービスを「NHKオンデマンドサービス」(以下この第4部において「本サービス」という。)と称し、次の各号に掲げる契約種別で提供する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一 単品等・・・<u>放送番組等</u>の中から1本(以下「単品」という。)または複数本をまとめたパック(以下「複数本パック」という。)を単位に、そのつど課金して一定期間の利用を可能とするもの</li> <li>二 見放題パック・・・<u>個々の放送番組等</u>の入れ替わりがあることを前提とした特定範囲の複数本の<u>放送番組等</u>を一括対象とし、一定期間の利用を可能とするもの</li> </ul> <p><u>3 理解増進情報を提供するにあたっては、特定の放送番組との対応関係を明らかにして行う。</u></p>
<p>(業務の実施方法)</p> <p><b>第15条</b> 本サービスの提供は、次の各号のいずれかの方法により行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一 直接提供型・・・協会が、利用者に直接<u>配信</u>する方法</li> <li>二 プラットフォーム経由型・・・第三者が実施する動画配信サービスにおける動画管理、顧客管理、課金管理その他の基本機能(以下「プラットフォーム機能」という。)を介して提供する方法</li> </ul> <p>2 前項第2号のプラットフォーム経由型により本サービスの提供を行う場合は、当該プラットフォーム事業者(本サービスのためにプラットフォーム機能を提供し、または提供を予定する事業者をいう。以下同じ。)との契約により、本サービスの提供に関する料金その他の提供条件を協会が決定することを確保するとともに、利用者に対し、協会が提供主体であり、<u>放送番組の配信</u>について協会が定める料金その他の提供条件および実施方法が適用されることを明示する。</p> <p>3 本サービスによる<u>放送番組の配信</u>は、個々の放送番組ごとに、一定期間または期間を定めずに行う。</p> <p>4 本サービスの提供対象地域は、日本国内とする。</p> <p>5 本サービスは、端末機器、ソフトウェア、画質・音質等の諸条件を含め、広く一般に利用できる方法で行うことを原則とし、合理的な理由なく対象を限定することのないよう努める。端末機器およびソフ</p>	<p>(業務の実施方法)</p> <p><b>第22条</b> 本サービスの提供は、次の各号のいずれかの方法により行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一 直接提供型・・・協会が、<u>電気通信回線を通じて</u>利用者に直接<u>提供</u>する方法</li> <li>二 プラットフォーム経由型・・・第三者が実施する動画配信サービスにおける動画管理、顧客管理、課金管理その他の基本機能(以下「プラットフォーム機能」という。)を介して提供する方法</li> </ul> <p>2 前項第2号のプラットフォーム経由型により本サービスの提供を行う場合は、当該プラットフォーム事業者(本サービスのためにプラットフォーム機能を提供し、または提供を予定する事業者をいう。以下同じ。)との契約により、本サービスの提供に関する料金その他の提供条件を協会が決定することを確保するとともに、利用者に対し、協会が提供主体であり、<u>放送番組等の提供</u>について協会が定める料金その他の提供条件および実施方法が適用されることを明示する。</p> <p>3 本サービスによる<u>放送番組等の提供</u>は、個々の放送番組<u>または理解増進情報</u>ごとに、一定期間または期間を定めずに行う。</p> <p>4 本サービスの提供対象地域は、日本国内とする。</p> <p>5 本サービスは、端末機器、ソフトウェア、画質・音質等の諸条件を含め、広く一般に利用できる方法で行うことを原則とし、合理的な理由なく対象を限定することのないよう努める。端末機器およびソフ</p>



変更案（令和7年10月1日施行）	変更前 ※変更案（令和7年4月1日施行）に基づく
<p>トウェアの条件については、協会のウェブサイトに掲載して公表する。プラットフォーム経由型により本サービスの提供を行う場合には、プラットフォーム事業者により公表されるようにする。</p>	<p>トウェアの条件については、協会のウェブサイトに掲載して公表する。プラットフォーム経由型により本サービスの提供を行う場合には、プラットフォーム事業者により公表されるようにする。</p>
<p>(料金その他の提供条件)</p> <p><b>第16条</b> 2号有料業務は、利用者から対価を得て実施する。</p> <p>2 本サービスの利用料金は、本サービスに対する需要動向等のデータに基づき、本サービスの種類ごとに次の各号の考え方により定め、実施計画において明らかにするとともに、協会のウェブサイトに表示する。これを変更するときも同様とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一 単品等・・・単品は、その放送番組の長さ、画質、権利処理に要した費用および市場性を、複数本パックは、その構成する放送番組の単品料金の額および本数ならびに市場性を、それぞれ総合的に勘案して定める。</li> <li>二 見放題パック・・・提供期間、対象となる放送番組の本数、画質、権利処理に要した費用および市場性を総合的に勘案して定める。</li> </ul> <p>3 前項の料金を定め、または変更するにあたっては、次の各号の点を考慮するものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一 利用者の利益を不当に害しないこと</li> <li>二 できる限り収入総額の増加に寄与するようにすること</li> <li>三 一般的な料金水準に比し、著しく低額にならないようにすること</li> </ul> <p>4 前項第1号または第3号に定める事項に適合しないこととなったと認めるときは、その是正のために必要な措置をとる。</p> <p>5 本サービスの利用の促進に資するため、第2項および第3項の規定にかかわらず、次に掲げる料金の特例措置を行うことがある。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一 利用料金を一時的に減額または無料とする措置</li> <li>二 本サービスの一部を割引料金または無料で利用できる利用権を付与する措置</li> </ul> <p>6 前項の特例措置は、次の各号の条件を満たすものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一 利用者間およびプラットフォーム事業者間の公平を不当にゆがめないこと</li> <li>二 同種のサービスを提供する他の事業者による類似の措置に比し、適切なものであること</li> </ul> <p>7 本サービスの利用希望者との契約締結を、正当な理由なく拒まない。</p>	<p>(料金その他の提供条件)</p> <p><b>第23条</b> 2号有料業務は、利用者から対価を得て実施する。</p> <p>2 本サービスの利用料金は、本サービスに対する需要動向等のデータに基づき、本サービスの種類ごとに次の各号の考え方により定め、実施計画において明らかにするとともに、協会のウェブサイトに表示する。これを変更するときも同様とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一 単品等・・・単品は、その放送番組等の長さ、画質、権利処理に要した費用および市場性を、複数本パックは、その構成する放送番組等の単品料金の額および本数ならびに市場性を、それぞれ総合的に勘案して定める。</li> <li>二 見放題パック・・・提供期間、対象となる放送番組等の本数、画質、権利処理に要した費用および市場性を総合的に勘案して定める。</li> </ul> <p>3 前項の料金を定め、または変更するにあたっては、次の各号の点を考慮するものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一 利用者の利益を不当に害しないこと</li> <li>二 できる限り収入総額の増加に寄与するようにすること</li> <li>三 一般的な料金水準に比し、著しく低額にならないようにすること</li> </ul> <p>4 前項第1号または第3号に定める事項に適合しないこととなったと認めるときは、その是正のために必要な措置をとる。</p> <p>5 本サービスの利用の促進に資するため、第2項および第3項の規定にかかわらず、次に掲げる料金の特例措置を行うことがある。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一 利用料金を一時的に減額または無料とする措置</li> <li>二 本サービスの一部を割引料金または無料で利用できる利用権を付与する措置</li> </ul> <p>6 前項の特例措置は、次の各号の条件を満たすものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一 利用者間およびプラットフォーム事業者間の公平を不当にゆがめないこと</li> <li>二 同種のサービスを提供する他の事業者による類似の措置に比し、適切なものであること</li> </ul> <p>7 本サービスの利用希望者との契約締結を、正当な理由なく拒まない。</p>
<p>(サービスの維持改善)</p> <p><b>第17条</b> 本サービスの利用に係る操作方法および画面表示については、広く利用者に分かりやすく利便性が高いものとなるよう、維持改善に努める。プラットフォーム経由型により本サービスの提供を行う場合には、当該プラットフォーム事業者とともに、維持改善に努め</p>	<p>(サービスの維持改善)</p> <p><b>第24条</b> 本サービスの利用に係る操作方法および画面表示については、広く利用者に分かりやすく利便性が高いものとなるよう、維持改善に努める。プラットフォーム経由型により本サービスの提供を行う場合には、当該プラットフォーム事業者とともに、維持改善に努め</p>

変更案（令和7年10月1日施行）	変更前 ※変更案（令和7年4月1日施行）に基づく
<p>る。</p> <p>（利用規約の作成等）</p> <p><b>第18条</b> 利用者保護の観点から、本サービスの利用に関し、あらかじめ、サービスの内容を公表するとともに、次の各号に掲げる事項を含む利用規約を定めて公表し、利用者にその内容を明示する。</p> <p>一 本サービスを利用するには会員登録の申し込みを行う必要があること、および、その申し込みに虚偽の内容がある等、本サービスの提供に支障を生じるおそれがある場合には、協会が当該会員登録の申し込みを承諾しない場合があること。（ただし、プラットフォーム経由型においてコンテンツ利用の申し込みが可能な環境にあるときは、本サービス専用の会員登録を不要とすることができる。）</p> <p>二 本サービスの利用料金は別に定め、個別の利用申し込みを受け付ける画面に表示すること</p> <p>三 利用者によるコンテンツ利用の申込方法および協会による承諾の通知方法</p> <p>四 本サービスの利用に障害が発生した場合、協会は、速やかにシステム状況を調査し、協会の設備（協会が本サービスの提供のために必要な業務の一部を委託した者の設備を含む。）によるものであったときは、協会の責任において正常化のための必要な措置を講ずるものとする。ただし、プラットフォーム経由型による場合、当該プラットフォーム事業者の設備は、その事業者が調査および必要な措置を行い、協会と連携して異常の解消にあたること。</p> <p>五 本サービスの用に供している電気通信設備に本サービスの実施を不可能とする不具合が生じた場合等に、本サービスの提供を中断することができること</p> <p>六 購入したコンテンツを不特定または多数人に視聴させてはならないこと等の利用者の禁止事項</p> <p>七 協会は、利用者に関する個人情報等を、別に定める「NHKパーソナルデータ憲章」、「NHK個人情報保護規程」等に則り適切に取り扱うものとする</p> <p>八 協会は、前号の個人情報等を、本サービスの提供および広報、本サービスの向上を目的とする利用者意向調査およびアンケートの実施、利用者からの問い合わせへの対応ならびに利用規約違反、利用料金の未払い等利用者の債務不履行等の是正のために取る措置の目的以外には利用しないこと</p> <p>九 本サービスの利用に関する契約の締結、提供の停止および解除の条件</p> <p>十 本サービスを終了する場合には、協会が利用者に対して事前に予告すること（なお、プラットフォーム経由型による場合には、</p>	<p>る。</p> <p>（利用規約の作成等）</p> <p><b>第25条</b> 利用者保護の観点から、本サービスの利用に関し、あらかじめ、サービスの内容を公表するとともに、次の各号に掲げる事項を含む利用規約を定めて公表し、利用者にその内容を明示する。</p> <p>一 本サービスを利用するには会員登録の申し込みを行う必要があること、および、その申し込みに虚偽の内容がある等、本サービスの提供に支障を生じるおそれがある場合には、協会が当該会員登録の申し込みを承諾しない場合があること。（ただし、プラットフォーム経由型においてコンテンツ利用の申し込みが可能な環境にあるときは、本サービス専用の会員登録を不要とすることができる。）</p> <p>二 本サービスの利用料金は別に定め、個別の利用申し込みを受け付ける画面に表示すること</p> <p>三 利用者によるコンテンツ利用の申込方法および協会による承諾の通知方法</p> <p>四 本サービスの利用に障害が発生した場合、協会は、速やかにシステム状況を調査し、協会の設備（協会が本サービスの提供のために必要な業務の一部を委託した者の設備を含む。）によるものであったときは、協会の責任において正常化のための必要な措置を講ずるものとする。ただし、プラットフォーム経由型による場合、当該プラットフォーム事業者の設備は、その事業者が調査および必要な措置を行い、協会と連携して異常の解消にあたること。</p> <p>五 本サービスの用に供している電気通信設備に本サービスの実施を不可能とする不具合が生じた場合等に、本サービスの提供を中断することができること</p> <p>六 購入したコンテンツを不特定または多数人に視聴させてはならないこと等の利用者の禁止事項</p> <p>七 協会は、利用者に関する個人情報等を、別に定める「NHKパーソナルデータ憲章」、「NHK個人情報保護規程」等に則り適切に取り扱うものとする</p> <p>八 協会は、前号の個人情報等を、本サービスの提供および広報、本サービスの向上を目的とする利用者意向調査およびアンケートの実施、利用者からの問い合わせへの対応ならびに利用規約違反、利用料金の未払い等利用者の債務不履行等の是正のために取る措置の目的以外には利用しないこと</p> <p>九 本サービスの利用に関する契約の締結、提供の停止および解除の条件</p> <p>十 本サービスを終了する場合には、協会が利用者に対して事前に予告すること（なお、プラットフォーム経由型による場合には、</p>

変更案（令和7年10月1日施行）	変更前 ※変更案（令和7年4月1日施行）に基づく
<p>利用者に対する予告に必要な期間を確保できるよう措置する。ただし、プラットフォーム事業者によるサービス継続が不可能となった契約解除の場合は、当該動画配信サービスを介した本サービスの利用者への事前の告知ができない場合がある。）</p> <p>十一 前十号に定めるもののほか、協会および利用者の責任に関する事項等</p>	<p>利用者に対する予告に必要な期間を確保できるよう措置する。ただし、プラットフォーム事業者によるサービス継続が不可能となった契約解除の場合は、当該動画配信サービスを介した本サービスの利用者への事前の告知ができない場合がある。）</p> <p>十一 前十号に定めるもののほか、協会および利用者の責任に関する事項等</p>
<p>（プラットフォーム事業者からの契約の申し出への対応）</p> <p><b>第19条</b> プラットフォーム事業者から本サービスに関し契約締結の申し入れを受けたときは、当該プラットフォーム事業者が、利用者との間に本サービス提供の基礎となる基本サービスの提供契約を締結し、または締結の予定がある者（資本関係等を通じこれらと同等の役割を果たす者を含む。）であって、契約条件に関する誠実な協議および客観的資料を通じ、本サービスの実施に要する次の各号の条件を満たすと認める場合は、当該事業者と契約の締結を行う。契約を更新するときも同様とする。なお、当該プラットフォーム事業者が、自己が管理・監督可能な第三者に業務の一部を委託することによって条件を満たす場合を含む。</p> <p>一 本サービスは原則として一体として取り扱い、本サービスのコンテンツ編成は協会が行うこと</p> <p>二 協会が本サービスの利用に関する利用者との契約を行うこと</p> <p>三 協会の求めがあったときは番組の即時公開停止ができること</p> <p>四 動画配信サービスの対価を差し引いた当該プラットフォームを通じた協会の収入見込みが、当該プラットフォーム事業者との契約に係り協会に新たに発生する初期費用および運用費用を下回らないこと</p> <p>五 直接提供型の実施に支障がないこと</p> <p>六 その他、公共放送としての協会の業務の遂行に支障が生じるおそれがないこと、および、利用者の利便性に資する観点から問題が生じないこと</p>	<p>（プラットフォーム事業者からの契約の申し出への対応）</p> <p><b>第26条</b> プラットフォーム事業者から本サービスに関し契約締結の申し入れを受けたときは、当該プラットフォーム事業者が、利用者との間に本サービス提供の基礎となる基本サービスの提供契約を締結し、または締結の予定がある者（資本関係等を通じこれらと同等の役割を果たす者を含む。）であって、契約条件に関する誠実な協議および客観的資料を通じ、本サービスの実施に要する次の各号の条件を満たすと認める場合は、当該事業者と契約の締結を行う。契約を更新するときも同様とする。なお、当該プラットフォーム事業者が、自己が管理・監督可能な第三者に業務の一部を委託することによって条件を満たす場合を含む。</p> <p>一 本サービスは原則として一体として取り扱い、本サービスのコンテンツ編成は協会が行うこと</p> <p>二 協会が本サービスの利用に関する利用者との契約を行うこと</p> <p>三 協会の求めがあったときは番組の即時公開停止ができること</p> <p>四 動画配信サービスの対価を差し引いた当該プラットフォームを通じた協会の収入見込みが、当該プラットフォーム事業者との契約に係り協会に新たに発生する初期費用および運用費用を下回らないこと</p> <p>五 直接提供型の実施に支障がないこと</p> <p>六 その他、公共放送としての協会の業務の遂行に支障が生じるおそれがないこと、および、利用者の利便性に資する観点から問題が生じないこと</p>
<p>（利用に関する契約の取り次ぎ）</p> <p><b>第20条</b> 本サービスの利用に関する契約の取り次ぎは、受信料の契約・収納活動と一体で行わない。</p>	<p>（利用に関する契約の取り次ぎ）</p> <p><b>第27条</b> 本サービスの利用に関する契約の取り次ぎは、受信料の契約・収納活動と一体で行わない。</p>
<p>（周知・広報活動）</p> <p><b>第21条</b> 本サービスの周知・広報は、協会の公共放送としての品位と信頼を確保するとともに、公正競争の確保に留意しつつ、当該業務の目的に資するよう、実施する。</p>	<p>（周知・広報活動）</p> <p><b>第28条</b> 本サービスの周知・広報は、協会の公共放送としての品位と信頼を確保するとともに、公正競争の確保に留意しつつ、当該業務の目的に資するよう、実施する。</p>
<p><b>第5部 3号受信料財源業務</b></p>	<p><b>第5部 3号受信料財源業務</b></p>
<p>（業務の内容）</p> <p><b>第22条</b> 3号受信料財源業務は、次の各号に掲げる場合に、当該各号に掲げる放送番組等を、他の事業者（<u>配信</u>の事業を行う者（放送事業に用いさせる目的で提供する場合の放送事業者および外国放送事業</p>	<p>（業務の内容）</p> <p><b>第29条</b> 3号受信料財源業務は、次の各号に掲げる場合に、当該各号に掲げる放送番組等を、他の事業者（<u>放送番組を、電気通信回線を用いて一般の利用に供する</u>事業を行う者（放送事業に用いさせる目的</p>

変更案（令和7年10月1日施行）	変更前 ※変更案（令和7年4月1日施行）に基づく
<p>者(は除く。)に限る。以下「3号対象事業者」という。)に提供することを内容とする。</p> <p>一 災害等の緊急時に係る情報提供を迅速かつ広範に行うために特に必要と認める場合 当該緊急時に迅速に提供すべき情報を伝える放送番組等</p> <p>二 国際放送および協会国際衛星放送の放送番組の外国における視聴機会を拡大するために必要と認める場合（次号に掲げる場合を除く。） 国際放送および協会国際衛星放送の放送番組等</p> <p>三 邦人向け協会国際衛星放送の放送番組およびこれと一体として提供される協会のテレビジョン放送による国内基幹放送の放送番組の外国における視聴機会を拡大するために必要と認める場合 邦人向け協会国際衛星放送の放送番組等およびこれと一体として提供されるテレビジョン放送による国内基幹放送の放送番組等</p> <p>四 その他特に公益上の意義があると認める場合 当該公益上の意義に合致する放送番組等</p> <p>2 <u>放送番組の編集上必要な資料</u>を提供するにあたっては、特定の放送番組との対応関係を明らかにして行う。</p>	<p>で提供する場合の放送事業者および外国放送事業者(は除く。)に限る。以下「3号対象事業者」という。)に提供することを内容とする。</p> <p>一 災害等の緊急時に係る情報提供を迅速かつ広範に行うために特に必要と認める場合 当該緊急時に迅速に提供すべき情報を伝える放送番組等</p> <p>二 国際放送および協会国際衛星放送の放送番組の外国における視聴機会を拡大するために必要と認める場合（次号に掲げる場合を除く。） 国際放送および協会国際衛星放送の放送番組等</p> <p>三 邦人向け協会国際衛星放送の放送番組およびこれと一体として提供される協会のテレビジョン放送による国内基幹放送の放送番組の外国における視聴機会を拡大するために必要と認める場合 邦人向け協会国際衛星放送の放送番組等およびこれと一体として提供されるテレビジョン放送による国内基幹放送の放送番組等</p> <p>四 その他特に公益上の意義があると認める場合 当該公益上の意義に合致する放送番組等</p> <p>2 <u>理解促進情報</u>を提供するにあたっては、特定の放送番組との対応関係を明らかにして行う。</p>
<p>(業務の実施方法)</p> <p><b>第23条</b> 提供は、電気通信回線を通じた伝送、放送番組等を記録した媒体の交付その他の協会が適当と認める方法により行う。</p> <p>2 提供は、3号対象事業者と合意した期間および時間により行う。</p>	<p>(業務の実施方法)</p> <p><b>第30条</b> 提供は、電気通信回線を通じた伝送、放送番組等を記録した媒体の交付その他の協会が適当と認める方法により行う。</p> <p>2 提供は、3号対象事業者と合意した期間および時間により行う。</p>
<p>(料金その他の提供条件)</p> <p><b>第24条</b> 3号受信料財源業務は、3号対象事業者に対価を求めるところなく実施する。ただし、<u>第22条</u>第1項第3号に定めるところにより放送番組等の提供を受けた3号対象事業者が利用者に対価を求める場合は、この限りではない。</p> <p>2 3号対象事業者が放送番組等を<u>配信</u>するにあたっては、<u>第22条</u>第1項第3号に定めるところにより放送番組等の提供を受けた場合を除き、原則として利用者にその利用の対価を求めないことを提供の条件とする。</p> <p>3 3号対象事業者における放送番組等の使用の目的・態様が次の各号に掲げる事項のいずれかに該当するときは、提供しない。</p> <p>一 協会の性格、使命、ブランドを損なうおそれがあるとき</p> <p>二 放送番組の取材、制作、編成その他の協会の業務の実施に支障があると認めるとき</p> <p>三 第三者の著作権、プライバシー、肖像権等の権利を侵害するおそれがあるとき</p> <p>四 利用者に、協会が特定の商品やサービスを推奨しているとの誤認や、広告収入を目的に行うサービスにあっては当該広告を協会が行うものとの誤認を生じさせるおそれがあるとき</p> <p>五 公序良俗に反し、または違法な行為につながる等の反社会的な</p>	<p>(料金その他の提供条件)</p> <p><b>第31条</b> 3号受信料財源業務は、3号対象事業者に対価を求めるところなく実施する。ただし、<u>第29条</u>第1項第3号に定めるところにより放送番組等の提供を受けた3号対象事業者が利用者に対価を求める場合は、この限りではない。</p> <p>2 3号対象事業者が放送番組等を<u>電気通信回線を通じて一般の利用に供</u>するにあたっては、<u>第29条</u>第1項第3号に定めるところにより放送番組等の提供を受けた場合を除き、原則として利用者にその利用の対価を求めないことを提供の条件とする。</p> <p>3 3号対象事業者における放送番組等の使用の目的・態様が次の各号に掲げる事項のいずれかに該当するときは、提供しない。</p> <p>一 協会の性格、使命、ブランドを損なうおそれがあるとき</p> <p>二 放送番組の取材、制作、編成その他の協会の業務の実施に支障があると認めるとき</p> <p>三 第三者の著作権、プライバシー、肖像権等の権利を侵害するおそれがあるとき</p> <p>四 利用者に、協会が特定の商品やサービスを推奨しているとの誤認や、広告収入を目的に行うサービスにあっては当該広告を協会が行うものとの誤認を生じさせるおそれがあるとき</p> <p>五 公序良俗に反し、または違法な行為につながる等の反社会的な</p>



変更案（令和7年10月1日施行）	変更前 ※変更案（令和7年4月1日施行）に基づく
<p>ものと認めるとき</p> <p>六 3号対象事業者が、当該提供により過大な利益を得ることとなると認めるとき</p> <p>七 2号受信料が原業務に係るこの基準の定める規律を没却するおそれがあるとき</p> <p>4 前項各号のいずれにも該当しないときは、3号対象事業者が実施するサービスの提供対象地域、端末機器、ソフトウェア、画質・音質等の条件を総合的に考慮して、提供の可否および提供する放送番組等、利用者への提供期間その他の諸条件を判断し、当該提供の求めに係る事業者と合意したところにより提供する。</p>	<p>ものと認めるとき</p> <p>六 3号対象事業者が、当該提供により過大な利益を得ることとなると認めるとき</p> <p>七 2号受信料が原業務に係るこの基準の定める規律を没却するおそれがあるとき</p> <p>4 前項各号のいずれにも該当しないときは、3号対象事業者が実施するサービスの提供対象地域、端末機器、ソフトウェア、画質・音質等の条件を総合的に考慮して、提供の可否および提供する放送番組等、利用者への提供期間その他の諸条件を判断し、当該提供の求めに係る事業者と合意したところにより提供する。</p>
<p>（業務実施に要する費用）</p> <p><b>第25条</b> 実施に要する費用は、年額1億円を超えない額とする。</p>	<p>（業務実施に要する費用）</p> <p><b>第32条</b> 実施に要する費用は、年額1億円を超えない額とする。</p>
<p><b>第6部 3号有料業務</b></p>	<p><b>第6部 3号有料業務</b></p>
<p>（業務の内容）</p> <p><b>第26条</b> 3号有料業務は、国内基幹放送の<u>放送した</u>放送番組および当該放送番組の<u>編集上必要な資料</u>を、3号対象事業者からの求めに応じ、提供することを内容とする。</p> <p>2 <u>放送番組の編集上必要な資料の提供は、対応する放送番組を明らかにし、当該放送番組とあわせて提供する場合に限って行う。</u></p>	<p>（業務の内容）</p> <p><b>第33条</b> 3号有料業務は、国内基幹放送の<u>既</u>放送番組および当該放送番組に係る<u>理解増進情報</u>を、3号対象事業者からの求めに応じ、提供することを内容とする。<u>ただし、周知・広報のために必要と認めるときは、国内基幹放送の放送予定番組または放送中番組に係る理解増進情報を提供することがある。</u></p> <p>2 <u>理解増進情報を提供するにあたっては、特定の放送番組との対応関係を明らかにして行う。</u></p>
<p>（業務の実施方法）</p> <p><b>第27条</b> 3号対象事業者からの放送番組等の提供の求め（以下「提供の求め」という。）があったときは、これを受け付け、適切かつ速やかに対応する。</p> <p>2 提供は、放送番組等を記録した媒体の交付その他の協会が適当と認める方法により行う。</p> <p>3 提供は、3号対象事業者と合意した期間および時間により行う。</p> <p>4 3号有料業務に係る営業活動は、協会の公共放送としての品位と信頼を損なうことのないよう、公正かつ適正な方法により行うものとする。</p>	<p>（業務の実施方法）</p> <p><b>第34条</b> 3号対象事業者からの放送番組等の提供の求め（以下「提供の求め」という。）があったときは、これを受け付け、適切かつ速やかに対応する。</p> <p>2 提供は、放送番組等を記録した媒体の交付その他の協会が適当と認める方法により行う。</p> <p>3 提供は、3号対象事業者と合意した期間および時間により行う。</p> <p>4 3号有料業務に係る営業活動は、協会の公共放送としての品位と信頼を損なうことのないよう、公正かつ適正な方法により行うものとする。</p>
<p>（料金その他の提供条件）</p> <p><b>第28条</b> 3号有料業務は、3号対象事業者から対価を得て実施する。</p> <p>2 提供にあたっては、協会との取引関係および資本関係の有無にかかわらず、特定の事業者を不当に差別的に取り扱わない。</p> <p>3 提供の求めまたは提供の求めに係る放送番組等の使用の目的・態様が次の各号のいずれかに該当するときは、提供しない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一 協会の性格、使命、ブランドを損なうおそれがあるとき</li> <li>二 放送番組の取材、制作、編成その他の協会の業務の実施に支障があると認めるとき</li> <li>三 第三者の著作権、プライバシー、肖像権等の権利を侵害するお</li> </ul>	<p>（料金その他の提供条件）</p> <p><b>第35条</b> 3号有料業務は、3号対象事業者から対価を得て実施する。</p> <p>2 提供にあたっては、協会との取引関係および資本関係の有無にかかわらず、特定の事業者を不当に差別的に取り扱わない。</p> <p>3 提供の求めまたは提供の求めに係る放送番組等の使用の目的・態様が次の各号のいずれかに該当するときは、提供しない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一 協会の性格、使命、ブランドを損なうおそれがあるとき</li> <li>二 放送番組の取材、制作、編成その他の協会の業務の実施に支障があると認めるとき</li> <li>三 第三者の著作権、プライバシー、肖像権等の権利を侵害するお</li> </ul>

変更案（令和7年10月1日施行）	変更前 ※変更案（令和7年4月1日施行）に基づく
<p>それがあるとき</p> <p>四 サービスの利用者に、協会が特定の商品やサービスを推奨しているとの認識や広告収入を目的に行うサービスにあっては当該広告を協会が行うものとの認識を生じさせるおそれがあるとき</p> <p>五 公序良俗に反し、または違法な行為につながる等の反社会的なものであると認めるとき</p> <p>六 料金が支払われることが不確実であると認めるとき</p> <p>4 前項各号のいずれにも該当しないときは、次の各号に掲げる観点を総合的に考慮して、提供の可否および提供する放送番組等、利用者への提供期間その他の諸条件を判断し、当該提供の求めに係る事業者と合意したところにより提供する。</p> <p>一 3号対象事業者が実施するサービスの提供対象地域、端末機器、ソフトウェア、画質・音質等の条件に照らして、広く一般の利用者による放送番組等の活用機会の拡大に資するか否か</p> <p>二 提供に要する費用を賄うのに足る提供料収入があるか否か（ただし、公共の利益に資すると認められるときその他特に理由がある場合はこの限りでない。）</p> <p>三 2号有料業務との関係</p> <p>四 当該提供の求めに係る事業者以外の3号対象事業者への提供条件との公平性</p> <p>5 提供は、提供料等の提供条件、利用許諾に関する事項その他必要な事項を明確に定めた提供契約を締結して行う。</p>	<p>それがあるとき</p> <p>四 サービスの利用者に、協会が特定の商品やサービスを推奨しているとの認識や広告収入を目的に行うサービスにあっては当該広告を協会が行うものとの認識を生じさせるおそれがあるとき</p> <p>五 公序良俗に反し、または違法な行為につながる等の反社会的なものであると認めるとき</p> <p>六 料金が支払われることが不確実であると認めるとき</p> <p>4 前項各号のいずれにも該当しないときは、次の各号に掲げる観点を総合的に考慮して、提供の可否および提供する放送番組等、利用者への提供期間その他の諸条件を判断し、当該提供の求めに係る事業者と合意したところにより提供する。</p> <p>一 3号対象事業者が実施するサービスの提供対象地域、端末機器、ソフトウェア、画質・音質等の条件に照らして、広く一般の利用者による放送番組等の活用機会の拡大に資するか否か</p> <p>二 提供に要する費用を賄うのに足る提供料収入があるか否か（ただし、公共の利益に資すると認められるときその他特に理由がある場合はこの限りでない。）</p> <p>三 2号有料業務との関係</p> <p>四 当該提供の求めに係る事業者以外の3号対象事業者への提供条件との公平性</p> <p>5 提供は、提供料等の提供条件、利用許諾に関する事項その他必要な事項を明確に定めた提供契約を締結して行う。</p>
<p><b>第7部 共通事項</b></p>	<p><b>第7部 共通事項</b></p>
<p>（個人情報等の保護）</p> <p><b>第29条</b> 放送番組の配信にあたって利用者に関する個人情報等を取 得する場合には、個人情報の保護に関する法律をはじめとする個人 情報等に関する法令、関連する認定個人情報保護団体が定める指針、 「NHKパーソナルデータ憲章」、「NHK個人情報保護規程」その他 の確立された規範を遵守し、個人情報等の適正な利用、適切な安全 管理等に必要な措置を講ずる。</p> <p>2 プラットフォーム経由型による2号有料業務において利用者に関 する個人情報等を取 得する場合には、当該プラットフォーム事業者 が前項と同等の措置を行うよう当該プラットフォーム事業者との契 約において定める。</p>	<p>（個人情報等の保護）</p> <p><b>第36条</b> 放送番組等の提供にあたって利用者に関する個人情報等を 取得する場合には、個人情報の保護に関する法律をはじめとする個人 情報等に関する法令、関連する認定個人情報保護団体が定める指 針、「NHKパーソナルデータ憲章」、「NHK個人情報保護規程」そ の他の確立された規範を遵守し、個人情報等の適正な利用、適切な安 全管理等に必要な措置を講ずる。</p> <p>2 プラットフォーム経由型による2号有料業務において利用者に関 する個人情報等を取 得する場合には、当該プラットフォーム事業者 が前項と同等の措置を行うよう当該プラットフォーム事業者との契 約において定める。</p>
<p>（外部事業者）</p> <p><b>第30条</b> 委託等により外部事業者に任意的配信業務の一部を担わせ る場合には、当該外部事業者との契約により、協会と当該外部事業者 との責任の分界を明確にする。</p> <p>2 外部事業者との契約にあたっては、協会の経費規程に則り、競争契 約を原則とするとともに、その透明性の確保に努める。</p> <p>3 特定の外部事業者を不当に差別的に取り扱ったり、外部事業者の</p>	<p>（外部事業者）</p> <p><b>第37条</b> 委託等により外部事業者インターネット活用業務の一部 を担わせる場合には、当該外部事業者との契約により、協会と当該外 部事業者との責任の分界を明確にする。</p> <p>2 外部事業者との契約にあたっては、協会の経費規程に則り、競争契 約を原則とするとともに、その透明性の確保に努める。</p> <p>3 特定の外部事業者を不当に差別的に取り扱ったり、外部事業者の</p>

変更案 (令和7年10月1日施行)	変更前 ※変更案 (令和7年4月1日施行) に基づく
業務に対して不当な義務を課したりするような行為を行わない。	業務に対して不当な義務を課したりするような行為を行わない。
(業務の実施に関する体制・設備等) <b>第31条</b> <u>任意的配信業務</u> は、その適切な実施のために必要な実施体制および設備を整備して行う。	(業務の実施に関する体制・設備等) <b>第38条</b> <u>インターネット活用業務</u> は、その適切な実施のために必要な実施体制および設備を整備して行う。
(競合事業者等からの意見・苦情等への対応) <b>第32条</b> 競合事業者または外部事業者から意見・苦情等が寄せられたときは、適切かつ速やかにこれを受け付けて対応する。 2 前項の意見・苦情等への対応については、審査・評価委員会に、 <u>任意的配信業務</u> の公共性および市場競争への影響等、公共放送の業務としての適切性を確保する観点からの検討を求め、その結果を尊重して必要な措置を講ずる。 3 第1項の意見・苦情等の受付方法ならびに前項の検討にあたっての考え方、検討の結果および措置は、協会のウェブサイトに掲載して公表する。	(競合事業者等からの意見・苦情等への対応) <b>第39条</b> 競合事業者または外部事業者から意見・苦情等が寄せられたときは、適切かつ速やかにこれを受け付けて対応する。 2 前項の意見・苦情等への対応については、審査・評価委員会に、 <u>インターネット活用業務</u> の公共性および市場競争への影響等、公共放送の業務としての適切性を確保する観点からの検討を求め、その結果を尊重して必要な措置を講ずる。 3 第1項の意見・苦情等の受付方法ならびに前項の検討にあたっての考え方、検討の結果および措置は、協会のウェブサイトに掲載して公表する。
(利用者からの意見・苦情等への対応) <b>第33条</b> 2号受信料財源業務に係るサービスの利用者または利用を希望する者からの意見・苦情等は、協会のコールセンター、全国の放送局等で受け付け、迅速かつ適切に対応する。 2 2号有料業務に係るサービスの利用者または利用を希望する者からの意見・苦情等は、協会が当該サービスの実施のために設置するコールセンターで受け付け、迅速かつ適切に対応する。ただし、プラットフォーム経由型による当該サービスの利用方法や操作方法等に関する意見・苦情等は、当該プラットフォーム事業者の対応窓口で受け付け、内容に応じて協会または当該プラットフォーム事業者が対応するとともに、両者で連携して、当該サービスのより円滑な利用を促進する。 3 前二項の意見・苦情等の内容については、 <u>第6条</u> の実施計画の策定ならびに <u>第7条</u> の評価および業務の改善を図るための措置の実施にあたって適切に考慮するとともに、 <u>第8条</u> 第3項の見解を求める際に審査・評価委員会に概要を報告する。 4 協会のコールセンター等の受付窓口については、協会のウェブサイトへの掲載等により周知に努める。	(利用者からの意見・苦情等への対応) <b>第40条</b> 2号受信料財源業務に係るサービスの利用者または利用を希望する者からの意見・苦情等は、協会のコールセンター、全国の放送局等で受け付け、迅速かつ適切に対応する。 2 2号有料業務に係るサービスの利用者または利用を希望する者からの意見・苦情等は、協会が当該サービスの実施のために設置するコールセンターで受け付け、迅速かつ適切に対応する。ただし、プラットフォーム経由型による当該サービスの利用方法や操作方法等に関する意見・苦情等は、当該プラットフォーム事業者の対応窓口で受け付け、内容に応じて協会または当該プラットフォーム事業者が対応するとともに、両者で連携して、当該サービスのより円滑な利用を促進する。 3 前二項の意見・苦情等の内容については、 <u>第7条</u> の実施計画の策定ならびに <u>第8条</u> <u>第1項ならびに第2項</u> の評価および業務の改善を図るための措置の実施にあたって適切に考慮するとともに、 <u>第9条</u> 第3項の見解を求める際に審査・評価委員会に概要を報告する。 4 協会のコールセンター等の受付窓口については、協会のウェブサイトへの掲載等により周知に努める。
<削除>	<u>(重複提供に関する周知等)</u> <b>第41条</b> <u>同一放送番組等が、2号受信料財源業務または3号受信料財源業務および2号有料業務または3号有料業務の両方で、期間および対象地域を重複して提供されることとなるときは、当該放送番組が提供される2号有料業務または3号有料業務に係るサービスの利用者に対してその旨を明示すること等により、利用者の利益および関係事業者の正当な利益を損なわないよう留意する。</u>
<b>第8部</b> <u>任意的配信業務</u> に係る区分経理等	<b>第8部</b> <u>インターネット活用業務</u> に係る区分経理等



変更案（令和7年10月1日施行）	変更前 ※変更案（令和7年4月1日施行）に基づく
<p>(区分経理等)</p> <p><b>第34条</b> 放送法施行規則に従い、2号受信料財源業務および3号受信料財源業務（以下総称して「受信料財源業務」という。）に係る経理は一般勘定に、2号有料業務および3号有料業務（以下総称して「有料業務」という。）に係る経理は<u>有料任意的配信業務勘定</u>に区分して整理する。</p> <p>2 受信料財源業務に係る経理については、2号受信料財源業務に係る費用および3号受信料財源業務に係る費用を他の業務とは区分して整理する。</p> <p>3 有料業務に係る経理については、2号有料業務に係る費用および3号有料業務に係る費用を他の業務とは区分して整理する。</p> <p>4 費用の計上にあたっては、<u>任意的配信業務</u>の費用として特定できるものはそれぞれの業務に直課するとともに、複数の業務に係る経費は、放送法施行規則第32条第5項に基づき、実施計画で明示する適正な配賦基準により、費用の特性に応じ、それぞれの業務に配賦して整理する。</p> <p>5 費用の整理に関する計算方法について、次に掲げる事項を実施計画で定める。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一 勘定科目の細目ごとの費用と業務との対応関係</li> <li>二 勘定科目の細目ごとの直課または配賦の別</li> <li>三 費用を配賦する場合、費用の細目ごとに適用する配賦基準</li> </ul> <p>6 毎事業年度の開始前および終了後に、当該年度に実施する、または実施した<u>任意的配信業務</u>の費用を第1項から第5項までの規定により整理し、放送法施行規則第32条第7項の様式にしたがって費用明細表を作成する。</p> <p>7 前項の費用明細表のうち、事業年度開始前のものは実施計画において、事業年度終了後のものは財務諸表の説明書において、それぞれ情報開示する。当該費用明細表の作成に用いた費用の整理に関する計算方法（第5項第1号から第3号について記した一覧表を含む。）は、実施計画に添付するとともに、放送法施行規則第34条の規定により作成する財務諸表の説明書に記載する。</p> <p>8 <u>任意的配信業務</u>に係る費用については、第5項に定める計算方法に準拠して費用が整理されたことを含め、会計監査人が財務諸表の監査を実施する。</p> <p>9 費用の整理方法や配賦基準の適正を確保するため、毎年度、有識者を交えた検証・見直しを行う。検証・見直しの実施結果および配賦比率については、協会のウェブサイトに掲載して公表する。</p>	<p>(区分経理等)</p> <p><b>第42条</b> 放送法施行規則に従い、2号受信料財源業務および3号受信料財源業務（以下総称して「受信料財源業務」という。）に係る経理は一般勘定に、2号有料業務および3号有料業務（以下総称して「有料業務」という。）に係る経理は<u>有料インターネット活用業務勘定</u>に区分して整理する。</p> <p>2 受信料財源業務に係る経理については、<u>常時同時配信等業務に係る費用</u>、2号受信料財源業務に係る費用および3号受信料財源業務に係る費用を他の業務とは区分して<u>それぞれ</u>整理する。</p> <p>3 有料業務に係る経理については、2号有料業務に係る費用および3号有料業務に係る費用を他の業務とは区分して整理する。</p> <p>4 費用の計上にあたっては、<u>インターネット活用業務</u>の費用として特定できるものはそれぞれの業務に直課するとともに、複数の業務に係る経費は、放送法施行規則第32条第4項に基づき、実施計画で明示する適正な配賦基準により、費用の特性に応じ、それぞれの業務に配賦して整理する。</p> <p>5 費用の整理に関する計算方法について、次に掲げる事項を実施計画で定める。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一 勘定科目の細目ごとの費用と業務との対応関係</li> <li>二 勘定科目の細目ごとの直課または配賦の別</li> <li>三 費用を配賦する場合、費用の細目ごとに適用する配賦基準</li> </ul> <p>6 毎事業年度の開始前および終了後に、当該年度に実施する、または実施した<u>インターネット活用業務</u>の費用を第1項から第5項までの規定により整理し、放送法施行規則第32条第6項の様式にしたがって費用明細表を作成する。</p> <p>7 前項の費用明細表のうち、事業年度開始前のものは実施計画において、事業年度終了後のものは財務諸表の説明書において、それぞれ情報開示する。当該費用明細表の作成に用いた費用の整理に関する計算方法（第5項第1号から第3号について記した一覧表を含む。）は、実施計画に添付するとともに、放送法施行規則第34条の規定により作成する財務諸表の説明書に記載する。</p> <p>8 <u>インターネット活用業務</u>に係る費用については、第5項に定める計算方法に準拠して費用が整理されたことを含め、会計監査人が財務諸表の監査を実施する。</p> <p>9 費用の整理方法や配賦基準の適正を確保するため、毎年度、有識者を交えた検証・見直しを行う。検証・見直しの実施結果および配賦比率については、協会のウェブサイトに掲載して公表する。</p>
<p><b>第9部 有料業務に関する共通事項</b></p>	<p><b>第9部 有料業務に関する共通事項</b></p>
<p>(有料業務の事業計画の策定)</p> <p><b>第35条</b> 有料業務の実施にあたっては、法第20条第4項において協会の業務が営利を目的としてはならないとされていることを踏ま</p>	<p>(有料業務の事業計画の策定)</p> <p><b>第43条</b> 有料業務の実施にあたっては、法第20条第4項において協会の業務が営利を目的としてはならないとされていることを踏ま</p>

変更案（令和7年10月1日施行）	変更前 ※変更案（令和7年4月1日施行）に基づく
<p>え、次の各号に従い、単年度または複数年度の事業計画を策定するものとする。</p> <p>一 2号有料業務に係るサービスの利用料金および3号有料業務に係る放送番組等の提供料は、それぞれ第16条および第28条に定めるところにより適切に定めること</p> <p>二 有料業務の収入については当該業務の支出にあてることを基本とし、効率的な業務の実施に努めること。また、2号有料業務についてはサービスの改善による利用者への還元を図ること</p> <p>三 事業収支差損が生じることのないようにすること</p>	<p>え、次の各号に従い、単年度または複数年度の事業計画を策定するものとする。</p> <p>一 2号有料業務に係るサービスの利用料金および3号有料業務に係る放送番組等の提供料は、それぞれ第23条および第35条に定めるところにより適切に定めること</p> <p>二 有料業務の収入については当該業務の支出にあてることを基本とし、効率的な業務の実施に努めること。また、2号有料業務についてはサービスの改善による利用者への還元を図ること</p> <p>三 事業収支差損が生じることのないようにすること</p>
<p>(収支差が生じた場合の扱い)</p> <p><b>第36条</b> <u>有料任意的配信業務勘定</u>の年度末における事業収支差益は、原則として一般勘定への繰り入れを行う。ただし、<u>有料任意的配信業務勘定</u>における翌期以降の有料業務実施のために必要と判断される範囲で、当該業務勘定における翌期への繰り越しを行うことを妨げない。</p> <p>2 前項の事業収支差益について、<u>有料任意的配信業務勘定</u>において繰越欠損金が発生している場合は、当該差益はまず当該欠損金の補填に充てることとする。</p> <p>3 <u>有料任意的配信業務勘定</u>の年度末における事業収支差損は、当該業務勘定の繰越剰余金により補填する。なお不足する場合または繰越剰余金がない場合については、一般勘定からの短期借入金で補填し、貸借対照表に繰越欠損金として表す。</p>	<p>(収支差が生じた場合の扱い)</p> <p><b>第44条</b> <u>有料インターネット活用業務勘定</u>の年度末における事業収支差益は、原則として一般勘定への繰り入れを行う。ただし、<u>有料インターネット活用業務勘定</u>における翌期以降の有料業務実施のために必要と判断される範囲で、当該業務勘定における翌期への繰り越しを行うことを妨げない。</p> <p>2 前項の事業収支差益について、<u>有料インターネット活用業務勘定</u>において繰越欠損金が発生している場合は、当該差益はまず当該欠損金の補填に充てることとする。</p> <p>3 <u>有料インターネット活用業務勘定</u>の年度末における事業収支差損は、当該業務勘定の繰越剰余金により補填する。なお不足する場合または繰越剰余金がない場合については、一般勘定からの短期借入金で補填し、貸借対照表に繰越欠損金として表す。</p>
<p>(検討)</p> <p><b>第37条</b> 2号有料業務については、毎事業年度の<u>有料任意的業務勘定</u>の収支等を踏まえて2号有料業務に係るサービスや運用体制の在り方について検討し、必要な措置を講ずる。</p>	<p>(検討)</p> <p><b>第45条</b> 2号有料業務については、毎事業年度の<u>有料インターネット活用業務勘定</u>の収支等を踏まえて2号有料業務に係るサービスや運用体制の在り方について検討し、必要な措置を講ずる。</p>
<p><b>附則</b></p>	<p><b>附則</b></p>
<p>(施行期日等)</p> <p><b>第1条</b> この基準は、<u>令和7年10月1日</u>から施行する。</p> <p>2 <u>令和7年4月1日施行の基準は、令和7年9月30日</u>をもって廃止する。</p>	<p>(施行期日等)</p> <p><b>第1条</b> この基準は、<u>令和7年4月1日</u>から施行する。</p> <p>2 <u>令和6年8月15日に総務大臣の認可を受けた基準は、令和7年3月31日</u>をもって廃止する。</p>
<p>&lt;削除&gt;</p>	<p><u>(第15条の受信契約の範囲)</u></p> <p><b>第2条</b> <u>第15条(同条第2項第1号を除く。)</u>の受信契約については、<u>当分の間、住居(世帯構成員の自家用自動車等営業用以外の移動体)については住居の一部とみなす。</u>に設置した受信機に係る受信契約に限るものとする。</p>
<p>&lt;削除&gt;</p>	<p><u>(機器等の動作検証のための措置)</u></p> <p><b>第3条</b> <u>2号受信料課税業務の実施にあたって、新たな端末機器またはソフトウェアを利用できるようにするに際しては、その動作に係る検証を行うため、期間を3か月以内に限って、当該端末機器またはソフトウェアでは第15条第2項第1号のメッセージを表示しない</u></p>

変更案（令和7年10月1日施行）	変更前 ※変更案（令和7年4月1日施行）に基づく
<p>(実施に要する費用の特例)</p> <p><b>第2条</b> <u>第12条第1項</u>の実施に要する費用について、<u>令和7年10月1日から令和8年3月31日までの期間</u>に係る費用は<u>5億円</u>を超えないものとする。</p> <p>2 <u>第25条</u>の実施に要する費用について、<u>令和7年10月1日から令和8年3月31日までの期間</u>に係る費用は5千万円を超えないものとする。</p>	<p><u>措置を講ずることがある。</u></p> <p>(実施に要する費用の特例)</p> <p><b>第4条</b> <u>第17条第2項</u>の実施に要する費用について、<u>令和7年4月1日から9月30日までの期間</u>に係る費用は<u>100億円</u>を超えないものとする。</p> <p>2 <u>第32条</u>の実施に要する費用について、<u>令和7年4月1日から9月30日までの期間</u>に係る費用は5千万円を超えないものとする。</p>
<p>&lt;削除&gt;</p>	<p><u>(サービスの終了・変更に伴う特例)</u></p> <p><b>第5条</b> <u>第15条第2項第2号</u>の利用申し込みについて、<u>地上テレビ常時同時配信等サービスの終了もしくは変更を予定しているときは、利用者に対して事前に予告を行ったうえで、利用申し込みの受け付けおよびIDの付与を一定期間停止し、同項第1号のメッセージの内容を通常と異なるものとする</u>ことがある。</p>
<p>(実施基準の見直し)</p> <p><b>第3条</b> この基準は、<u>任意的配信業務</u>の実施状況、社会経済情勢の変化等を勘案して、随時必要な見直しを行うこととする。</p>	<p>(実施基準の見直し)</p> <p><b>第6条</b> この基準は、<u>インターネット活用業務</u>の実施状況、社会経済情勢の変化等を勘案して、随時必要な見直しを行うこととする。</p>

(別添1)

## インターネット活用業務の実施に要する費用に関する事項の算定根拠

「NHKインターネット活用業務実施基準 変更案（令和7年4月1日施行予定）」において示した業務の実施に要する費用に関する事項のうち、令和7年4月1日から9月30日までの期間に係る費用の算定根拠は、以下のとおりである。

### (1) 2号受信料財源業務

#### ア 実施に要する費用

令和7年4月1日から9月30日までの期間に係る実施に要する費用は、100億円を超えないものとする。なお、放送法の一部を改正する法律（令和6年法律第36号）第2条の規定による改正後の放送法に規定される必要的配信業務の実施の準備を行う経費はこの範囲に含まない。

#### イ 計上する費用

一般勘定の「国内放送番組等配信費」および「国際放送番組等配信費」のうち、2号業務についての実施費用を計上する。また、上記業務に係る広報費、給与、退職手当・厚生費、共通管理費、減価償却費を計上する。

#### ウ 算定根拠

実施基準第13条に定める業務の内容、これまでの業務および費用の実績等を勘案した。

令和7年4月1日から9月30日までの期間において、業務の内容に変更はなく、大規模な新規の開発等も予定していないことから、利用者の増などによる一定の費用の増加があったとしても、必要的配信の実施の準備を行う経費を除けば、年額200億円としてきたこれまでの業務と同様の費用規模で実施できると想定している。令和7年4月1日から9月30日までの期間は6か月であることから、当該期間に係る実施に要する費用は、年額に12分の6を乗じ、100億円を超えないものと定める。

なお、主な費用は、配信に要する費用、権利処理に要する費用、それらの業務に係る給与、退職手当・厚生費、共通管理費、減価償却費であり、費用の計上にあたっては、本件のみに該当する業務は直課し、複数の業務に係る経費は、費用の特性に応じてそれぞれの業務に配賦を行う。その際には、放送法施行規則別表2号の2にて定められた配賦基準（業務の種類の数比、放送番組の数比、コンテンツ制作費比、人員比、面積比、支出額比）を用いる。

### (2) 3号受信料財源業務

#### ア 実施に要する費用

令和7年4月1日から9月30日までの期間に係る実施に要する費用は、5千万円を超えないものと

する。

#### イ 計上する費用

一般勘定の「国内放送番組等配信費」および「国際放送番組等配信費」のうち、3号業務についての実施費用を計上する。また、上記業務に係る広報費、給与、退職手当・厚生費、共通管理費、減価償却費を計上する。

#### ウ 算定根拠

実施基準第29条に定める業務の内容、これまでの業務および費用の実績等を勘案した。

令和7年4月1日から9月30日までの期間において、業務の内容に変更はなく、提供の規模についても大きな変化はないと想定している。令和7年4月1日から9月30日までの期間は6か月であることから、当該期間に係る実施に要する費用は、年額に12分の6を乗じ、5千万円を超えないものと定める。

(別添2)

## 任意的配信業務の実施に要する費用に関する事項の算定根拠

「NHK インターネット活用業務実施基準」(「NHK 任意的配信業務実施基準」) 変更案(以下、「変更案」という。)において示した業務の実施に要する費用に関する事項の算定根拠は、以下のとおりである。

### (1) 2号受信料財源業務

#### ア 実施に要する費用

実施に要する費用については、年額10億円を超えないものとする。なお、令和7年10月1日から令和8年3月31日までの期間に係る費用は、5億円を超えないものとする。

#### イ 計上する費用

一般勘定の「国内放送番組等配信費」および「国際放送番組等配信費」のうち、2号業務についての実施費用を計上する。また、上記業務に係る広報費、給与、退職手当・厚生費、共通管理費、減価償却費を計上する。

#### ウ 算定根拠

2号受信料財源業務については、変更案において、

- 一 国内基幹放送の放送番組のうち、教育番組
- 二 国内ラジオ放送の放送番組(前号に掲げるものを除く)
- 三 外国人向け国際放送および外国人向け協会国際衛星放送の放送番組

の配信を、いずれも必要的配信業務と一体的に実施することとしている。令和7年10月1日以降の業務内容の詳細は検討中であるが、現在、インターネット活用業務として学校向けサービス「NHK for school」、ラジオのポータルサイト「らじるらじる」、国際放送のサイト「NHK ワールド JAPAN」などにおいて同種の業務を実施していることから、令和7年10月1日以降についても、必要的配信業務に相当するものも含めてこれらの業務を現在に近い規模で実施することを想定し、このうち任意的配信業務の費用を特定することにより算定した。具体的には、それぞれのサイト・アプリに係る費用のうち、任意的配信業務に相当する教育番組・ラジオ放送番組・外国人向け国際放送および外国人向け協会国際放送の放送番組の配信に係るコンテンツ制作費を直課または配賦により特定し、加えて、国内放送番組等配信費と国際放送番組等配信費で計上される共通的な経費や給与、退職手当・厚生費、共通管理費、減価償却費は、配賦計算により算出した。このように算出した各サービスの費用を合算し、2号受信料財源業務全体の費用とした。なお配賦計算にあたっては、放送番組の比、業務の数の比等、放送法施行規則別表2号の2にて定められた配賦基準を用いた。費用の配賦方法についてはなお精査中であることから複数の試算を行った結果、約8億円から約9億円となった。

以上を踏まえ、2号受信料財源業務全体の実施に要する費用は、年額10億円を超えないと規定する。

また令和7年10月1日から令和8年3月31日まで期間に係る実施に要する費用は、当該期間が6か月であることから、年額に12分の6を乗じ、5億円を超えないと規定する。

## (2) 3号受信料財源業務

### ア 実施に要する費用

令和7年10月1日から令和8年3月31日までの期間に係る費用は、5千万円を超えないものとする。

### イ 計上する費用

一般勘定の「国内放送番組等配信費」および「国際放送番組等配信費」のうち、3号業務についての実施費用を計上する。また、上記業務に係る広報費、給与、退職手当・厚生費、共通管理費、減価償却費を計上する。

### ウ 算定根拠

3号受信料財源業務の実施に要する費用は、年額1億円を超えないものと規定している。また、令和7年4月1日施行の「NHKインターネット活用業務実施基準」において、令和7年4月1日から9月30日までの期間に係る実施に要する費用は、5千万円を超えないものと規定している。

令和7年10月1日から令和8年3月31日までの期間において、業務の内容は令和7年9月以前と変更はなく、提供の規模についても大きな変化はないと想定しており、当該期間に係る実施に要する費用は、5千万円を超えないものと定める。



(別添3)

インターネット活用業務実施基準の変更について

「NHKインターネット活用業務実施基準」について、以下2件の変更を行うこととしたいと考えています。

- 1 有料インターネット活用業務勘定の繰越欠損金が解消したことに伴う変更など
  - (1) 変更の内容  
別紙1「NHKインターネット活用業務実施基準」変更素案（令和7年4月1日施行）の通り
  - (2) 費用に関する事項の算定根拠  
別添1「インターネット活用業務の実施に要する費用に関する事項の算定根拠」の通り
  - (3) 変更実施の期日  
令和7年（2025年）4月1日
  
- 2 放送法の一部を改正する法律（令和6年法律第36号）の施行に伴う変更
  - (1) 変更の内容  
別紙2「NHKインターネット活用業務実施基準」（「NHK任意的配信業務実施基準」）変更素案（令和7年10月1日施行）の通り
  - (2) 費用に関する事項の算定根拠  
別添2「任意的配信業務の実施に要する費用に関する事項の算定根拠」の通り
  - (3) 変更実施の期日  
令和7年（2025年）10月1日

※別紙2「「NHKインターネット活用業務実施基準」（「NHK任意的配信業務実施基準」）変更素案（令和7年10月1日施行）」は、現在公表されている「放送法施行規則の一部を改正する省令案」および「日本放送協会の任意的配信業務の実施基準の認可に関するガイドライン案」に基づき作成したものであり、これらの内容に変更があった場合には修正を要する場合がある。

「NHKインターネット活用業務実施基準」  
の変更について（概要説明資料）

## ■ 2025年（令和7年）4月1日施行の変更

- ・「有料インターネット活用業務勘定」の繰越欠損金の解消に伴う変更
- ・あわせて、個人情報等の保護に関する規定を変更
- ・2025年度上半期のみ基準となるため、上半期の費用について規定 など

## ■ 2025年（令和7年）10月1日（改正法全面施行）施行の変更

- ・改正法に対応し、「インターネット活用業務」から「任意的配信業務」に
- ・「2号業務」 放送番組+理解増進情報→放送番組のみ（放送から一定期間経過後）
- ・「2号有料業務」（NHKオンデマンド）も配信期間を明記
- ・「3号受信料財源業務」「3号有料業務」の内容はおおむね変更なし

- 「有料インターネット活用業務勘定」の繰越欠損金解消に伴う変更  
2023年度（令和5年度）決算時点で「有料インターネット活用業務勘定」の繰越欠損金が解消したことから、有料業務の収支等に関する規定を繰越欠損金がない現状を踏まえた内容に改める
- あわせて個人情報等の保護に関する規定を変更  
個人情報や視聴者非特定視聴履歴を含む視聴者パーソナルデータ等の取り扱いに関し、「NHKパーソナルデータ憲章」に則り適切に取り扱うことを明記するなどの変更

## ○ 4月1日から9月30日までの期間の「実施に要する費用」の設定

2号受信料財源業務（年額200億円）、3号受信料財源業務（年額1億円）について、それぞれ6か月分として年額の2分の1を設定〔附則に規定〕

## ○ 10月1日の改正法施行前の特例的な対応に備えた規定

現在「NHKプラス」（常時同時配信等サービス）では、利用申し込みに対してIDを発行している。改正法施行に向け、サービスをどのように移行するかは決まっていないが、ログイン方法などが変わる場合、利用申し込みを一時的に停止することも考えられ、これに備えた規定を置く〔附則に規定〕

# 「インターネット活用業務」と「任意的配信」

	現行法（インターネット活用業務）			改正法（令和7年10月1日施行）	
BtoC 受信料	2号 受信料 財源 業務	放送番組 （期間の定めなし）	NHKプラス らじるらじる NHK for School 他	放送番組の同時配信	必要的配信
		理解増進情報	NHK NEWSWEB 他	放送番組（省令で定める期間内 の見逃し・聴き逃し配信）	必要的配信
BtoC 有料	2号 有料 業務	放送番組 （期間の定めなし）	NHK オンデマンド	放送番組（省令で定める期間を 経過したものの配信）	任意的配信 （2号受信料財源業務）
		理解増進情報	（実績なし）	番組関連情報配信	必要的配信
BtoB 受信料	3号 受信料 財源 業務	放送番組 （期間の定めなし）	ワールド・プレミアム 災害時同時提供 他	周知広報・試行的配信（放送番組含む）	附帯業務（任意）
		理解増進情報	（実績なし）	放送番組（省令で定める期間を 経過したものの配信）	任意的配信 （2号有料業務）
BtoB 有料	3号 有料 業務	放送番組 （期間の定めなし）	VOD事業者への 番組販売	放送番組	任意的配信 （3号受信料財源業務）
		理解増進情報	（実績なし）	編集上必要な資料	任意的配信 （3号有料業務）

## ○改正法に基づく「任意的配信」について規定

### 【用語の変更】

「インターネット活用業務」→「任意的配信業務」

「有料インターネット活用業務勘定」→「有料任意的配信業務勘定」 など

【2号業務】……放送から必要的配信の期間が経過した番組の配信

- ・ 2号受信料財源業務 教育番組 ラジオ番組 国際放送番組

必要的配信の期間に加えて長期に配信することで効果の向上が見込まれるもの

※費用は10億円を超えない (令和7年(2025年)度(下半期)は5億円)

- ・ 2号有料業務 NHKオンデマンド 所定期間経過後の番組に限ることを明記

【3号業務】……放送番組とその編集上必要な資料の配信事業者への提供

- ・ 3号受信料財源業務 災害時の提供、NHKワールドプレミアム等（現状同様）

※費用は「1億円を超えない」で変わらず（令和7年（2025年）度（下半期）は5千万円）

- ・ 3号有料業務 VOD事業者への番組販売を想定（現状同様）

【その他】……放送法の関連規定がなくなったことを踏まえた対応など

- ・ 「少なくとも3年ごと」の評価に関する規定の削除

⇒単年度の実施計画の実施状況の評価を継続

- ・ 「他の放送事業者が実施する当該業務に相当する業務」への協力規定の削除

⇒引き続き必要的配信を中心に協力を努める（必要的配信は改正法に規定あり）

など



(別紙1)

「NHKインターネット活用業務実施基準」変更素案（令和7年4月1日施行）

※下線部は、変更しようとする部分。

変更案	現行	備考・考え方
<b>第3部 2号受信料財源業務</b> (利用規約の作成等) <b>第20条</b> <略> 3 利用者に必要な情報の登録を求める場合を含め、2号受信料財源業務に係るサービスの提供に際して利用者に関する個人情報または視聴者非特定視聴履歴（視聴者個人関連情報（視聴に伴って取得される個人に関する情報であって、個人関連情報であるものをいう。）であって、特定の日時において視聴する放送番組を特定することができるものをいう。）を含む視聴者パーソナルデータ（視聴に伴って収集される個人に関する情報をいう。）その他の情報（以下「個人情報等」という。）を取得する場合は、第1項の利用規約の中で次の各号に掲げる事項を明示する。 一～二 <略>	<b>第3部 2号受信料財源業務</b> (利用規約の作成等) <b>第20条</b> <同左> 3 利用者に必要な情報の登録を求める場合を含め、2号受信料財源業務に係るサービスの提供に際して利用者に関する個人情報または非特定視聴履歴（ <u>特定の日時において視聴する放送番組を特定することができる情報であって、特定の利用者を識別することができず、かつ、他の情報と容易に照合することにより特定の個人を識別することができない情報をいう。</u> ）を含む視聴関連情報その他の情報（以下「個人情報等」という。）を取得する場合は、第1項の利用規約の中で次の各号に掲げる事項を明示する。 一～二 <同左>	用語変更 「非特定視聴履歴」→「視聴者非特定視聴履歴」（総務省「放送受信者等の個人情報保護に関するガイドラインの解説」参照） 「視聴関連情報」→「視聴者パーソナルデータ」（認定個人情報保護団体一般財団法人放送セキュリティセンター「放送分野の個人情報保護に関する認定団体指針」参照）
<b>第4部 2号有料業務</b> (利用規約の作成等) <b>第25条</b> 利用者保護の観点から、本サービスの利用に関し、あらかじめ、サービスの内容を公表するとともに、次の各号に掲げる事項を含む利用規約を定めて公表し、利用者にもその内容を明示する。 一～六 <略> 七 協会は、利用者に関する個人情報等を、別に定める「 <u>NHKパーソナルデータ憲章</u> 」、「 <u>NHK個人情報保護規程</u> 」等に則り適切に取り扱うものとする 八～十一 <略>	<b>第4部 2号有料業務</b> (利用規約の作成等) <b>第25条</b> 利用者保護の観点から、本サービスの利用に関し、あらかじめ、サービスの内容を公表するとともに、次の各号に掲げる事項を含む利用規約を定めて公表し、利用者にもその内容を明示する。 一～六 <同左> 七 協会は、利用者に関する個人情報等を、別に定める「 <u>NHK個人情報保護方針</u> 」、「 <u>NHK個人情報保護規程</u> 」等に則り適切に取り扱うものとする 八～十一 <同左>	「NHK パーソナルデータ憲章」（2022年制定）
<b>第7部 共通事項</b> (個人情報等の保護) <b>第36条</b> 放送番組等の提供にあたって利用者に関する個人情報等を取得する場合には、個人情報の保護に関する法律をはじめとする個人情報等に関する法令、関連する認定個人情報保護団体が定め	<b>第7部 共通事項</b> (個人情報等の保護) <b>第36条</b> 放送番組等の提供にあたって利用者に関する個人情報等を取得する場合には、個人情報の保護に関する法律をはじめとする個人情報等に関する法令、関連する認定個人情報保護団体が定め	「NHK パーソナルデー

<p>る指針、「NHKパーソナルデータ憲章」、「NHK個人情報保護規程」その他の確立された規範を遵守し、個人情報等の適正な利用、適切な安全管理等に必要な措置を講ずる。</p> <p>2 &lt;略&gt;</p>	<p>る指針、「NHK個人情報保護方針」、「NHK個人情報保護規程」その他の確立された規範を遵守し、個人情報等の適正な利用、適切な安全管理等に必要な措置を講ずる。</p> <p>2 &lt;同左&gt;</p>	<p>タ憲章」(2022年制定)</p>
<p><b>第9部 有料業務に関する共通事項</b></p>	<p><b>第9部 有料業務に関する共通事項</b></p>	
<p>(有料業務の事業計画の策定)</p> <p><b>第43条</b> 有料業務の実施にあたっては、<u>次の各号に従い、単年度または複数年度の事業計画を策定するものとする。</u></p> <p>一 <u>2号有料業務に係るサービスの利用料金および3号有料業務に係る放送番組等の提供料は、それぞれ第23条および第35条に定めるところにより適切に定めること</u></p> <p>二 <u>有料業務の収入については当該業務の支出にあててを基本とし、効率的な業務の実施に努めること。また、2号有料業務についてはサービスの改善による利用者への還元を図ること。</u></p> <p>三 <u>事業収支差損が生じることのないようにすること</u></p>	<p>(有料業務の事業計画の策定)</p> <p><b>第43条</b> 有料業務の実施にあたっては、<u>単年度または複数年度の計画期間において収支相償するよう事業計画を策定するものとする。</u></p>	<p>事業計画策定の考え方について、より詳しく規定する</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・有料業務の料金等の設定、それぞれの規定従って適切に定める</li> <li>・収入はそれぞれの業務の充実にあててを基本とする。</li> <li>・長く取り組んできた繰越欠損金の解消を実現したばかりであり、今後は繰越欠損金が生じないよう計画を立てる</li> </ul>
<p>(収支差が生じた場合の扱い)</p> <p><b>第44条</b> 有料インターネット活用業務勘定の年度末における事業収支差益は、原則として一般勘定への繰り入れを行う。ただし、有料インターネット活用業務勘定における翌期以降の有料業務実施のために必要と判断される範囲で、当該業務勘定における翌期への繰り越しを行うことを妨げない。</p> <p>2 <u>前項の事業収支差益について、有料インターネット活用業務勘定において繰越欠損金が発生している場合は、当該差益はまず当該欠損金の補填に充てることとする。</u></p> <p>3 <u>有料インターネット活用業務勘定の年度末における事業収支差損は、当該業務勘定の繰越剰余金により補填する。なお不足する場合または繰越剰余金がない場合については、一般勘定からの短期借入金で補填し、貸借対照表に繰越欠損金として表す。</u></p>	<p>(収支差が生じた場合の扱い)</p> <p><b>第44条</b> 有料インターネット活用業務勘定の年度末における事業収支差損は、<u>一般勘定からの短期借入金で補填し、貸借対照表に繰越欠損金として表す。</u></p> <p>2 <u>繰越欠損金の解消後の有料インターネット活用業務勘定の年度末における事業収支差益は、原則として一般勘定への繰り入れを行う。ただし、有料インターネット活用業務勘定における翌期以降の有料業務実施のために必要と判断される範囲で、当該業務勘定における翌期への繰り越しを行うことを妨げない。</u></p>	<p>収支差が生じた場合の扱いについて、より詳しく規定する</p>

<p>(検討)</p> <p><b>第45条</b> 2号有料業務については、毎事業年度の有料インターネット活用業務勘定の収支等を踏まえて2号有料業務に係るサービスや運用体制の在り方について検討し、必要な措置を講ずる。</p>	<p>(検討)</p> <p><b>第45条</b> <u>有料インターネット活用業務勘定において繰越欠損金が解消したときは、2号有料業務に係るサービスのその後の利用料金の考え方についてあらためて検討し、この基準の見直しその他必要な措置を講ずる。</u></p> <p>2 2号有料業務については、毎事業年度の有料インターネット活用業務勘定の収支等を踏まえて2号有料業務に係るサービスや運用体制の在り方について検討し、必要な措置を講ずる。</p>	<p>繰越欠損金は解消したため、第1項は削除</p>
<p><b>附 則</b></p>	<p><b>附 則</b></p>	
<p>(施行期日等)</p> <p><b>第1条</b> この基準は、<u>令和7年4月1日から施行する。</u></p> <p>2 <u>令和6年8月15日に総務大臣の認可を受けた基準は、令和7年3月31日をもって廃止する。</u></p>	<p>(施行期日等)</p> <p><b>第1条</b> この基準は、<u>放送法の一部を改正する法律(令和6年法律第36号)附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日から施行する。</u></p> <p>2 <u>令和4年12月21日に総務大臣の認可を受けた基準は、前項に定める日の前日をもって廃止する。</u></p>	
<p>(実施に要する費用の特例)</p> <p><b>第4条</b> <u>第17条第2項の実施に要する費用について、令和7年4月1日から9月30日までの期間に係る費用は100億円を超えないものとする。</u></p> <p>2 <u>第32条の実施に要する費用について、令和7年4月1日から9月30日までの期間に係る費用は5千万円を超えないものとする。</u></p>	<p>&lt;新設&gt;</p>	<p>この基準は令和7年4月1日に施行し、次の変更によって9月30日に廃止するため、費用について特例を規定する</p> <p>第1項は2号受信料財源業務、第2項は3号受信料財源業務について規定</p>
<p>(サービスの終了・変更に伴う特例)</p> <p><b>第5条</b> <u>第15条第2項第2号の利用申し込みについて、地上テレビ常時同時配信等サービスの終了もしくは変更を予定しているときは、利用者に対して事前に予告を行ったうえで、利用申し込みの受け付けおよびIDの付与を一定期間停止し、同項第1号のメッセージの内容を通常と異なるものとするところがある。</u></p>	<p>&lt;新設&gt;</p>	<p>令和7年10月1日に施行される改正放送法に基づき実施する必要的配信のサービスの実施に備えて、9月30日以前にNHKプラスのID発行を停止することも考え得るため、特例規定をおく</p>
<p>(実施基準の見直し)</p> <p><b>第6条</b> &lt;略&gt;</p>	<p>(実施基準の見直し)</p> <p><b>第4条</b> &lt;同左&gt;</p>	

(別添1)

## インターネット活用業務の実施に要する費用に関する事項の算定根拠

「NHKインターネット活用業務実施基準 変更素案(令和7年4月1日施行予定)」(以下、「変更素案」という。)において示した業務の実施に要する費用に関する事項のうち、令和7年4月1日から9月30日までの期間に係る費用の算定根拠は、以下のとおりである。

### (1) 2号受信料財源業務

#### ア 実施に要する費用

令和7年4月1日から9月30日までの期間に係る実施に要する費用は、100億円を超えないものとする。なお、放送法の一部を改正する法律(令和6年法律第36号)第2条の規定による改正後の放送法に規定される必要的配信業務の実施の準備を行う経費はこの範囲に含まない。

#### イ 計上する費用

一般勘定の「国内放送番組等配信費」および「国際放送番組等配信費」のうち、2号業務についての実施費用を計上する。また、上記業務に係る広報費、給与、退職手当・厚生費、共通管理費、減価償却費を計上する。

#### ウ 算定根拠

実施基準第13条に定める業務の内容、これまでの業務および費用の実績等を勘案した。

令和7年4月1日から9月30日までの期間において、業務の内容に変更はなく、大規模な新規の開発等も予定していないことから、利用者の増などによる一定の費用の増加があったとしても、必要的配信の実施の準備を行う経費を除けば、年額200億円としてきたこれまでの業務と同様の費用規模で実施できると想定している。令和7年4月1日から9月30日までの期間は6か月であることから、当該期間に係る実施に要する費用は、年額に12分の6を乗じ、100億円を超えないものと定める。

なお、主な費用は、配信に要する費用、権利処理に要する費用、それらの業務に係る給与、退職手当・厚生費、共通管理費、減価償却費であり、費用の計上にあたっては、本件のみに該当する業務は直課し、複数の業務に係る経費は、費用の特性に応じてそれぞれの業務に配賦を行う。その際には、総務省令別表2号の2にて定められた配賦基準(業務の種類の数比、放送番組の数比、コンテンツ制作費比、人員比、面積比、支出額比)を用いる。

### (2) 3号受信料財源業務

#### ア 実施に要する費用

令和7年4月1日から9月30日までの期間に係る実施に要する費用は、5千万円を超えないものと

する。

#### イ 計上する費用

一般勘定の「国内放送番組等配信費」および「国際放送番組等配信費」のうち、3号業務についての実施費用を計上する。また、上記業務に係る広報費、給与、退職手当・厚生費、共通管理費、減価償却費を計上する。

#### ウ 算定根拠

実施基準第29条に定める業務の内容、これまでの業務および費用の実績等を勘案した。

令和7年4月1日から9月30日までの期間において、業務の内容に変更はなく、提供の規模についても大きな変化はないと想定している。令和7年4月1日から9月30日までの期間は6か月であることから、当該期間に係る実施に要する費用は、年額に12分の6を乗じ、5千万円を超えないものと定める。

変更案 (令和7年10月1日施行)	変更前 (令和7年4月1日施行) ※「変更素案」に基づく	備考・考え方
<b>NHK 任意的配信業務実施基準</b>	<b>NHK インターネット活用業務実施基準</b>	
<b>第1部 総則</b>	<b>第1部 総則</b>	
(目的) <b>第1条</b> この基準は、放送法(以下「法」という。)第20条第2項第2号および第3号の業務に関する <u>法第21条の第1項</u> の基準として、当該業務の種類、内容、実施方法および実施に要する費用に関する事項等を定めるものである。	(目的) <b>第1条</b> この基準は、放送法(以下「法」という。)第20条第2項第2号および第3号の業務に関する <u>法第20条第12項</u> の基準として、当該業務の種類、内容、実施方法および実施に要する費用に関する事項等を定めるものである。	
(定義) <b>第2条</b> この基準における用語は、次の各号の定義に従うものとする。 一 放送番組 放送をする事項の種類、内容、分量および配列 二 <u>配信</u> <u>放送番組その他の情報を電気通信回線を通じて一般の利用に供することであつて、放送に該当しないもの</u> 三 放送番組等 <u>日本放送協会(以下「協会」という。)が放送するまたは放送した放送番組およびその編集上必要な資料(これらを編集したものを含む。以下同じ。)</u> 四 2号受信料財源業務 <u>協会が放送した放送番組(放送の日から法第20条第1項第4号の総務省令で定める期間が経過したもの(以下「2号業務配信対象番組」という。))に限る。次号において同じ。の配信を行う業務</u> (法第20条第2項第2号の業務)のうち、専ら受信料を財源として行うもの 五 2号有料業務 <u>協会が放送した放送番組の配信を行う業務</u> (法第20条第2項第2号の業務)のうち、専ら受信料を財源として行うもの以外のもの 六 3号受信料財源業務 放送番組等を、 <u>配信の事業を行う者</u> (放送事業者および外国放送事業者を除く。 <u>次号において同じ。</u> )に提供する業務(法第20条第2項第3号の業務)のうち、専ら受信料を財源として行うもの 七 3号有料業務 放送番組等を、 <u>配信の事業を行う者</u> に提供する業務(法第20条第2項第3号の業務)のうち、専ら受信料を財源として行うもの以外のもの 八 <u>任意的配信業務</u> 第4号から第7号までの業務の総称 九 <u>必要的配信業務</u> <u>法第20条第1項第3号から第5号までの業務</u> 十 <u>特定必要的配信</u> <u>法第20条第1項第3号から第5号に定める放送番組および当該放送番組の番組関連情報の配信のうち、ラジオ放送、多重放送、国際放送又は協会国際衛星放送の放送番組および当該放送番組の番組関連情報の配信を除いたもの</u>	(定義) <b>第2条</b> この基準における用語は、次の各号の定義に従うものとする。 一 放送番組 放送をする事項の種類、内容、分量および配列 二 <u>理解増進情報</u> <u>日本放送協会(以下「協会」という。)が放送したまたは放送する放送番組の編集上必要な資料その他の協会が放送したまたは放送する放送番組に対する理解の増進に資する情報(放送番組または当該情報を編集したものを含む。)</u> 三 放送番組等 <u>協会が放送したまたは放送する放送番組および当該放送番組に係る理解増進情報</u> 四 2号受信料財源業務 <u>放送番組等を電気通信回線を通じて一般の利用に供する業務(放送に該当するものを除く。)</u> (法第20条第2項第2号の業務)のうち、専ら受信料を財源として行うもの 五 2号有料業務 <u>放送番組等を電気通信回線を通じて一般の利用に供する業務(放送に該当するものおよび協会のテレビジョン放送による国内基幹放送の全ての放送番組を当該国内基幹放送と同時に一般の利用に供する業務を除く。)</u> (法第20条第2項第2号の業務)のうち、専ら受信料を財源として行うもの以外のもの 六 3号受信料財源業務 放送番組等を、 <u>放送番組を電気通信回線を通じて一般の利用に供する事業を行う者</u> (放送事業者および外国放送事業者を除く。)に提供する業務( <u>協会のテレビジョン放送による国内基幹放送の全ての放送番組を当該国内基幹放送と同時に提供する業務を除く。</u> ) (法第20条第2項第3号の業務)のうち、専ら受信料を財源として行うもの 七 3号有料業務 放送番組等を、 <u>放送番組を電気通信回線を通じて一般の利用に供する事業を行う者</u> (放送事業者および外国放送事業者を除く。)に提供する業務(協会のテレビジョン放送による国内基幹放送の全ての放送番組を当該国内基幹放送と同時に提供する業務を除く。) (法第20条第2項第3号の業務)のうち、専ら受信料を財源として行うもの以外のもの 八 <u>インターネット活用業務</u> 第4号から第7号までの業務の総称 九 <u>国内インターネット活用業務</u> <u>2号受信料財源業務および3号受信料財源業務のうち、国内放送の放送番組等の提供に係るもの</u> 十 <u>国際インターネット活用業務</u> <u>2号受信料財源業務および3号受信料財源業務のうち、国際放送および協会国際衛星放送の放送番組等の提供に係るもの</u>	放送法、放送法施行規則改正案、実施基準認可ガイドライン改定案の規定等を踏まえ、必要な用語について定義する。
(放送番組の範囲) <b>第3条</b> この基準中、放送番組についての記述は、特にことわりのない場合、いずれも、国内基幹放送、国際放送および協会国際衛星放送におけるテレビジョンおよびラジオの放送番組を含む。	(放送番組の範囲) <b>第3条</b> この基準中、放送番組についての記述は、特にことわりのない場合、いずれも、国内基幹放送、国際放送および協会国際衛星放送におけるテレビジョンおよびラジオの放送番組を含む。	
<b>第2部 任意的配信業務に関する通則</b>	<b>第2部 インターネット活用業務に関する通則</b>	
(業務実施にあたっての基本原則) <b>第4条</b> <u>任意的配信業務</u> は、協会が行う放送および配信を補完してその効果・効用を高め、または国民共有の財産であるこれらの放送番組等を広く国民に還元するなど、法第15条の目的を達成するために実施する。	(業務実施にあたっての基本原則) <b>第4条</b> <u>インターネット活用業務</u> は、協会が行う放送を補完してその効果・効用を高め、または国民共有の財産であるこれらの放送番組等を広く国民に還元するなど、法第15条の目的を達成するために実施する。 <u>【注1】</u>	



変更案（令和7年10月1日施行）	変更前（令和7年4月1日施行）※「変更素案」に基づく	備考・考え方
<p>2 <u>任意的配信業務</u>の実施にあたっては、この基準に定めるところを遵守するとともに、協会の放送を受信することのできる受信設備を設置した者 <u>または特定必要的配信の受信を開始した者</u>が法第64条第1項の規定により協会と受信契約を締結しなければならないとされていること（以下「受信料制度」という。）の趣旨に照らして不適切なものとならないこと、その実施に過大な費用を要するものとならないこと等、<u>法第21条の2第2項</u>各号に定めるこの基準の認可要件に従って適切に実施する。</p>	<p>2 <u>インターネット活用業務</u>の実施にあたっては、この基準に定めるところを遵守するとともに、協会の放送を受信することのできる受信設備を設置した者が法第64条第1項の規定により協会と受信契約を締結しなければならないとされていること（以下「受信料制度」という。）の趣旨に照らして不適切なものとならないこと、その実施に過大な費用を要するものとならないこと等、<u>法第20条第13項</u>各号に定めるこの基準の認可要件に従って適切に実施する。</p> <p><u>【注1】 法第20条第1項の業務として、取材・番組制作、受信料の契約・収納、職員採用等の業務を実施し、または公共放送の事業案内、事業活動に関する情報公開、調査研究を行う目的でインターネットを活用することがあり、その際、それらの目的に照らして一般に認められる程度・態様において、専ら受信料を財源として放送番組等を電気通信回線を通じて一般の利用に供し、または放送番組を電気通信回線を通じて一般の利用に供する事業を行う者に提供することがある。</u></p>	<p>・法第64条第1項の改正を踏まえた変更</p> <p>・【注1】は削除し、法第二十条の四第一項に規定する業務規程に必要な配信・任意的配信以外のインターネット利用について記載することを検討する。</p>
<p>&lt;削除&gt;</p>	<p><u>(理解増進情報の提供に係る基本原則)</u></p> <p><u>第5条</u> 理解増進情報は、法の趣旨を踏まえ、特定の放送番組に関連付けられた補助的な情報の範囲のものとし、次の各号のいずれかに該当するものに限る。</p> <p>一 <u>放送番組を周知・広報するもの</u></p> <p>二 <u>放送番組等を再編集したもの</u></p> <p>三 <u>放送番組の内容を解説・補足するもの</u></p> <p>四 <u>放送番組のために収集した情報であって災害等の予防や被害の軽減に資するもの</u></p> <p>五 <u>協会が放送した放送番組（以下「既放送番組」という。）の一部を編集したものまたは当該放送番組のために収集した資料であって創作用素材として提供するもの</u></p> <p>六 <u>その他放送番組の視聴に関して参考となるべき情報</u></p>	<p>理解増進情報の制度は法改正により廃止される。</p> <p>放送番組以外のテキスト情報等については、競争評価プロセスを経たうえで、必要的配信の一部である「番組関連情報」として提供する。また放送番組の周知・広報については、放送に付随する業務として実施する。</p>
<p>(広告の禁止)</p> <p><u>第5条</u> <u>任意的配信業務</u>の実施にあたっては、他人の営業に関する広告を行わない。</p>	<p>(広告の禁止)</p> <p><u>第6条</u> <u>インターネット活用業務</u>の実施にあたっては、他人の営業に関する広告を行わない。</p>	
<p>(実施計画の策定、届出および公表)</p> <p><u>第6条</u> <u>任意的配信業務</u>に係る実施計画（以下「実施計画」という。）については、法および放送法施行規則の規定に則り事業年度ごとに策定し、当該事業年度の開始前に、これを総務大臣に届け出るとともに、協会のウェブサイトに掲載して公表する。実施計画を変更する場合も同様とする。</p>	<p>(実施計画の策定、届出および公表)</p> <p><u>第7条</u> <u>インターネット活用業務</u>に係る実施計画（以下「実施計画」という。）については、法および放送法施行規則の規定に則り事業年度ごとに策定し、当該事業年度の開始前に、これを総務大臣に届け出るとともに、協会のウェブサイトに掲載して公表する。実施計画を変更する場合も同様とする。</p>	
<p>(実施状況の<u>評価等</u>)</p> <p><u>第7条</u> 各事業年度の終了後、実施計画の実施状況（サービスの利用状況に関する情報および収支実績を含む。）を取りまとめるとともに、これについて評価を行う。実施状況および評価は、協会のウェブサイトに掲載して公表する。</p>	<p>(実施状況の<u>公表、評価および改善</u>)</p> <p><u>第8条</u> 各事業年度の終了後、実施計画の実施状況（サービスの利用状況に関する情報および収支実績を含む。）を取りまとめるとともに、これについて評価を行う。</p> <p><u>2</u> <u>インターネット活用業務の実施状況について、少なくとも3年ごとに、前項の評価の結果も踏まえて、技術の発達および需要の動向その他の事情を勘案して評価を行うとともに、その結果に基づき必要があると認める場合には、当該業務の改善を図るための措置（この基準の見直しを含む。）を講ずる。</u></p> <p><u>3</u> <u>第1項の実施状況および評価ならびに前項の評価および措置は、協会のウェブサイトに掲載して公表する。</u></p>	<p>任意的配信については「少なくとも3年ごと」の評価が法定されていないことを踏まえ、第2項を削除し、第3項は第1項にまとめる。</p>
<p>(<u>任意的配信業務に関する</u>審査・評価委員会)</p> <p><u>第8条</u> <u>任意的配信業務</u>における適切性の確保に資するため、協会の会長の諮問機関として、学識経験者からなる<u>任意的配信業務に関する</u>審査・評価委員会（以下「審査・評価委員会」という。）を置く。</p> <p>2 審査・評価委員会の委員の委嘱にあたっては、市場競争の評価等に関する知見を有し、客観的かつ中立公正な判断をすることができる者を選定することとする。</p> <p>3 実施計画の策定ならびに前条の評価にあたっては、審査・評価委員会に、<u>任意的配信業務</u>の公共性および市場競争への影響等、公共放送の業務としての適切性を確保する観点からの見解を求め、これを尊重する。</p> <p>4 審査・評価委員会は、実施計画の策定ならびに前条の評価に関して見解を述べるために必要と認めるときは、<u>任意的配信業務</u>に係るサービスと同種のサービスを行う事業者（以下「競合事業者」という。）および協会が委託等により<u>任意的配信業務</u>の一部を担わせる事業者（以下「外部事業者」という。）に意見を求めることができる。</p> <p>5 前条の<u>任意的配信業務</u>の実施状況の公表および評価のあり方については、審査・評価委員会の見解等を踏まえて不断に見直す。</p> <p>6 審査・評価委員会の規程、議事の概要、会合における配付資料およびその他の資料</p>	<p>(<u>インターネット活用業務</u>審査・評価委員会)</p> <p><u>第9条</u> <u>インターネット活用業務</u>における適切性の確保に資するため、協会の会長の諮問機関として、学識経験者からなる<u>インターネット活用業務</u>審査・評価委員会（以下「審査・評価委員会」という。）を置く。</p> <p>2 審査・評価委員会の委員の委嘱にあたっては、市場競争の評価等に関する知見を有し、客観的かつ中立公正な判断をすることができる者を選定することとする。</p> <p>3 実施計画の策定ならびに前条<u>第1項および第2項</u>の評価にあたっては、審査・評価委員会に、<u>インターネット活用業務</u>の公共性および市場競争への影響等、公共放送の業務としての適切性を確保する観点からの見解を求め、これを尊重する。</p> <p>4 審査・評価委員会は、実施計画の策定ならびに前条<u>第1項および第2項</u>の評価に関して見解を述べるために必要と認めるときは、<u>インターネット活用業務</u>に係るサービスと同種のサービスを行う事業者（以下「競合事業者」という。）および協会が委託等により<u>インターネット活用業務</u>の一部を担わせる事業者（以下「外部事業者」という。）に意見を求めることができる。</p> <p>5 前条の<u>インターネット活用業務</u>の実施状況の公表および評価のあり方については、審査・評価委員会の見解等を踏まえて不断に見直す。</p> <p>6 審査・評価委員会の規程、議事の概要、会合における配付資料およびその他の資料</p>	<p>引き続き、有識者会合を活用していく。</p> <p>なお、ガイドラインにおいて、評価に関する事項、「有識者会合」に関する事項は削除される見込み。ただし、これまで総務大臣認可に際しては、市場影響や競合事業者からの意見苦情の対応についての審査・評価委員会の役割も考慮されている。</p> <p>委員会の名称等については、現在設置している番組関連情報競争評価分科会が担っている必要的配信に関する外部有識者等の役割とあわせ、協会内で引き続</p>

変更案（令和7年10月1日施行）	変更前（令和7年4月1日施行）※「変更素案」に基づく	備考・考え方
<p>は、審査・評価委員会の定めるところにより、原則として公表する。公表は、協会のウェブサイトに掲載して行う。</p> <p>7 審査・評価委員会の運営に必要な事項については、審査・評価委員会の定めるところによる。</p>	<p>は、審査・評価委員会の定めるところにより、原則として公表する。公表は、協会のウェブサイトに掲載して行う。</p> <p>7 審査・評価委員会の運営に必要な事項については、審査・評価委員会の定めるところによる。</p>	<p>き検討する。</p>
<p>&lt;削除&gt;</p>	<p><u>(放送法上の努力義務に係る取り組み)</u></p> <p><b>第10条</b> <u>2号受信料財源業務および2号有料業務の実施にあたっては、地方向けの放送番組を提供するよう努めるとともに、他の放送事業者との連携・協調を深める観点から、他の放送事業者が行う当該業務に相当する業務の円滑な実施に協力するよう努める。</u></p> <p><u>2 前項に係る取り組みを積極的に進めることとし、地方向け放送番組の提供に向けた設備整備、他の放送事業者との連携・協調に資する方法による放送番組の提供等、その具体的な業務の内容については、実施計画において各事業年度の計画を明らかにする。</u></p>	<p>改正法では、任意的配信に関する努力義務は規定されていない。地方向けの放送番組の配信は必要的配信業務の一部となり（一部猶予対象となる見込み）、民放協力については必要的配信に関して努力義務が設けられた。法に対応して実施基準の規定は削除するが、民放協力は必要的配信に限定せず、任意的配信においても対応していく。</p>
<p>&lt;削除&gt;</p>	<p><u>(ユニバーサル・サービスへの取り組み)</u></p> <p><b>第11条</b> <u>インターネット活用業務の実施にあたっては、共生社会の実現に貢献するため、人にやさしい放送・サービスを補完する手段としての活用を推進する。</u></p> <p><u>2 前項に係る取り組みとして、提供情報の自動生成等に係る技術を活用し、視覚・聴覚障害者や高齢者、在留・訪日外国人等に向けた字幕、解説音声および手話によるユニバーサル・サービスに係る情報のインターネットを通じた提供を行うこととし、その具体的な業務の内容については、各事業年度の実施計画において明らかにする。</u></p>	<p>ユニバーサル・サービスについては必要的配信の中で対応していく。</p>
<p>&lt;削除&gt;</p>	<p><u>(国際インターネット活用業務への取り組み)</u></p> <p><b>第12条</b> <u>国際インターネット活用業務の実施にあたっては、情報を効率的・効果的に届けることができるインターネットの特性を生かし、全世界へ向けた情報発信を強化するとともに訪日・在留外国人に必要な情報を適切に提供する観点から、国際放送および協会国際衛星放送の放送番組等の提供の充実に努める。2 前項に係る具体的な業務の内容については、各事業年度の実施計画において明らかにする。</u></p>	<p>国際放送番組に係る情報の発信強化については必要的配信の中で対応していく。</p>
<p><b>第3部 2号受信料財源業務</b></p>	<p><b>第3部 2号受信料財源業務</b></p>	
<p>(業務の内容)</p> <p><b>第9条</b> <u>2号受信料財源業務は、次の各号に掲げる放送番組（2号業務配信対象番組に限る。）であって、法第20条第1項第4号の配信（以下「第4号必要的配信」という）の期間を超えて配信することにより効果の向上が見込まれるものについて配信することを内容とし、当該第4号必要的配信と一体的に実施する。</u></p> <p><u>一 国内基幹放送の放送番組のうち、教育番組</u></p> <p><u>二 国内ラジオ放送の放送番組（前号に掲げるものを除く）</u></p> <p><u>三 外国人向け国際放送および外国人向け協会国際衛星放送の放送番組</u></p>	<p>(業務の内容)</p> <p><b>第13条</b> <u>2号受信料財源業務は、次の各号に掲げる放送番組等を一般に提供することを内容とする。</u></p> <p><u>一 放送番組</u></p> <p><u>ア 協会が放送しようとする放送番組（以下「放送予定番組」という。）のうち、放送番組の周知・広報のために特に提供することが必要と認めるもの</u></p> <p><u>イ 協会が放送している放送番組（以下「放送中番組」という。【注2】のうち、次に掲げる放送のいずれかによるもの（提供に必要な権利を確保できないもの等を除く。）</u></p> <p><u>(ア) 総合テレビジョン放送</u></p> <p><u>(イ) 教育テレビジョン放送</u></p> <p><u>(ウ) ラジオ第1放送</u></p> <p><u>(エ) ラジオ第2放送</u></p> <p><u>(オ) FM放送</u></p> <p><u>(カ) 国際放送</u></p> <p><u>(キ) 協会国際衛星放送</u></p> <p><u>ウ 国内テレビジョン放送の放送中番組のうち、一時の目的のために提供する次に掲げるもの</u></p> <p><u>(ア) 災害時における国民の生命・財産の保護等に資するための情報その他の国民生活や社会全体に大きな影響を及ぼす情報であって特に迅速に提供すべきものを伝える放送番組</u></p> <p><u>(イ) 放送開始後の視聴の利便を図るための時差再生サービス（ハイブリッドキャスト【注3】対応受信機または当該受信機に紐づく端末機器を対象とするものに限る。）の対象とする放送番組</u></p> <p><u>エ 既放送番組【注2】のうち、次に掲げるもの</u></p> <p><u>(ア) 総合テレビジョン放送および教育テレビジョン放送の放送番組のうち、イ(ア)および(イ)の提供と一体的なサービスとして提供するもの</u></p> <p><u>(イ) (ア)に掲げるもののほか、国内テレビジョン放送の放送番組であって、広く一般に提供することに公益上の意義もしくは協会の放送番組や業務に関する周知のための必要性があり、またはその提供が第10条に定める放送法上の努力義務の達成に資するもの（その提供により受信料制度を毀損するおそれ</u></p>	<p>第1号は、現在の「NHK for school」「高校講座」等にあたるサイト・アプリでの配信を想定したもの</p> <p>第2号は、現在の「らじる★らじる」にあたるサイト・アプリでの配信を想定したもの</p> <p>第3号は、現在の「NHK ワールド JAPAN」での配信を想定したもの（邦人向けは含まない）</p>

変更案（令和7年10月1日施行）	変更前（令和7年4月1日施行）※「変更素案」に基づく	備考・考え方
	<p><u>がある場合を除く。）</u></p> <p><u>(イ) 国内ラジオ放送、国際放送および協会国際衛星放送の放送番組</u></p> <p><u>二 理解増進情報</u></p> <p><u>2 前項第1号イ(ア)および(イ)の放送中番組の提供を「地上テレビ常時同時配信」と称し、これと一体として行う同号エ(ア)の既放送番組の提供を「地上テレビ見逃し番組配信」と称する。</u></p> <p><u>3 提供している理解増進情報については、特定の放送番組との対応関係を確認し、その関係を少なくとも3か月に一度協会のウェブサイトに掲載して公表する。</u></p> <p><u>【注2】 利用者の利便に資し、または放送後の時間経過等による利用者の誤解を防ぐため、速報ニュース・気象情報等、放送の際に追加した文字、図形または音声による情報を除いたもの等を提供する場合がある。</u></p> <p><u>【注3】 一般社団法人IPTVフォーラムが策定した「ハイブリッドキャスト技術仕様」に基づく放送・通信連携サービスをいう。</u></p>	
<p>(業務の実施方法)</p> <p><b>第10条</b> 前条の放送番組の<u>配信</u>は、次の各号のいずれかの方法により行う。ただし、第1号に掲げる方法によることを原則とし、第2号に掲げる方法による場合は、実施計画においてその旨を明示する。</p> <p>一 協会のウェブサイト<u>【注】</u>または協会が一般に提供するアプリケーションを通じて行う方法</p> <p>二 電気通信回線を通じて一般への情報提供を行う他の事業者のウェブサイトまたはアプリケーションを通じて行う方法</p> <p>2 前項第2号に掲げる方法で<u>配信</u>を行う場合は、当該他の事業者との契約により、利用者に提供する放送番組および当該放送番組の<u>配信</u>に関する提供条件を協会が決定することを確保するとともに、利用者に対し、協会が提供主体であり当該放送番組の<u>配信</u>について協会が定める提供条件および実施方法が適用されることを明示する。</p> <p>3 <u>配信の期間は放送の日から法第20条第1項第4号の総務省令で定める期間が経過してから一定期間とし、配信は1日24時間行う。</u></p> <p>4 <u>配信の対象地域については制限を設けない。ただし、一体的に行う第4号必要的配信の対象地域に制限が設けられている場合には、これに準じる。</u></p> <p>5 放送番組の<u>配信</u>は、端末機器、ソフトウェア、画質・音質等の諸条件を含め、広く一般に利用できる方法で行うことを原則とし、合理的な理由なく対象を限定することのないよう努める。端末機器およびソフトウェアの条件については、協会のウェブサイトに掲載して公表する。第1項第2号に掲げる方法で提供を行う場合は、当該他の事業者により公表されるようにする。</p> <p><u>【注】 協会のウェブサイトのドメインは第13条の利用規約において示す。</u></p>	<p>(業務の実施方法)</p> <p><b>第14条</b> 前条の放送番組等の<u>提供</u>は、次の各号のいずれかの方法により行う。ただし、第1号に掲げる方法によることを原則とし、第2号に掲げる方法による場合は、実施計画においてその旨を明示する。</p> <p>一 協会のウェブサイト<u>【注4】</u>または協会が一般に提供するアプリケーションを通じて行う方法</p> <p>二 電気通信回線を通じて一般への情報提供を行う他の事業者のウェブサイトまたはアプリケーションを通じて行う方法</p> <p>2 前項第2号に掲げる方法で<u>提供</u>を行う場合は、当該他の事業者との契約により、利用者に提供する放送番組等および当該放送番組等の<u>提供</u>に関する提供条件を協会が決定することを確保するとともに、利用者に対し、協会が提供主体であり当該放送番組等の<u>提供</u>について協会が定める提供条件および実施方法が適用されることを明示する。</p> <p>3 <u>次の表の左欄に掲げる放送番組等の提供期間および時間については、同表の右欄に掲げるとおりとする。 &lt;表は省略&gt;</u></p> <p>4 <u>次の表の左欄に掲げる放送番組等の提供対象地域については、同表の右欄に掲げるとおりとする。ただし、提供に必要な権利が確保できない場合等には、表の4の項の放送番組の提供対象地域を日本国外に、5、8および9の項の放送番組等の提供対象地域を日本国内に限ることがある。 &lt;表は省略&gt;</u></p> <p>5 放送番組等の<u>提供</u>は、端末機器、ソフトウェア、画質・音質等の諸条件を含め、広く一般に利用できる方法で行うことを原則とし、合理的な理由なく対象を限定することのないよう努める。端末機器およびソフトウェアの条件については、協会のウェブサイトに掲載して公表する。第1項第2号に掲げる方法で提供を行う場合は、当該他の事業者により公表されるようにする。</p> <p><u>【注4】 協会のウェブサイトのドメインとして、nhk.or.jp、nhk.jp などがある。</u></p> <p><u>【注5】 次の表の左欄に掲げる協会の組織をいい、それぞれ右欄に掲げる地域を所管する。 &lt;表は省略&gt;</u></p>	<p>2号受信料財源業務の実施方法は、これと一体的に行う第4号必要的配信と同様となる</p>
<p>(料金その他の提供条件)</p> <p><b>第11条</b> 2号受信料財源業務は、利用者に対価を求めることなく実施する。</p> <p>2 <u>その他の提供条件については、受信料制度を毀損することのないようにするため、これと一体的に行う第4号必要的配信に準じることとし、当該第4号必要的配信が特定必要的配信に該当する場合の法第20条の3第9項に規定する特定必要的配信の受信を目的としない者が誤ってその受信を開始することを防止するための措置等の対象となることがある。</u></p>	<p>(料金その他の提供条件)</p> <p><b>第15条</b> 2号受信料財源業務は、利用者に対価を求めることなく実施する。</p> <p>2 <u>地上テレビ常時同時配信および地上テレビ見逃し番組配信に係るサービス（以下「地上テレビ常時同時配信等サービス」という。）の実施にあたっては、受信料制度を毀損することのないようにするため、次の各号に定める措置を講ずるものとする。</u></p> <p>一 <u>地上テレビ常時同時配信等サービスを行うウェブサイトまたはアプリケーションにおいて、提供している放送番組の画面上に、当該サービスの利用に際して協会との受信契約を確認するための情報提供を求める旨のメッセージを表示する。当該メッセージは、受信料制度を毀損することのないようにする観点で必要かつ十分な大きさおよび態様で表示するものとする。その際、次号の利用申込みを行う意思を示した者には、利用申込みを促すために必要な情報を提供するように求めたうえで、通常とは異なる表示方法とすることがある。</u></p> <p>二 <u>地上テレビ常時同時配信等サービスを利用しようとする者には、住所、氏名その他協会との受信契約を確認するために必要な情報を協会に提供することを求め、協会に対してこれらの情報を提供して利用申込みを行った者（以下「申込者」という。）に対しては、IDを一つ付与する。</u></p> <p>三 <u>前二号に基づき利用に際して提供を求める情報の詳細は、地上テレビ常時同時配信等サービスの利用規約で定める。</u></p>	<p>誤って受信を開始することを防止するための措置のほか、特定必要的配信の受信に係る認証・認可、利用者が受信契約を締結していることを確認するための措置等においても一体的に対象となることがある</p>



変更案（令和7年10月1日施行）	変更前（令和7年4月1日施行）※「変更素案」に基づく	備考・考え方
	<p><u>四 申込者は、IDを用いることにより、第1号のメッセージが表示されない状態で地上テレビ常時同時配信等サービスを自ら利用することができるのに加え、自らと生計をともにする者その他利用規約で定める者に利用させることができる。ただし、協会は、一つのIDで同時に利用できる配信ストリームの数に上限を設けることがあり、その場合、上限とする数は、実施計画において明らかにするとともに、地上テレビ常時同時配信等サービスの利用規約で明示するものとする。</u></p> <p><u>五 次のいずれかに該当するときは、IDによる地上テレビ常時同時配信等サービスの利用の全部または一部を停止し、第1号の措置の状態に戻すことがある。</u></p> <p><u>ア 申込者が提供した住所等の情報によって、申込者が協会と受信契約を締結している事実を確認できないとき</u></p> <p><u>イ 申込者が協会と締結している受信契約に係る受信料の支払いを1年以上連続して延滞していることが判明したとき</u></p> <p><u>ウ 申込者が付与されたIDを前号に定める範囲を超えて不正に利用させるなど、地上テレビ常時同時配信等サービスの利用規約に定める条件に違反する利用を行ったことが判明し、受信料制度を毀損するおそれの程度に鑑みて協会が当該サービスの利用の全部または一部を停止することが適当と認めるとき</u></p> <p><u>3 地上テレビ常時同時配信の一部として災害時における国民の生命・財産の保護等に資するための情報その他の国民生活や社会全体に大きな影響を及ぼす情報であって特に迅速に提供すべきものを伝える放送番組を提供するときは、臨時かつ一時的に、前項第1号のメッセージを表示しないで地上テレビ常時同時配信を行う措置を講ずることがある。</u></p>	
<削除>	<p><u>(特例措置に関する情報の公表)</u></p> <p><u>第16条 第13条第1項第1号ウ(ア)の放送中番組の提供および前条第3項の措置を実施したときは、その都度、これにより提供した放送番組および提供時間を、協会のウェブサイトに掲載して公表する。</u></p>	特例措置に当たる業務がないため削除
<p>(業務実施に要する費用)</p> <p><b>第12条</b></p> <p>実施に要する費用は、年額<u>1.0億円</u>を超えないものとする。</p> <p><u>2 実施に要する費用については、第34条第6項による費用明細書の作成・情報開示をはじめ、区分経理の考え方に則った十分な説明と、参考となる情報の提供に努めるものとする。</u></p> <p><u>3 第1項の規定にかかわらず、想定を大きく超える利用者の増加等により配信経費等が増大したときは、第1項の金額を超過して2号受信料財源業務を実施することがある。その場合、他の項からの予算の流用が生じるときは予算総則の定めに従い経営委員会の議決を経たうえで、当該超過した金額とその理由を協会のウェブサイトおよび当該年度の業務報告書に掲載して公表する。</u></p>	<p>(業務実施に要する費用)</p> <p><b>第17条</b> <u>実施に要する費用については、放送法第71条の2第1項に基づく中期経営計画の策定または変更に当たって協会の業務および収支の見通しとあわせて検討するものとし、実施しようとする業務が真に必要で有効なものか、受信料財源により賄うことが妥当かなどの観点から不断に点検して抑制的な管理に努める。</u></p> <p><u>2 実施に要する費用は、年額2.0億円を超えないものとする。</u></p> <p><u>3 実施に要する費用については、第42条第6項による費用明細書の作成・情報開示をはじめ、区分経理の考え方に則った十分な説明と、参考となる情報の提供に努めるものとする。</u></p> <p><u>4 第2項の規定にかかわらず、大規模災害など国民の生命、身体および財産の保護が必要な緊急事態の発生や、想定を大きく超える利用者の増加等により配信経費等が増大したときは、第2項の金額を超過して国内インターネット活用業務を実施することがある。その場合、他の項からの予算の流用について、予算総則の定めに従い経営委員会の議決を経ることとし、当該超過した金額とその理由を協会のウェブサイトおよび当該年度の業務報告書に掲載して公表する。</u></p> <p><u>5 前項の想定に係る利用見込み等の根拠については、毎年度の実施計画において明らかにするものとする。</u></p>	<p>2号受信料財源業務は必要的配に付随するものに限られる。金額の根拠は別に算定根拠を示す。</p> <p>第1項の金額を超過した場合の対応については、他の項からの予算の流用が生じる場合と生じない場合がある。いずれの場合でも、ウェブサイトおよび行報告書の掲載・公表は行う。</p>
<削除>	<p><u>(放送番組等の点検と提供の終了)</u></p> <p><b>第18条</b> <u>2号受信料財源業務により行う個々の放送番組または理解増進情報の提供については、少なくとも年1回、その社会的意義を勘案して必要性・有効性を点検し、それらがなくなったと判断したものはその時点で終了する。</u></p> <p><u>2 前項の点検の結果については、協会のウェブサイトで公表するとともに、審査・評価委員会にその概要を報告する。</u></p>	必要性・有効性の点検は当然のことだが、2号受信料財源業務が限定列挙になったことにより、実施計画の策定時等に個別に点検可能となると想定される。
<削除>	<p><u>(サービスの維持改善)</u></p> <p><b>第19条</b> <u>2号受信料財源業務に係るサービス利用の際の操作方法および画面表示については、広く利用者に分かりやすく利便性が高いものとなるよう、維持改善に努める。</u></p>	改善に努めることは当然のことだが、2号受信料財源業務は必要的配信と一体的に実施するもののみであることを踏まえ削除。
<p>(利用規約の作成等)</p> <p><b>第13条</b> <u>利用者保護の観点から、2号受信料財源業務に係るサービスについては、あらかじめ、サービスの内容を公表するとともに、協会および利用者の責任に関する事項等を含む利用規約を定めて公表し、利用者にその内容を明示する。なお、利用規約は2号受信料財源業務と一体で提供する必要的配信業務に係る利用規約と一体のものとして提示することがある。</u></p> <p>2 前項の利用規約の中で、2号受信料財源業務に係るサービスの用に供している電気</p>	<p>(利用規約の作成等)</p> <p><b>第20条</b> <u>利用者保護の観点から、2号受信料財源業務に係るサービスについては、あらかじめ、サービスの内容を公表するとともに、協会および利用者の責任に関する事項等を含む利用規約を定めて公表し、利用者にその内容を明示する。</u></p> <p>2 前項の利用規約の中で、2号受信料財源業務に係るサービスの用に供している電気</p>	2号受信料財源業務は必要的配信と一体で実施するものに限定しており、一体的な利用規約を想定している。

変更案（令和7年10月1日施行）	変更前（令和7年4月1日施行）※「変更素案」に基づく	備考・考え方
<p>通信設備に本サービスの実施を不可能とする不具合が生じた場合等に協会が当該サービスの提供を中断することがあることを明示する。</p> <p>3 利用者に必要な情報の登録を求める場合を含め、2号受信料財源業務に係るサービスの提供に際して利用者に関する個人情報または視聴者非特定視聴履歴（視聴者個人関連情報（視聴に伴って取得される個人に関する情報であって、個人関連情報であるものをいう。）であって、特定の日時において視聴する放送番組を特定することができるものをいう。）を含む視聴者パーソナルデータ（視聴に伴って収集される個人に関する情報をいう。）その他の情報（以下「個人情報等」という。）を取得する場合は、第1項の利用規約の中で次の各号に掲げる事項を明示する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一 当該サービスの利用にあたって、利用者に関する個人情報等の提供が必要となること</li> <li>二 協会は、利用者に関する個人情報等を第29条に定めるところにより適切に取り扱うこと</li> </ul>	<p>通信設備に本サービスの実施を不可能とする不具合が生じた場合等に協会が当該サービスの提供を中断することがあることを明示する。</p> <p>3 利用者に必要な情報の登録を求める場合を含め、2号受信料財源業務に係るサービスの提供に際して利用者に関する個人情報または視聴者非特定視聴履歴（視聴者個人関連情報（視聴に伴って取得される個人に関する情報であって、個人関連情報であるものをいう。）であって、特定の日時において視聴する放送番組を特定することができるものをいう。）を含む視聴者パーソナルデータ（視聴に伴って収集される個人に関する情報をいう。）その他の情報（以下「個人情報等」という。）を取得する場合は、第1項の利用規約の中で次の各号に掲げる事項を明示する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一 当該サービスの利用にあたって、利用者に関する個人情報等の提供が必要となること</li> <li>二 協会は、利用者に関する個人情報等を第36条に定めるところにより適切に取り扱うこと</li> </ul>	<p>※2025年4月</p> <p>「非特定視聴履歴」→「視聴者非特定視聴履歴」</p> <p>「視聴関連情報」→「視聴者パーソナルデータ」</p>
<別紙を含め削除>	<p><u>（インターネット活用業務についての社会実証）</u></p> <p><u>第20条の2 協会のインターネット活用業務が果たしうる社会的役割を検証するため、期間を限って、放送番組等の提供を伴う社会実証を実施することができる。</u></p> <p><u>2 社会実証に係る放送番組等の提供については、第13条から第15条までの規定にかかわらず別紙のとおりとする。</u></p>	<p>実施を想定していないため削除（別紙含む）</p>
<b>第4部 2号有料業務</b>	<b>第4部 2号有料業務</b>	変更なし
<p>（業務の内容）</p> <p><b>第14条</b> 2号有料業務は、国内基幹放送（地上基幹放送および衛星基幹放送）の<b>放送番組（2号業務配信対象番組に限る。）</b>を、一般の求めに応じて<b>配信</b>することを内容とする。</p> <p>2 2号有料業務に係るサービスを「NHKオンデマンドサービス」（以下この第4部において「本サービス」という。）と称し、次の各号に掲げる契約種別で提供する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一 単品等・・・放送番組の中から1本（以下「単品」という。）または複数本をまとめたパック（以下「複数本パック」という。）を単位に、そのつど課金して一定期間の利用を可能とするもの</li> <li>二 見放題パック・・・個々の放送番組の入れ替わりがあることを前提とした特定範囲の複数本の放送番組を一括対象とし、一定期間の利用を可能とするもの</li> </ul>	<p>（業務の内容）</p> <p><b>第21条</b> 2号有料業務は、国内基幹放送（地上基幹放送および衛星基幹放送）の<b>既放送番組および当該放送番組に係る理解増進情報</b>を、一般の求めに応じて、<b>電気通信回線を通じてその利用に供</b>することを内容とする。<b>ただし、周知・広報のために必要と認めるときは、国内基幹放送の放送予定番組または放送中番組に係る理解増進情報を利用に供することができる。</b></p> <p>2 2号有料業務に係るサービスを「NHKオンデマンドサービス」（以下この第4部において「本サービス」という。）と称し、次の各号に掲げる契約種別で提供する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一 単品等・・・<u>放送番組等</u>の中から1本（以下「単品」という。）または複数本をまとめたパック（以下「複数本パック」という。）を単位に、そのつど課金して一定期間の利用を可能とするもの</li> <li>二 見放題パック・・・<u>個々の放送番組等</u>の入れ替わりがあることを前提とした特定範囲の複数本の<b>放送番組等</b>を一括対象とし、一定期間の利用を可能とするもの</li> </ul> <p><b>3 理解増進情報を提供するにあたっては、特定の放送番組との対応関係を明らかにして行う。</b></p>	<p>2号業務の対象の変更を受け、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・放送番組の配信について放送から所定の期間が経過した者に限ることを明記</li> <li>・理解増進情報の提供についての記載を削除（1項・3項）（「放送番組等」を「放送番組」にすることを含む）</li> </ul> <p>なお、2号有料業務の周知広報自体は引き続き実施可能</p>
<p>（業務の実施方法）</p> <p><b>第15条</b> 本サービスの提供は、次の各号のいずれかの方法により行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一 直接提供型・・・協会が、利用者に直接<b>配信</b>する方法</li> <li>二 プラットフォーム経由型・・・第三者が実施する動画配信サービスにおける動画管理、顧客管理、課金管理その他の基本機能（以下「プラットフォーム機能」という。）を介して提供する方法</li> </ul> <p>2 前項第2号のプラットフォーム経由型により本サービスの提供を行う場合は、当該プラットフォーム事業者（本サービスのためにプラットフォーム機能を提供し、または提供を予定する事業者をいう。以下同じ。）との契約により、本サービスの提供に関する料金その他の提供条件を協会が決定することを確保するとともに、利用者に対し、協会が提供主体であり、放送番組の<b>配信</b>について協会が定める料金その他の提供条件および実施方法が適用されることを明示する。</p> <p>3 本サービスによる放送番組の<b>配信</b>は、個々の放送番組ごとに、一定期間または期間を定めずに行う。</p> <p>4 本サービスの提供対象地域は、日本国内とする。</p> <p>5 本サービスは、端末機器、ソフトウェア、画質・音質等の諸条件を含め、広く一般に利用できる方法で行うことを原則とし、合理的な理由なく対象を限定することのないよう努める。端末機器およびソフトウェアの条件については、協会のウェブサイトに掲載して公表する。プラットフォーム経由型により本サービスの提供を行う場合には、プラットフォーム事業者により公表されるようにする。</p>	<p>（業務の実施方法）</p> <p><b>第22条</b> 本サービスの提供は、次の各号のいずれかの方法により行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一 直接提供型・・・協会が、<b>電気通信回線を通じて</b>利用者に直接<b>提供</b>する方法</li> <li>二 プラットフォーム経由型・・・第三者が実施する動画配信サービスにおける動画管理、顧客管理、課金管理その他の基本機能（以下「プラットフォーム機能」という。）を介して提供する方法</li> </ul> <p>2 前項第2号のプラットフォーム経由型により本サービスの提供を行う場合は、当該プラットフォーム事業者（本サービスのためにプラットフォーム機能を提供し、または提供を予定する事業者をいう。以下同じ。）との契約により、本サービスの提供に関する料金その他の提供条件を協会が決定することを確保するとともに、利用者に対し、協会が提供主体であり、<b>放送番組等の提供</b>について協会が定める料金その他の提供条件および実施方法が適用されることを明示する。</p> <p>3 本サービスによる<b>放送番組等の提供</b>は、個々の放送番組<b>または理解増進情報</b>ごとに、一定期間または期間を定めずに行う。</p> <p>4 本サービスの提供対象地域は、日本国内とする。</p> <p>5 本サービスは、端末機器、ソフトウェア、画質・音質等の諸条件を含め、広く一般に利用できる方法で行うことを原則とし、合理的な理由なく対象を限定することのないよう努める。端末機器およびソフトウェアの条件については、協会のウェブサイトに掲載して公表する。プラットフォーム経由型により本サービスの提供を行う場合には、プラットフォーム事業者により公表されるようにする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「配信」の用語定義を踏まえた変更</li> <li>・理解増進情報の提供についての記載を削除（「放送番組等」→「放送番組」を含む）</li> </ul>



変更案（令和7年10月1日施行）	変更前（令和7年4月1日施行）※「変更素案」に基づく	備考・考え方
<p>（料金その他の提供条件）</p> <p><b>第16条</b> 2号有料業務は、利用者から対価を得て実施する。</p> <p>2 本サービスの利用料金は、本サービスに対する需要動向等のデータに基づき、本サービスの種類ごとに次の各号の考え方により定め、実施計画において明らかにするとともに、協会のウェブサイトにも明示する。これを変更するときも同様とする。</p> <p>一 単品等・・・単品は、その放送番組の長さ、画質、権利処理に要した費用および市場性を、複数本パックは、その構成する放送番組の単品料金の額および本数ならびに市場性を、それぞれ総合的に勘案して定める。</p> <p>二 見放題パック・・・提供期間、対象となる放送番組の本数、画質、権利処理に要した費用および市場性を総合的に勘案して定める。</p> <p>3 前項の料金を定め、または変更するにあたっては、次の各号の点を考慮するものとする。</p> <p>一 利用者の利益を不当に害しないこと</p> <p>二 できる限り収入総額の増加に寄与するようにすること</p> <p>三 一般的な料金水準に比し、著しく低額にならないようにすること</p> <p>4 前項第1号または第3号に定める事項に適合しないこととなったと認めるときは、その是正のために必要な措置をとる。</p> <p>5 本サービスの利用の促進に資するため、第2項および第3項の規定にかかわらず、次に掲げる料金の特例措置を行うことがある。</p> <p>一 利用料金を一時的に減額または無料とする措置</p> <p>二 本サービスの一部を割引料金または無料で利用できる利用権を付与する措置</p> <p>6 前項の特例措置は、次の各号の条件を満たすものとする。</p> <p>一 利用者間およびプラットフォーム事業者間の公平を不当にゆがめないこと</p> <p>二 同種のサービスを提供する他の事業者による類似の措置に比し、適切なものであること</p> <p>7 本サービスの利用希望者との契約締結を、正当な理由なく拒まない。</p>	<p>（料金その他の提供条件）</p> <p><b>第23条</b> 2号有料業務は、利用者から対価を得て実施する。</p> <p>2 本サービスの利用料金は、本サービスに対する需要動向等のデータに基づき、本サービスの種類ごとに次の各号の考え方により定め、実施計画において明らかにするとともに、協会のウェブサイトにも明示する。これを変更するときも同様とする。</p> <p>一 単品等・・・単品は、その放送番組等の長さ、画質、権利処理に要した費用および市場性を、複数本パックは、その構成する放送番組等の単品料金の額および本数ならびに市場性を、それぞれ総合的に勘案して定める。</p> <p>二 見放題パック・・・提供期間、対象となる放送番組等の本数、画質、権利処理に要した費用および市場性を総合的に勘案して定める。</p> <p>3 前項の料金を定め、または変更するにあたっては、次の各号の点を考慮するものとする。</p> <p>一 利用者の利益を不当に害しないこと</p> <p>二 できる限り収入総額の増加に寄与するようにすること</p> <p>三 一般的な料金水準に比し、著しく低額にならないようにすること</p> <p>4 前項第1号または第3号に定める事項に適合しないこととなったと認めるときは、その是正のために必要な措置をとる。</p> <p>5 本サービスの利用の促進に資するため、第2項および第3項の規定にかかわらず、次に掲げる料金の特例措置を行うことがある。</p> <p>一 利用料金を一時的に減額または無料とする措置</p> <p>二 本サービスの一部を割引料金または無料で利用できる利用権を付与する措置</p> <p>6 前項の特例措置は、次の各号の条件を満たすものとする。</p> <p>一 利用者間およびプラットフォーム事業者間の公平を不当にゆがめないこと</p> <p>二 同種のサービスを提供する他の事業者による類似の措置に比し、適切なものであること</p> <p>7 本サービスの利用希望者との契約締結を、正当な理由なく拒まない。</p>	
<p>（サービスの維持改善）</p> <p><b>第17条</b> 本サービスの利用に係る操作方法および画面表示については、広く利用者に分かりやすく利便性が高いものとなるよう、維持改善に努める。プラットフォーム経由型により本サービスの提供を行う場合には、当該プラットフォーム事業者とともに、維持改善に努める。</p>	<p>（サービスの維持改善）</p> <p><b>第24条</b> 本サービスの利用に係る操作方法および画面表示については、広く利用者に分かりやすく利便性が高いものとなるよう、維持改善に努める。プラットフォーム経由型により本サービスの提供を行う場合には、当該プラットフォーム事業者とともに、維持改善に努める。</p>	
<p>（利用規約の作成等）</p> <p><b>第18条</b> 利用者保護の観点から、本サービスの利用に関し、あらかじめ、サービスの内容を公表するとともに、次の各号に掲げる事項を含む利用規約を定めて公表し、利用者にその内容を明示する。</p> <p>一 本サービスを利用するには会員登録の申し込みを行う必要があること、および、その申し込みに虚偽の内容がある等、本サービスの提供に支障を生じるおそれがある場合には、協会が当該会員登録の申し込みを承諾しない場合があること。（ただし、プラットフォーム経由型においてコンテンツ利用の申し込みが可能な環境にあるときは、本サービス専用の会員登録を不要とすることがある。）</p> <p>二 本サービスの利用料金は別に定め、個別の利用申し込みを受け付ける画面に表示すること</p> <p>三 利用者によるコンテンツ利用の申込方法および協会による承諾の通知方法</p> <p>四 本サービスの利用に障害が発生した場合、協会は、速やかにシステム状況を調査し、協会の設備（協会が本サービスの提供のために必要な業務の一部を委託した者の設備を含む。）によるものであったときは、協会の責任において正常化のための必要な措置を講ずるものとする。ただし、プラットフォーム経由型による場合、当該プラットフォーム事業者の設備は、その事業者が調査および必要な措置を行い、協会と連携して異常の解消にあたること。</p> <p>五 本サービスの用に供している電気通信設備に本サービスの実施を不可能とする不具合が生じた場合等に、本サービスの提供を中断することがあること</p> <p>六 購入したコンテンツを不特定または多数人に視聴させてはならないこと等の利用者の禁止事項</p> <p>七 協会は、利用者に関する個人情報等を、別に定める「NHKパーソナルデータ憲章」、「NHK個人情報保護規程」等に則り適切に取り扱うものとする</p> <p>八 協会は、前号の個人情報等を、本サービスの提供および広報、本サービスの向上を目的とする利用者意向調査およびアンケートの実施、利用者からの問い合わせへの対応ならびに利用規約違反、利用料金の未払い等利用者の債務不履行等の是正のために取る措置の目的以外には利用しないこと</p> <p>九 本サービスの利用に関する契約の締結、提供の停止および解除の条件</p>	<p>（利用規約の作成等）</p> <p><b>第25条</b> 利用者保護の観点から、本サービスの利用に関し、あらかじめ、サービスの内容を公表するとともに、次の各号に掲げる事項を含む利用規約を定めて公表し、利用者にその内容を明示する。</p> <p>一 本サービスを利用するには会員登録の申し込みを行う必要があること、および、その申し込みに虚偽の内容がある等、本サービスの提供に支障を生じるおそれがある場合には、協会が当該会員登録の申し込みを承諾しない場合があること。（ただし、プラットフォーム経由型においてコンテンツ利用の申し込みが可能な環境にあるときは、本サービス専用の会員登録を不要とすることがある。）</p> <p>二 本サービスの利用料金は別に定め、個別の利用申し込みを受け付ける画面に表示すること</p> <p>三 利用者によるコンテンツ利用の申込方法および協会による承諾の通知方法</p> <p>四 本サービスの利用に障害が発生した場合、協会は、速やかにシステム状況を調査し、協会の設備（協会が本サービスの提供のために必要な業務の一部を委託した者の設備を含む。）によるものであったときは、協会の責任において正常化のための必要な措置を講ずるものとする。ただし、プラットフォーム経由型による場合、当該プラットフォーム事業者の設備は、その事業者が調査および必要な措置を行い、協会と連携して異常の解消にあたること。</p> <p>五 本サービスの用に供している電気通信設備に本サービスの実施を不可能とする不具合が生じた場合等に、本サービスの提供を中断することがあること</p> <p>六 購入したコンテンツを不特定または多数人に視聴させてはならないこと等の利用者の禁止事項</p> <p>七 協会は、利用者に関する個人情報等を、別に定める「NHKパーソナルデータ憲章」、「NHK個人情報保護規程」等に則り適切に取り扱うものとする</p> <p>八 協会は、前号の個人情報等を、本サービスの提供および広報、本サービスの向上を目的とする利用者意向調査およびアンケートの実施、利用者からの問い合わせへの対応ならびに利用規約違反、利用料金の未払い等利用者の債務不履行等の是正のために取る措置の目的以外には利用しないこと</p> <p>九 本サービスの利用に関する契約の締結、提供の停止および解除の条件</p>	<p>※2025年4月 「個人情報保護方針」→「パーソナルデータ憲章」</p>

変更案（令和7年10月1日施行）	変更前（令和7年4月1日施行）※「変更素案」に基づく	備考・考え方
<p>十 本サービスを終了する場合には、協会が利用者に対して事前に予告すること（なお、プラットフォーム経由型による場合には、利用者に対する予告に必要な期間を確保できるよう措置する。ただし、プラットフォーム事業者によるサービス継続が不可能となった契約解除の場合は、当該動画配信サービスを介した本サービスの利用者への事前の告知ができない場合がある。）</p> <p>十一 前十号に定めるもののほか、協会および利用者の責任に関する事項等</p>	<p>十 本サービスを終了する場合には、協会が利用者に対して事前に予告すること（なお、プラットフォーム経由型による場合には、利用者に対する予告に必要な期間を確保できるよう措置する。ただし、プラットフォーム事業者によるサービス継続が不可能となった契約解除の場合は、当該動画配信サービスを介した本サービスの利用者への事前の告知ができない場合がある。）</p> <p>十一 前十号に定めるもののほか、協会および利用者の責任に関する事項等</p>	
<p>（プラットフォーム事業者からの契約の申し出への対応）</p> <p><b>第19条</b> プラットフォーム事業者から本サービスに関し契約締結の申し入れを受けたときは、当該プラットフォーム事業者が、利用者との間に本サービス提供の基礎となる基本サービスの提供契約を締結し、または締結の予定がある者（資本関係等を通じこれらと同等の役割を果たす者を含む。）であって、契約条件に関する誠実な協議および客観的資料を通じ、本サービスの実施に要する次の各号の条件を満たすと認める場合は、当該事業者と契約の締結を行う。契約を更新するときも同様とする。なお、当該プラットフォーム事業者が、自己が管理・監督可能な第三者に業務の一部を委託することによって条件を満たす場合を含む。</p> <p>一 本サービスは原則として一体として取り扱い、本サービスのコンテンツ編成は協会が行うこと</p> <p>二 協会が本サービスの利用に関する利用者との契約を行うこと</p> <p>三 協会の求めがあったときは番組の即時公開停止ができること</p> <p>四 動画配信サービスの対価を差し引いた当該プラットフォームを通じた協会の収入見込みが、当該プラットフォーム事業者との契約に係り協会に新たに発生する初期費用および運用費用を下回らないこと</p> <p>五 直接提供型の実施に支障がないこと</p> <p>六 その他、公共放送としての協会の業務の遂行に支障が生じるおそれがないこと、および、利用者の利便性に資する観点から問題が生じないこと</p>	<p>（プラットフォーム事業者からの契約の申し出への対応）</p> <p><b>第26条</b> プラットフォーム事業者から本サービスに関し契約締結の申し入れを受けたときは、当該プラットフォーム事業者が、利用者との間に本サービス提供の基礎となる基本サービスの提供契約を締結し、または締結の予定がある者（資本関係等を通じこれらと同等の役割を果たす者を含む。）であって、契約条件に関する誠実な協議および客観的資料を通じ、本サービスの実施に要する次の各号の条件を満たすと認める場合は、当該事業者と契約の締結を行う。契約を更新するときも同様とする。なお、当該プラットフォーム事業者が、自己が管理・監督可能な第三者に業務の一部を委託することによって条件を満たす場合を含む。</p> <p>一 本サービスは原則として一体として取り扱い、本サービスのコンテンツ編成は協会が行うこと</p> <p>二 協会が本サービスの利用に関する利用者との契約を行うこと</p> <p>三 協会の求めがあったときは番組の即時公開停止ができること</p> <p>四 動画配信サービスの対価を差し引いた当該プラットフォームを通じた協会の収入見込みが、当該プラットフォーム事業者との契約に係り協会に新たに発生する初期費用および運用費用を下回らないこと</p> <p>五 直接提供型の実施に支障がないこと</p> <p>六 その他、公共放送としての協会の業務の遂行に支障が生じるおそれがないこと、および、利用者の利便性に資する観点から問題が生じないこと</p>	
<p>（利用に関する契約の取り次ぎ）</p> <p><b>第20条</b> 本サービスの利用に関する契約の取り次ぎは、受信料の契約・収納活動と一体で行わない。</p>	<p>（利用に関する契約の取り次ぎ）</p> <p><b>第27条</b> 本サービスの利用に関する契約の取り次ぎは、受信料の契約・収納活動と一体で行わない。</p>	
<p>（周知・広報活動）</p> <p><b>第21条</b> 本サービスの周知・広報は、協会の公共放送としての品位と信頼を確保するとともに、公正競争の確保に留意しつつ、当該業務の目的に資するよう、実施する。</p>	<p>（周知・広報活動）</p> <p><b>第28条</b> 本サービスの周知・広報は、協会の公共放送としての品位と信頼を確保するとともに、公正競争の確保に留意しつつ、当該業務の目的に資するよう、実施する。</p>	
<p><b>第5部 3号受信料財源業務</b></p>	<p><b>第5部 3号受信料財源業務</b></p>	
<p>（業務の内容）</p> <p><b>第22条</b> 3号受信料財源業務は、次の各号に掲げる場合に、当該各号に掲げる放送番組等を、他の事業者（<u>配信</u>の事業を行う者（放送事業に用いさせる目的で提供する場合の放送事業者および外国放送事業者は除く。）に限る。以下「3号対象事業者」という。）に提供することを内容とする。</p> <p>一 災害等の緊急時に係る情報提供を迅速かつ広範に行うために特に必要と認める場合 当該緊急時に迅速に提供すべき情報を伝える放送番組等</p> <p>二 国際放送および協会国際衛星放送の放送番組の外国における視聴機会を拡大するために必要と認める場合（次号に掲げる場合を除く。） 国際放送および協会国際衛星放送の放送番組等</p> <p>三 邦人向け協会国際衛星放送の放送番組およびこれと一体として提供される協会のテレビジョン放送による国内基幹放送の放送番組の外国における視聴機会を拡大するために必要と認める場合 邦人向け協会国際衛星放送の放送番組等およびこれと一体として提供されるテレビジョン放送による国内基幹放送の放送番組等</p> <p>四 その他特に公益上の意義があると認める場合 当該公益上の意義に合致する放送番組等</p> <p>2 <u>放送番組の編集上必要な資料</u>を提供するにあたっては、特定の放送番組との対応関係を明らかにして行う。</p>	<p>（業務の内容）</p> <p><b>第29条</b> 3号受信料財源業務は、次の各号に掲げる場合に、当該各号に掲げる放送番組等を、他の事業者（<u>放送番組を、電気通信回線を用いて一般の利用に供する</u>事業を行う者（放送事業に用いさせる目的で提供する場合の放送事業者および外国放送事業者は除く。）に限る。以下「3号対象事業者」という。）に提供することを内容とする。</p> <p>一 災害等の緊急時に係る情報提供を迅速かつ広範に行うために特に必要と認める場合 当該緊急時に迅速に提供すべき情報を伝える放送番組等</p> <p>二 国際放送および協会国際衛星放送の放送番組の外国における視聴機会を拡大するために必要と認める場合（次号に掲げる場合を除く。） 国際放送および協会国際衛星放送の放送番組等</p> <p>三 邦人向け協会国際衛星放送の放送番組およびこれと一体として提供される協会のテレビジョン放送による国内基幹放送の放送番組の外国における視聴機会を拡大するために必要と認める場合 邦人向け協会国際衛星放送の放送番組等およびこれと一体として提供されるテレビジョン放送による国内基幹放送の放送番組等</p> <p>四 その他特に公益上の意義があると認める場合 当該公益上の意義に合致する放送番組等</p> <p>2 <u>理解増進情報</u>を提供するにあたっては、特定の放送番組との対応関係を明らかにして行う。</p>	<p>・「配信」の用語定義を踏まえた変更</p> <p>・理解増進情報→編集上必要な資料</p>
<p>（業務の実施方法）</p> <p><b>第23条</b> 提供は、電気通信回線を通じた伝送、放送番組等を記録した媒体の交付その他の協会が適当と認める方法により行う。</p> <p>2 提供は、3号対象事業者と合意した期間および時間により行う。</p>	<p>（業務の実施方法）</p> <p><b>第30条</b> 提供は、電気通信回線を通じた伝送、放送番組等を記録した媒体の交付その他の協会が適当と認める方法により行う。</p> <p>2 提供は、3号対象事業者と合意した期間および時間により行う。</p>	
<p>（料金その他の提供条件）</p> <p><b>第24条</b> 3号受信料財源業務は、3号対象事業者に対価を求めることなく実施する。ただし、<b>第22条</b>第1項第3号に定めるところにより放送番組等の提供を受けた3号対象事業者が利用者に対価を求める場合は、この限りではない。</p> <p>2 3号対象事業者が放送番組等を<u>配信</u>するにあたっては、<b>第22条</b>第1項第3号に定めるところにより放送番組等の提供を受けた場合を除き、原則として利用者にその</p>	<p>（料金その他の提供条件）</p> <p><b>第31条</b> 3号受信料財源業務は、3号対象事業者に対価を求めることなく実施する。ただし、<b>第29条</b>第1項第3号に定めるところにより放送番組等の提供を受けた3号対象事業者が利用者に対価を求める場合は、この限りではない。</p> <p>2 3号対象事業者が放送番組等を<u>電気通信回線を通じて一般の利用に供する</u>にあたっては、<b>第29条</b>第1項第3号に定めるところにより放送番組等の提供を受けた場</p>	<p>・「配信」の用語定義を踏まえた変更</p>



変更案（令和7年10月1日施行）	変更前（令和7年4月1日施行）※「変更素案」に基づく	備考・考え方
<p>利用の対価を求めないことを提供の条件とする。</p> <p>3 3号対象事業者における放送番組等の使用の目的・態様が次の各号に掲げる事項のいずれかに該当するときは、提供しない。</p> <p>一 協会の性格、使命、ブランドを損なうおそれがあるとき</p> <p>二 放送番組の取材、制作、編成その他の協会の業務の実施に支障があると認めるとき</p> <p>三 第三者の著作権、プライバシー、肖像権等の権利を侵害するおそれがあるとき</p> <p>四 利用者に、協会が特定の商品やサービスを推奨しているとの誤認や、広告収入を目的に行うサービスにあっては当該広告を協会が行うものとの誤認を生じさせるおそれがあるとき</p> <p>五 公序良俗に反し、または違法な行為につながる等の反社会的なものと認めるとき</p> <p>六 3号対象事業者が、当該提供により過大な利益を得ることとなると認めるとき</p> <p>七 2号受信料財源業務に係るこの基準の定める規律を没却するおそれがあるとき</p> <p>4 前項各号のいずれにも該当しないときは、3号対象事業者が実施するサービスの提供対象地域、端末機器、ソフトウェア、画質・音質等の条件を総合的に考慮して、提供の可否および提供する放送番組等、利用者への提供期間その他の諸条件を判断し、当該提供の求めに係る事業者と合意したところにより提供する。</p>	<p>合を除き、原則として利用者にその利用の対価を求めないことを提供の条件とする。</p> <p>3 3号対象事業者における放送番組等の使用の目的・態様が次の各号に掲げる事項のいずれかに該当するときは、提供しない。</p> <p>一 協会の性格、使命、ブランドを損なうおそれがあるとき</p> <p>二 放送番組の取材、制作、編成その他の協会の業務の実施に支障があると認めるとき</p> <p>三 第三者の著作権、プライバシー、肖像権等の権利を侵害するおそれがあるとき</p> <p>四 利用者に、協会が特定の商品やサービスを推奨しているとの誤認や、広告収入を目的に行うサービスにあっては当該広告を協会が行うものとの誤認を生じさせるおそれがあるとき</p> <p>五 公序良俗に反し、または違法な行為につながる等の反社会的なものと認めるとき</p> <p>六 3号対象事業者が、当該提供により過大な利益を得ることとなると認めるとき</p> <p>七 2号受信料財源業務に係るこの基準の定める規律を没却するおそれがあるとき</p> <p>4 前項各号のいずれにも該当しないときは、3号対象事業者が実施するサービスの提供対象地域、端末機器、ソフトウェア、画質・音質等の条件を総合的に考慮して、提供の可否および提供する放送番組等、利用者への提供期間その他の諸条件を判断し、当該提供の求めに係る事業者と合意したところにより提供する。</p>	
<p>（業務実施に要する費用）</p> <p><b>第25条</b> 実施に要する費用は、年額1億円を超えない額とする。</p>	<p>（業務実施に要する費用）</p> <p><b>第32条</b> 実施に要する費用は、年額1億円を超えない額とする。</p>	
<p><b>第6部 3号有料業務</b></p>	<p><b>第6部 3号有料業務</b></p>	
<p>（業務の内容）</p> <p><b>第26条</b> 3号有料業務は、国内基幹放送の放送した放送番組および当該放送番組の編集上必要な資料を、3号対象事業者からの求めに応じ、提供することを内容とする。</p> <p>2 <u>放送番組の編集上必要な資料</u>を提供するにあたっては、特定の放送番組との対応関係を明らかにして行う。</p>	<p>（業務の内容）</p> <p><b>第33条</b> 3号有料業務は、国内基幹放送の既放送番組および当該放送番組に係る理解増進情報を、3号対象事業者からの求めに応じ、提供することを内容とする。<u>ただし、周知・広報のために必要と認めるときは、国内基幹放送の放送予定番組または放送中番組に係る理解増進情報を提供することがある。</u></p> <p>2 <u>理解増進情報</u>を提供するにあたっては、特定の放送番組との対応関係を明らかにして行う。</p>	<p>・理解増進情報→編集上必要な資料</p> <p>・2号有料業務の内容（第14条）に合わせ削除</p>
<p>（業務の実施方法）</p> <p><b>第27条</b> 3号対象事業者からの放送番組等の提供の求め（以下「提供の求め」という。）があったときは、これを受け付け、適切かつ速やかに対応する。</p> <p>2 提供は、放送番組等を記録した媒体の交付その他の協会が適当と認める方法により行う。</p> <p>3 提供は、3号対象事業者と合意した期間および時間により行う。</p> <p>4 3号有料業務に係る営業活動は、協会の公共放送としての品位と信頼を損なうことのないよう、公正かつ適正な方法により行うものとする。</p>	<p>（業務の実施方法）</p> <p><b>第34条</b> 3号対象事業者からの放送番組等の提供の求め（以下「提供の求め」という。）があったときは、これを受け付け、適切かつ速やかに対応する。</p> <p>2 提供は、放送番組等を記録した媒体の交付その他の協会が適当と認める方法により行う。</p> <p>3 提供は、3号対象事業者と合意した期間および時間により行う。</p> <p>4 3号有料業務に係る営業活動は、協会の公共放送としての品位と信頼を損なうことのないよう、公正かつ適正な方法により行うものとする。</p>	
<p>（料金その他の提供条件）</p> <p><b>第28条</b> 3号有料業務は、3号対象事業者から対価を得て実施する。</p> <p>2 提供にあたっては、協会との取引関係および資本関係の有無にかかわらず、特定の事業者を不当に差別的に取り扱わない。</p> <p>3 提供の求めまたは提供の求めに係る放送番組等の使用の目的・態様が次の各号のいずれかに該当するときは、提供しない。</p> <p>一 協会の性格、使命、ブランドを損なうおそれがあるとき</p> <p>二 放送番組の取材、制作、編成その他の協会の業務の実施に支障があると認めるとき</p> <p>三 第三者の著作権、プライバシー、肖像権等の権利を侵害するおそれがあるとき</p> <p>四 サービスの利用者に、協会が特定の商品やサービスを推奨しているとの誤認や広告収入を目的に行うサービスにあっては当該広告を協会が行うものとの誤認を生じさせるおそれがあるとき</p> <p>五 公序良俗に反し、または違法な行為につながる等の反社会的なものであると認めるとき</p> <p>六 料金が支払われることが不確実であると認めるとき</p> <p>4 前項各号のいずれにも該当しないときは、次の各号に掲げる観点を総合的に考慮して、提供の可否および提供する放送番組等、利用者への提供期間その他の諸条件を判断し、当該提供の求めに係る事業者と合意したところにより提供する。</p> <p>一 3号対象事業者が実施するサービスの提供対象地域、端末機器、ソフトウェア、画質・音質等の条件に照らして、広く一般の利用者による放送番組等の活用機会の拡大に資するか否か</p> <p>二 提供に要する費用を賄うのに足る提供料収入があるか否か（ただし、公共の利益に資すると認められるときその他特に理由がある場合はこの限りでない。）</p>	<p>（料金その他の提供条件）</p> <p><b>第35条</b> 3号有料業務は、3号対象事業者から対価を得て実施する。</p> <p>2 提供にあたっては、協会との取引関係および資本関係の有無にかかわらず、特定の事業者を不当に差別的に取り扱わない。</p> <p>3 提供の求めまたは提供の求めに係る放送番組等の使用の目的・態様が次の各号のいずれかに該当するときは、提供しない。</p> <p>一 協会の性格、使命、ブランドを損なうおそれがあるとき</p> <p>二 放送番組の取材、制作、編成その他の協会の業務の実施に支障があると認めるとき</p> <p>三 第三者の著作権、プライバシー、肖像権等の権利を侵害するおそれがあるとき</p> <p>四 サービスの利用者に、協会が特定の商品やサービスを推奨しているとの誤認や広告収入を目的に行うサービスにあっては当該広告を協会が行うものとの誤認を生じさせるおそれがあるとき</p> <p>五 公序良俗に反し、または違法な行為につながる等の反社会的なものであると認めるとき</p> <p>六 料金が支払われることが不確実であると認めるとき</p> <p>4 前項各号のいずれにも該当しないときは、次の各号に掲げる観点を総合的に考慮して、提供の可否および提供する放送番組等、利用者への提供期間その他の諸条件を判断し、当該提供の求めに係る事業者と合意したところにより提供する。</p> <p>一 3号対象事業者が実施するサービスの提供対象地域、端末機器、ソフトウェア、画質・音質等の条件に照らして、広く一般の利用者による放送番組等の活用機会の拡大に資するか否か</p> <p>二 提供に要する費用を賄うのに足る提供料収入があるか否か（ただし、公共の利益に資すると認められるときその他特に理由がある場合はこの限りでない。）</p>	

変更案（令和7年10月1日施行）	変更前（令和7年4月1日施行）※「変更素案」に基づく	備考・考え方
<p>三 2号有料業務との関係</p> <p>四 当該提供の求めに係る事業者以外の3号対象事業者への提供条件との公平性</p> <p>5 提供は、提供料等の提供条件、利用許諾に関する事項その他必要な事項を明確に定めた提供契約を締結して行う。</p>	<p>三 2号有料業務との関係</p> <p>四 当該提供の求めに係る事業者以外の3号対象事業者への提供条件との公平性</p> <p>5 提供は、提供料等の提供条件、利用許諾に関する事項その他必要な事項を明確に定めた提供契約を締結して行う。</p>	
<b>第7部 共通事項</b>	<b>第7部 共通事項</b>	
<p>（個人情報等の保護）</p> <p><b>第29条</b> 放送番組の配信にあたって利用者に関する個人情報等を取得する場合には、個人情報の保護に関する法律をはじめとする個人情報等に関する法令、関連する認定個人情報保護団体が定める指針、「NHKパーソナルデータ憲章」、「NHK個人情報保護規程」その他の確立された規範を遵守し、個人情報等の適正な利用、適切な安全管理等に必要な措置を講ずる。</p> <p>2 プラットフォーム経由型による2号有料業務において利用者に関する個人情報等を取得する場合には、当該プラットフォーム事業者が前項と同等の措置を行うよう当該プラットフォーム事業者との契約において定める。</p>	<p>（個人情報等の保護）</p> <p><b>第36条</b> 放送番組等の提供にあたって利用者に関する個人情報等を取得する場合には、個人情報の保護に関する法律をはじめとする個人情報等に関する法令、関連する認定個人情報保護団体が定める指針、「NHKパーソナルデータ憲章」、「NHK個人情報保護規程」その他の確立された規範を遵守し、個人情報等の適正な利用、適切な安全管理等に必要な措置を講ずる。</p> <p>2 プラットフォーム経由型による2号有料業務において利用者に関する個人情報等を取得する場合には、当該プラットフォーム事業者が前項と同等の措置を行うよう当該プラットフォーム事業者との契約において定める。</p>	<p>3号業務においては「編集上必要な資料」を提供することがあるが、個人情報の取得はBtoC業務においてのみ想定される</p> <p>※2025年4月 「個人情報保護方針」→「パーソナルデータ憲章」</p>
<p>（外部事業者）</p> <p><b>第30条</b> 委託等により外部事業者に任意的配信業務の一部を担わせる場合には、当該外部事業者との契約により、協会と当該外部事業者との責任の分界を明確にする。</p> <p>2 外部事業者との契約にあたっては、協会の経理規程に則り、競争契約を原則とするとともに、その透明性の確保に努める。</p> <p>3 特定の外部事業者を不当に差別的に取り扱ったり、外部事業者の業務に対して不当な義務を課したりするような行為を行わない</p>	<p>（外部事業者）</p> <p><b>第37条</b> 委託等により外部事業者インターネット活用業務の一部を担わせる場合には、当該外部事業者との契約により、協会と当該外部事業者との責任の分界を明確にする。</p> <p>2 外部事業者との契約にあたっては、協会の経理規程に則り、競争契約を原則とするとともに、その透明性の確保に努める。</p> <p>3 特定の外部事業者を不当に差別的に取り扱ったり、外部事業者の業務に対して不当な義務を課したりするような行為を行わない</p>	
<p>（業務の実施に関する体制・設備等）</p> <p><b>第31条</b> 任意的配信業務は、その適切な実施のために必要な実施体制および設備を整備して行う。</p>	<p>（業務の実施に関する体制・設備等）</p> <p><b>第38条</b> インターネット活用業務は、その適切な実施のために必要な実施体制および設備を整備して行う。</p>	
<p>（競争事業者等からの意見・苦情等への対応）</p> <p><b>第32条</b> 競争事業者または外部事業者から意見・苦情等が寄せられたときは、適切かつ速やかにこれを受け付けて対応する。</p> <p>2 前項の意見・苦情等への対応については、審査・評価委員会に、任意的配信業務の公共性および市場競争への影響等、公共放送の業務としての適切性を確保する観点からの検討を求め、その結果を尊重して必要な措置を講ずる。</p> <p>3 第1項の意見・苦情等の受付方法ならびに前項の検討にあたっての考え方、検討の結果および措置は、協会のウェブサイトに掲載して公表する。</p>	<p>（競争事業者等からの意見・苦情等への対応）</p> <p><b>第39条</b> 競争事業者または外部事業者から意見・苦情等が寄せられたときは、適切かつ速やかにこれを受け付けて対応する。</p> <p>2 前項の意見・苦情等への対応については、審査・評価委員会に、インターネット活用業務の公共性および市場競争への影響等、公共放送の業務としての適切性を確保する観点からの検討を求め、その結果を尊重して必要な措置を講ずる。</p> <p>3 第1項の意見・苦情等の受付方法ならびに前項の検討にあたっての考え方、検討の結果および措置は、協会のウェブサイトに掲載して公表する。</p>	
<p>（利用者からの意見・苦情等への対応）</p> <p><b>第33条</b> 2号受信料財源業務に係るサービスの利用者または利用を希望する者からの意見・苦情等は、協会のコールセンター、全国の放送局等で受け付け、迅速かつ適切に対応する。</p> <p>2 2号有料業務に係るサービスの利用者または利用を希望する者からの意見・苦情等は、協会が当該サービスの実施のために設置するコールセンターで受け付け、迅速かつ適切に対応する。ただし、プラットフォーム経由型による当該サービスの利用方法や操作方法等に関する意見・苦情等は、当該プラットフォーム事業者の対応窓口で受け付け、内容に応じて協会または当該プラットフォーム事業者が対応するとともに、両者で連携して、当該サービスのより円滑な利用を促進する。</p> <p>3 前二項の意見・苦情等の内容については、第6条の実施計画の策定ならびに第7条の評価および業務の改善を図るための措置の実施にあたって適切に考慮するとともに、第8条第3項の見解を求める際に審査・評価委員会に概要を報告する。</p> <p>4 協会のコールセンター等の受付窓口については、協会のウェブサイトへの掲載等により周知に努める。</p>	<p>（利用者からの意見・苦情等への対応）</p> <p><b>第40条</b> 2号受信料財源業務に係るサービスの利用者または利用を希望する者からの意見・苦情等は、協会のコールセンター、全国の放送局等で受け付け、迅速かつ適切に対応する。</p> <p>2 2号有料業務に係るサービスの利用者または利用を希望する者からの意見・苦情等は、協会が当該サービスの実施のために設置するコールセンターで受け付け、迅速かつ適切に対応する。ただし、プラットフォーム経由型による当該サービスの利用方法や操作方法等に関する意見・苦情等は、当該プラットフォーム事業者の対応窓口で受け付け、内容に応じて協会または当該プラットフォーム事業者が対応するとともに、両者で連携して、当該サービスのより円滑な利用を促進する。</p> <p>3 前二項の意見・苦情等の内容については、第7条の実施計画の策定ならびに第8条第1項ならびに第2項の評価および業務の改善を図るための措置の実施にあたって適切に考慮するとともに、第9条第3項の見解を求める際に審査・評価委員会に概要を報告する。</p> <p>4 協会のコールセンター等の受付窓口については、協会のウェブサイトへの掲載等により周知に努める。</p>	<p>第8条第1項ならびに第2項の評価</p> <p>→第8条の評価</p>
<削除>	<p>（重複提供に関する周知等）</p> <p><b>第41条</b> 同一放送番組等が、2号受信料財源業務または3号受信料財源業務および2号有料業務または3号有料業務の両方で、期間および対象地域を重複して提供されることとなるときは、当該放送番組が提供される2号有料業務または3号有料業務に係るサービスの利用者に対してその旨を明示すること等により、利用者の利益および関係事業者の正当な利益を損なわないよう留意する。</p>	<p>NHKプラス開始時にNHKオンデマンドとの配信の重複を考慮して設けた規定</p> <p>改正法では、必要的配信業務と2号有料業務の配信は放送からの期間が異なること、2号受信料財源業務で配信する放送番組は限定的で、有料配信と重複することは想定できないこと等を考慮し、削除</p>



変更案（令和7年10月1日施行）	変更前（令和7年4月1日施行）※「変更素案」に基づく	備考・考え方
<p><b>第8部 任意的配信業務に係る区分経理等</b></p> <p>（区分経理等）</p> <p><b>第34条</b> 放送法施行規則に従い、2号受信料財源業務および3号受信料財源業務（以下総称して「受信料財源業務」という。）に係る経理は一般勘定に、2号有料業務および3号有料業務（以下総称して「有料業務」という。）に係る経理は<b>有料任意的配信業務勘定</b>に区分して整理する。</p> <p>2 受信料財源業務に係る経理については、2号受信料財源業務に係る費用および3号受信料財源業務に係る費用を他の業務とは区分して整理する。</p> <p>3 有料業務に係る経理については、2号有料業務に係る費用および3号有料業務に係る費用を他の業務とは区分して整理する。</p> <p>4 費用の計上にあたっては、<b>任意的配信業務</b>の費用として特定できるものはそれぞれの業務に直課するとともに、複数の業務に係る経費は、放送法施行規則第32条<b>第5項</b>に基づき、実施計画で明示する適正な配賦基準により、費用の特性に応じ、それぞれの業務に配賦して整理する。</p> <p>5 費用の整理に関する計算方法について、次に掲げる事項を実施計画で定める。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一 勘定科目の細目ごとの費用と業務との対応関係</li> <li>二 勘定科目の細目ごとの直課または配賦の別</li> <li>三 費用を配賦する場合、費用の細目ごとに適用する配賦基準</li> </ul> <p>6 毎事業年度の開始前および終了後に、当該年度に実施する、または実施した<b>任意的配信業務</b>の費用を第1項から第5項までの規定により整理し、放送法施行規則第32条<b>第7項</b>の様式にしたがって費用明細表を作成する。</p> <p>7 前項の費用明細表のうち、事業年度開始前のは実施計画において、事業年度終了後のは財務諸表の説明書において、それぞれ情報開示する。当該費用明細表の作成に用いた費用の整理に関する計算方法（第5項第1号から第3号について記した一覧表を含む。）は、実施計画に添付するとともに、放送法施行規則第34条の規定により作成する財務諸表の説明書に記載する。</p> <p>8 <b>任意的配信業務</b>に係る費用については、第5項に定める計算方法に準拠して費用が整理されたことを含め、会計監査人が財務諸表の監査を実施する。</p> <p>9 費用の整理方法や配賦基準の適正を確保するため、毎年度、有識者を交えた検証・見直しを行う。検証・見直しの実施結果および配賦比率については、協会のウェブサイトに掲載して公表する。</p>	<p><b>第8部 インターネット活用業務に係る区分経理等</b></p> <p>（区分経理等）</p> <p><b>第42条</b> 放送法施行規則に従い、2号受信料財源業務および3号受信料財源業務（以下総称して「受信料財源業務」という。）に係る経理は一般勘定に、2号有料業務および3号有料業務（以下総称して「有料業務」という。）に係る経理は<b>有料インターネット活用業務勘定</b>に区分して整理する。</p> <p>2 受信料財源業務に係る経理については、<b>常時同時配信等業務に係る費用</b>、2号受信料財源業務に係る費用および3号受信料財源業務に係る費用を他の業務とは区分してそれぞれ整理する。</p> <p>3 有料業務に係る経理については、2号有料業務に係る費用および3号有料業務に係る費用を他の業務とは区分して整理する。</p> <p>4 費用の計上にあたっては、<b>インターネット活用業務</b>の費用として特定できるものはそれぞれの業務に直課するとともに、複数の業務に係る経費は、放送法施行規則第32条<b>第4項</b>に基づき、実施計画で明示する適正な配賦基準により、費用の特性に応じ、それぞれの業務に配賦して整理する。</p> <p>5 費用の整理に関する計算方法について、次に掲げる事項を実施計画で定める。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一 勘定科目の細目ごとの費用と業務との対応関係</li> <li>二 勘定科目の細目ごとの直課または配賦の別</li> <li>三 費用を配賦する場合、費用の細目ごとに適用する配賦基準</li> </ul> <p>6 毎事業年度の開始前および終了後に、当該年度に実施する、または実施した<b>インターネット活用業務</b>の費用を第1項から第5項までの規定により整理し、放送法施行規則第32条<b>第6項</b>の様式にしたがって費用明細表を作成する。</p> <p>7 前項の費用明細表のうち、事業年度開始前のは実施計画において、事業年度終了後のは財務諸表の説明書において、それぞれ情報開示する。当該費用明細表の作成に用いた費用の整理に関する計算方法（第5項第1号から第3号について記した一覧表を含む。）は、実施計画に添付するとともに、放送法施行規則第34条の規定により作成する財務諸表の説明書に記載する。</p> <p>8 <b>インターネット活用業務</b>に係る費用については、第5項に定める計算方法に準拠して費用が整理されたことを含め、会計監査人が財務諸表の監査を実施する。</p> <p>9 費用の整理方法や配賦基準の適正を確保するため、毎年度、有識者を交えた検証・見直しを行う。検証・見直しの実施結果および配賦比率については、協会のウェブサイトに掲載して公表する。</p>	<p>放送法施行規則改正案を踏まえ、「常時同時配信等業務」についての区分を削除</p>
<p><b>第9部 有料業務に関する共通事項</b></p> <p>（有料業務の事業計画の策定）</p> <p><b>第35条</b> 有料業務の実施にあたっては、次の各号に従い、単年度または複数年度の事業計画を策定するものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一 2号有料業務に係るサービスの利用料金および3号有料業務に係る放送番組等の提供料は、それぞれ第23条および第35条に定めるところにより適切に定めること</li> <li>二 有料業務の収入については当該業務の支出にあててを基本とし、効率的な業務の実施に努めること。また、2号有料業務についてはサービスの改善による利用者への還元を図ること。</li> <li>三 事業収支差損が生じることのないようにすること</li> </ul>	<p><b>第9部 有料業務に関する共通事項</b></p> <p>（有料業務の事業計画の策定）</p> <p><b>第43条</b> 有料業務の実施にあたっては、次の各号に従い、単年度または複数年度の事業計画を策定するものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一 2号有料業務に係るサービスの利用料金および3号有料業務に係る放送番組等の提供料は、それぞれ第23条および第35条に定めるところにより適切に定めること</li> <li>二 有料業務の収入については当該業務の支出にあててを基本とし、効率的な業務の実施に努めること。また、2号有料業務についてはサービスの改善による利用者への還元を図ること。</li> <li>三 事業収支差損が生じることのないようにすること</li> </ul>	
<p>（収支差が生じた場合の扱い）</p> <p><b>第36条</b> <b>有料任意的配信業務勘定</b>の年度末における事業収支差益は、原則として一般勘定への繰り入れを行う。ただし、<b>有料任意的配信業務勘定</b>における翌期以降の有料業務実施のために必要と判断される範囲で、当該業務勘定における翌期への繰り越しを行うことを妨げない。</p> <p>2 前項の事業収支差益について、<b>有料任意的配信業務勘定</b>において繰越欠損金が発生している場合は、当該差益はまず当該欠損金の補填に充てることとする。</p> <p>3 <b>有料任意的配信業務勘定</b>の年度末における事業収支差損は、当該業務勘定の繰越剰余金により補填する。なお不足する場合または繰越剰余金がない場合については、一般勘定からの短期借入金で補填し、貸借対照表に繰越欠損金として表す。</p>	<p>（収支差が生じた場合の扱い）</p> <p><b>第44条</b> <b>有料インターネット活用業務勘定</b>の年度末における事業収支差益は、原則として一般勘定への繰り入れを行う。ただし、<b>有料インターネット活用業務勘定</b>における翌期以降の有料業務実施のために必要と判断される範囲で、当該業務勘定における翌期への繰り越しを行うことを妨げない。</p> <p>2 前項の事業収支差益について、<b>有料インターネット活用業務勘定</b>において繰越欠損金が発生している場合は、当該差益はまず当該欠損金の補填に充てることとする。</p> <p>3 <b>有料インターネット活用業務勘定</b>の年度末における事業収支差損は、当該業務勘定の繰越剰余金により補填する。なお不足する場合または繰越剰余金がない場合については、一般勘定からの短期借入金で補填し、貸借対照表に繰越欠損金として表す。</p>	
<p>（検討）</p> <p><b>第37条</b> 2号有料業務については、毎事業年度の<b>有料任意的業務勘定</b>の収支等を踏まえて2号有料業務に係るサービスや運用体制の在り方について検討し、必要な措置を講ずる。</p>	<p>（検討）</p> <p><b>第45条</b> 2号有料業務については、毎事業年度の<b>有料インターネット活用業務勘定</b>の収支等を踏まえて2号有料業務に係るサービスや運用体制の在り方について検討し、必要な措置を講ずる。</p>	
<p><b>附則</b></p>	<p><b>附則</b></p>	

変更案（令和7年10月1日施行）	変更前（令和7年4月1日施行）※「変更素案」に基づく	備考・考え方
<p>（施行期日等）</p> <p><b>第1条</b> この基準は、<u>令和7年10月1日</u>から施行する。</p> <p>2 <u>令和7年4月1日施行の基準は、令和7年9月30日</u>をもって廃止する。</p>	<p>（施行期日等）</p> <p><b>第1条</b> この基準は、<u>令和7年4月1日</u>から施行する。</p> <p>2 <u>令和6年8月15日に総務大臣の認可を受けた基準は、令和7年3月31日</u>をもって廃止する。</p>	
<削除>	<p><u>（第15条の受信契約の範囲）</u></p> <p><b>第2条</b> <u>第15条（同条第2項第1号を除く。）の受信契約については、当分の間、住居（世帯構成員の自家用自動車等営業用以外の移動体については住居の一部とみなす。）に設置した受信機に係る受信契約に限るものとする。</u></p>	
<削除>	<p><u>（機器等の動作検証のための措置）</u></p> <p><b>第3条</b> <u>2号受信料財源業務の実施にあたって、新たな端末機器またはソフトウェアを利用できるようにするに際しては、その動作に係る検証を行うため、期間を3か月以内に限り、当該端末機器またはソフトウェアでは第15条第2項第1号のメッセージを表示しない措置を講ずることがある。</u></p>	
<p>（実施に要する費用の特例）</p> <p><b>第2条</b> <u>第12条第1項の実施に要する費用について、令和7年10月1日から令和8年3月31日までの期間に係る費用は5億円を超えないものとする。</u></p> <p>2 <u>第25条の実施に要する費用について、令和7年10月1日から令和8年3月31日までの期間に係る費用は5千万円を超えないものとする。</u></p>	<p>（実施に要する費用の特例）</p> <p><b>第4条</b> <u>第17条第2項の実施に要する費用について、令和7年4月1日から9月30日までの期間に係る費用は100億円を超えないものとする。</u></p> <p>2 <u>第32条の実施に要する費用について、令和7年4月1日から9月30日までの期間に係る費用は5千万円を超えないものとする。</u></p>	<p>本実施基準は法改正に対応して10月1日施行とすることから、令和7年度の費用について特例を規定する</p> <p>第1項は2号受信料財源業務、第2項は3号受信料財源業務について規定</p>
<削除>	<p><u>（サービスの終了・変更に伴う特例）</u></p> <p><b>第5条</b> <u>第15条第2項第2号の利用申し込みについて、地上テレビ常時同時配信等サービスの終了もしくは変更を予定しているときは、利用者に対して事前に予告を行ったうえで、利用申し込みの受け付けおよびIDの付与を一定期間停止し、同項第1号のメッセージの内容を通常と異なるものとするところがある。</u></p>	
<p>（実施基準の見直し）</p> <p><b>第3条</b> この基準は、<u>任意的配信業務</u>の実施状況、社会経済情勢の変化等を勘案して、随時必要な見直しを行うこととする。</p>	<p>（実施基準の見直し）</p> <p><b>第6条</b> この基準は、<u>インターネット活用業務</u>の実施状況、社会経済情勢の変化等を勘案して、随時必要な見直しを行うこととする。</p>	

(別添2)

## 任意的配信業務の実施に要する費用に関する事項の算定根拠

「NHK インターネット活用業務実施基準」(「NHK 任意的配信業務実施基準」) 変更素案 (以下、「変更素案」という。) において示した業務の実施に要する費用に関する事項の算定根拠は、以下のとおりである。

### (1) 2号受信料財源業務

#### ア 実施に要する費用

実施に要する費用については、年額10億円を超えないものとする。なお、令和7年10月1日から令和8年3月31日までの期間に係る費用は、5億円を超えないものとする。

#### イ 計上する費用

一般勘定の「国内放送番組等配信費」および「国際放送番組等配信費」のうち、2号業務についての実施費用を計上する。また、上記業務に係る広報費、給与、退職手当・厚生費、共通管理費、減価償却費を計上する。

#### ウ 算定根拠

変更素案に規定する2号受信料財源業務については、いずれも必要的配信業務と一体的に実施することとしており、令和7年10月1日以降の業務内容については検討中であるが、現在、インターネット活用業務として同種の業務を実施していることから、令和7年10月1日以降についても同種の業務を現在に近い規模で実施することを想定して費用を算定した。現在行っている同種の業務の費用を算定の元の費用とするとともに、任意的配信業務に係る費用については、必要的配信業務に係る費用と区分して整理する必要があることから、費用を適正な配賦基準により配賦することも想定した。具体的には、従来のNHKインターネット活用業務実施基準における2号受信料財源業務の年間費用のうち、変更素案に規定する2号受信料財源業務の内容に相当する業務分について、放送法施行規則別表2号の2にて定められた配賦基準(放送番組の数の比、コンテンツ制作費比、人員比、面積比、支出額比)をこれまでの業務から算出し配賦基準とする形で計算をおこなった。

以上を踏まえ、2号受信料財源業務全体の実施に要する費用は、年額10億円を超えないと規定する。また令和7年10月1日から令和8年3月31日まで期間に係る実施に要する費用は、当該期間が6か月であることから、年額に12分の6を乗じ、5億円を超えないと規定する。

### (2) 3号受信料財源業務

#### ア 実施に要する費用

令和7年10月1日から令和8年3月31日までの期間に係る費用は、5千万円を超えないものとする。

#### イ 計上する費用

一般勘定の「国内放送番組等配信費」および「国際放送番組等配信費」のうち、3号業務についての実施費用を計上する。また、上記業務に係る広報費、給与、退職手当・厚生費、共通管理費、減価償却費を計上する。

#### ウ 算定根拠

3号受信料財源業務の実施に要する費用は、年額1億円を超えないものと規定している。また、令和7年4月1日施行の「NHKインターネット活用業務実施基準」において、令和7年4月1日から9月30日までの期間に係る実施に要する費用は、5千万円を超えないものと規定している。

令和7年10月1日から令和8年3月31日までの期間において、業務の内容は令和7年9月以前と変更はなく、提供の規模についても大きな変化はないと想定しており、当該期間に係る実施に要する費用は、5千万円を超えないものと定める。

(別添4)

## NHKインターネット活用業務実施基準の変更に対するご意見とNHKの考え方

**実施期間** 2024年8月28日(水) ～ 2024年9月26日(木)

**ご意見の件数** 67件 (放送事業者等団体7件、個人60件)

### **提出者**

放送事業者等：7件 (提出順。名称は提出名による)

一般社団法人 日本民間放送連盟、読売テレビ放送株式会社、日本新聞協会メディア開発委員会、  
中部日本放送株式会社および株式会社 CBC テレビ、関西テレビ放送株式会社、一般社団法人衛星放送協会、  
株式会社テレビ東京ホールディングス

個人：60件



## 【インターネット活用業務実施基準変更素案において、変更案を提示した条項に関するご意見】

条項	ご意見	NHKの考え方
全体	<p>概ね今回の素案については賛成したい。 【個人】</p> <p>基本的に、全ての事項に賛成する立場から意見致します。 【個人】</p> <p>ラジオ国際放送（日本語放送）の同時配信が行われるか注目するところですが、インターネット活用業務実施基準の変更（素案）は全般的に原案通りでよろしいと思います。 【個人】</p> <p>（他、類似する意見：2件）</p>	<p>賛同のご意見と承ります。</p>
全体	<p>分かりやすく説明文(噛み砕いて)簡潔に書いてほしい 【個人】</p> <p>凡人には分かりにくい中身でしたので、NHK ふれあいセンターにお電話させていただきました。簡単に説明してもらいました。何がどう変わるか知りたかったからです。 【個人】</p> <p>（他、類似する意見：1件）</p>	<p>今回の意見募集では実施基準の2回の変更についてご意見をうかがいました。特に2025年10月1日施行の変更については、放送法改正による実施基準の対象業務が大きく変わることに伴うものです。複雑な内容について説明がわかりにくいという指摘をいただいたことは真摯に受け止め、今後にかかしてまいります。</p>
2025年4月1日施行関連附則第4条	<p>・2025年4月1日からの6カ月間に2号受信料財源業務および3号受信料財源業務の実施に要する費用の上限を、それぞれ2024年度実施費用の半年分としていますが、本年4月から理解増進情報の一部サービスを終了したことなどから、単純に折半した上</p>	<p>2025年4月から9月までのインターネット活用業務については、予定している業務内容について、2024年度までの業務と基本的には同内容であり、一部のサービスの改廃や業務の効率化、利用者の増などがあったとしても、引き続き同規模の実施となることを見込んでいるため、実施に要する費用については、期間が半年間であることを踏まえて年額の12</p>

	<p>           限額とすることに違和感があります。今後、実施計画において費用の明細を明らかにし、できる限り抑制的な運用に努めるべきです。  <b>【一般社団法人 日本民間放送連盟】</b>   <b>【2025年4月1日施行の変更素案】附則第4条</b>  <b>【2025年10月1日施行の変更素案】第34条など</b>            適切な予算枠の設定と、費用の詳細な開示を求める            変更素案は、改正放送法施行前の2025年上半期のネット業務の費用を100億円と規定している。「年額200億円としてきたこれまでの業務と同様の費用規模で実施できると想定している」と説明しているものの、大ざっぱな設定だと言わざるを得ない。これまで予算上限に対する費用の高止まりが指摘されており、必要な費用を洗い出して検証したうえで、半年分として適切な予算枠の策定を求める。放送法施行規則は任意的配信業務に係る費用を「コンテンツ制作業務費」や「企画費」などを費用明細表に記載するよう求めているものの、必要的配信業務に関する費用については粗い区分による記載を求めるにとどまっている。しかしNHKは、検証可能にできるよう同じ水準で詳細に開示すべきだと考える。  <b>【日本新聞協会メディア開発委員会】</b>             附則第4条において、2025年4月1日から9月30日までの期間の2号受信料財源業務、3号受信料財源業務の費用上限について、それぞれ24年度の年間予算の半額と規定しました。その算定根拠として「業務の内容に変更はなく、大規模な新規の開発等も予定していない」ため同様の費用規模を想定としましたが、引き続き可能な限り抑制的な運用に努めるべきです。NHKは国民・視聴者に対して会計上、透明性を確保するという観点から、今後の実施計画において、任意的配信業務の実施にかかる費用の明細表を作成し、情報を開示するよう求めます。         </p>	<p>           分の6としています。2025年度の「収支予算、事業計画」および「インターネット活用業務実施計画」の策定に向けてはさらに精査し、実施計画において費用明細表を作成・開示します。受信料を財源とする業務の実施に要する費用については、実施基準の規定に則り、抑制的な管理に努めます。             2025年10月以降の任意的配信の費用については、引き続き費用明細表を作成・開示します。必要的配信の費用については、収支予算、事業計画の公表の段階で、放送法施行規則に基づく収支予算書における開示に加え、何らかの形でご説明できるように検討しています。         </p>
--	--	---

	【株式会社テレビ東京ホールディングス】	
<p>第 1 部 総則 第 2 条 定義</p>	<p>「インターネット活用業務」から「任意的配信業務」への変更によって生じる曖昧さ</p> <p>「インターネット活用業務」から「任意的配信業務」への変更は、定義が曖昧で拡大解釈が可能となります。新技術を利用した配信も含むこととなり、巨額投資に耐えうる NHK のみが有利になる恐れがあります。「任意的配信」よりも「インターネット配信」や「ストリーミング配信」といった明確な文言によって実施基準第 2 条で定義されるべきです。</p> <p>【一般社団法人衛星放送協会】</p> <p>(他、類似する意見：1 件)</p>	<p>「任意的配信」という用語は、法律に基づき使用しています。法改正後の実施基準は、法律に定められた「任意的配信」として、どのようなサービスを行うかを記載する法定の文書ですので、その点を明確にしています。実際のサービスの提供にあたっては、サービスの内容がわかるような名称にしていく考えです。</p>
<p>第 2 部 任意的配信業務に関する通則 第 4 条 業務実施にあたっての基本原則</p>	<p>■ 該当箇所</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>▪ 改正法放送法本格施行後（2025 年 10 月～）の必要的配信業務の費用について</li> <li>▪ （別紙 2）</li> </ul> <p>「NHK インターネット 活用業務実施基準」（「NHK 任意的配信業務実施基準」） 変更素案（令和 7 年 10 月 1 日施行） 2 ページ目</p> <p>「任意的配信業務の実施にあたっては…（中略）その実施に過大な費用を要するものとならないこと等、法第 2 1 条の 2 第 2 項 各号に定めるこの基準の認可要件に従って適切に実施する。」</p> <p>■ 意見</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・2 号受信料財源業務の上限は現在、年間 200 億円と設定されていますが、改正法が施行される 2025 年 10 月以降、必要的配信業務となった同時配信、見逃し・聞き逃し配信等の費用については上限が定められておりません。また、任意的配信業務の費用については、改正放送法第 2 1 条の 2 及び本実施基準の変更案の中</li> </ul>	<p>「任意的配信」のうち、受信料を財源とする業務の費用については、2 号受信料財源業務については「年額 10 億円を超えない」（変更案第 12 条第 1 項）、3 号受信料財源業務については「年額 1 億円を超えない」（変更案第 25 条）としています。</p> <p>また、公正競争の確保は重要な観点と認識しており、番組関連情報業務の配信について定めた番組関連情報関連業務規程では、基本原則として、番組関連情報の配信は、他の事業者との公正な競争と地域を含めたメディアの多元性を確保しながら実施することを規定しています。任意的配信について実施基準においても、実施計画の策定等にあたり、市場競争への影響等について、審査・評価委員会に見解を求めるところにしています。</p> <p>他の放送事業者への協力については、放送法第 20 条第 6 項、第 7 項にだけでなく、改正放送法第 20 条の 3 第 11 項において、必要的配信業務に関する規定もあります。法の趣旨を踏まえ、必要的配信はもちろんのこと、任意的配信においても対応してまいります。</p>

	<p>で「過大な費用を要するものでないこと」と定められていますが、どこからが過大な費用となるのか具体的な基準は示されていません。</p> <p>・NHK がその豊富な資金力を活かして制作した番組を自由に配信することは、地域の信頼できる情報を発信し続けるローカル放送事業者の番組の視聴時間を奪うことにも繋がりがねず、地域における二元体制の維持に影響を及ぼす可能性も否定できないため、配信業務を行う上では、公正な競争が確保されているかという視点を常に忘れず、節度のある業務の遂行を求めます。</p> <p>・しかしその一方で、NHK がインターネット空間における放送コンテンツの価値向上のために予算を割き、ローカルコンテンツを含む放送コンテンツ全体のプロミネンスの確保等、技術革新に資する取り組みを行うことについては歓迎いたします。放送法第 20 条第 6 項、第 7 項で他の放送事業者への協力について触れられていますが、インターネット空間上で放送コンテンツをあまねく配信するための技術協力についても検討が進むことを期待します。</p> <p>【中部日本放送株式会社および株式会社 CBC テレビ】</p>	
<p>(旧)第 2 部 インターネット活用業務に関する通則</p> <p>第 5 条 理解増進情報の提供に係る基本原則</p>	<p>変更前「NHK インターネット活用業務実施基準」第 2 条二「理解増進情報」が変更後「NHK 任意的配信業務実施基準」では「配信」に代わっていて、NHK NEWS WEB がなくなる、または大幅に削減される印象を受け不安だった。現在ニュースは NHK プラスやテレビ放送よりも NHK NEWS WEB から得ているので、むしろ拡大してほしい。変更前「NHK インターネット活用業務実施基準」第 10 条が「NHK 任意的配信業務実施基準」で削除されているので、地方番組の在り方も変わるように感じる。実際はあまり変わらないのかもしれないのだが、不安は感じる。</p> <p>【個人】</p>	<p>2025 年 10 月の放送法改正以降、法律の制度上「理解増進情報」はなくなりますが、放送番組の内容をテキストなどインターネットに適した形で提供する業務は、新たに「番組関連情報」の配信として実施します。法律上の位置づけが変わるので、今回ご意見をうかがった「実施基準」には記載していません。</p> <p>「番組関連情報」の配信については、2024 年 10 月 8 日に「NHK 番組関連情報配信業務規程」を定め、来年 10 月以降、この「業務規程」に従って実施していきます。ニュースをテキストや動画などでお伝えするサービスも予定していますので、ぜひご利用ください。</p> <p>また、地方向け放送番組の配信も、法律上の位置づけが変わるため「実施基準」には記載しないこととなりますが、これまで以上に実施していきます。</p>

<p>(旧)第2部 インターネット活用業務に関する通則 第5条 理解増進情報の提供に係る基本原則</p>	<p>【2025年10月1日施行の変更素案】第2条、旧第5条など3号業務や「周知広報」を厳格に運用すべき 実施基準の変更素案は外部の事業者を通じて展開する3号業務として、「放送番組」と「放送番組の編集上必要な資料」が配信できると定めている。「編集上必要な資料」との名目で、プラットフォーム事業者を通じたニュース記事の配信が行われることを懸念する。改正放送法は番組関連情報を「放送番組の内容と密接な関連を有する内容で、放送番組の編集上必要な資料」と定義し、競争評価プロセスを経て業務規程を定めることとなっている。業務規程の範囲外の任意的配信業務において「編集上必要な資料」の配信を可能とすれば、番組関連情報よりも幅広い展開が行われかねない。3号業務の対象から「編集上必要な資料」を削除し、放送番組に限定すべきだ。 NHKは必要的配信と任意的配信とは別の枠組みで、「周知広報」を附帯業務として実施すると説明している。必要的配信の範囲を超えて展開されるべきではない。拡大解釈につながらないよう明確に規定すべきだ。 【日本新聞協会メディア開発委員会】</p> <p>別紙2) 実施基準変更素案 第29条（令和7年4月1日施行）に関して （「理解増進情報」から「放送番組の編集上必要な資料」への文言変更） 「理解増進情報」については、変更前の実施基準第5条（令和7年4月1日施行）において6つの類型を定めていました。一方で「放送番組の編集上必要な資料」については、「理解増進情報」では規定されていた具体的なルールが適用されなくなるため、なし崩し的に多様な情報提供（放送前事前提供含む）が可能になる恐れがあります。これにより衛星放送各社のコンテンツの価値低下が懸念</p>	<p>2025年10月施行の放送法改正以降、実施基準でいう「3号業務」では、「放送番組」に加えて「その編集上必要な資料」が提供対象になります。放送法の規定を踏まえ、3号有料業務の提供内容を、「国内基幹放送の既放送番組および当該放送番組に係る理解増進情報」から「国内基幹放送の放送した放送番組および当該放送番組の編集上必要な資料」と改めますが、実施する業務の内容を変える意図はなく、現時点では、放送番組の「編集上必要な資料」だけを提供することは想定していません。 ご意見を踏まえ、変更案において、「編集上必要な資料」の提供は、「放送番組」とあわせて提供する場合に限定することとします。なお、将来、具体的なサービスの実施が見込まれる場合には、改めて実施基準の変更について検討します。 周知広報については、任意的配信には該当しないため、実施基準には規定しませんが、NHKにおいて、その目的にふさわしい範囲で実施するよう、一定の規律のもとで適切に運用してまいります。</p>
--	--	---

	<p>されるため、実施基準において一層の具体化と監視できる仕組みをセットで導入されることを求めたいと考えます。</p> <p>【一般社団法人衛星放送協会】</p>	
<p>(旧)第2部 インターネット活用業務に関する通則</p> <p>第8条 実施状況の公表、評価および公表</p>	<p>変更前第8条2項における「少なくとも3年ごとに、前項の評価の結果を踏まえて、(中略)当該業務の改善を図るための措置(この基準の見直しを含む)を講ずる」の項目が削除されています。「3年ごとの評価と措置が法定されていない」とはいえ、「各事業年度終りでの評価・公開」だけではなく、任意的配信業務においても恒常的な見直し努力は必だと考えます。その旨、「備考・考え方」欄へ記載することを要望します。</p> <p>【関西テレビ放送株式会社】</p>	<p>各事業年度終了後の評価についても、評価を踏まえて業務の改善を図ることは必要と考えています。ご意見を踏まえ、変更案において、必要な場合には業務の改善を図るための措置を講じることについて規定します。</p>
<p>第2部 任意的配信業務に関する通則</p> <p>第8条 任意的配信業務に関する審査・評価委員会</p>	<p>【2025年10月1日施行の変更素案】第8条</p> <p>任意的配信でも「メディアの多元性」を審査すべき</p> <p>当委員会はこれまで、NHKのネット業務を検証する上で、「メディアの多元性」を重視するよう求めてきた。特殊な負担金である「受信料」を財源とするNHKと、購読料や広告収入等で運営する民間のメディアとは財政基盤が異なり、「公正な競争」は成り立ちえないと考えている。番組関連情報について定める「業務規程」の検証でもメディアの多元性を重視する方針が示された。</p> <p>変更素案では、任意的配信業務の審査・評価に当たっては、市場競争への影響などについて諮問機関に見解を求めると定めている。業務規程の趣旨を踏まえ、「メディアの多元性確保」についても同様に見解を求めると考える。</p> <p>【日本新聞協会メディア開発委員会】</p>	<p>「メディアの多元性」については、任意的配信業務の一つである「番組関連情報」の業務規程の策定にあたって、競争評価プロセスにおける観点の一つとしており、重要な観点と認識しています。「任意的配信」について、予定している2号受信料財源業務は任意的配信と一体的に行うものに限定していることから、独立した評価は難しいと考えています。当面は、番組関連情報配信業務の競争評価プロセスにおいて適切に対応しつつ、業務内容の変化などにより独立した評価が必要な場合は観点に加えることも検討してまいります。</p>
<p>第2部 任意的配信業務に関する通則</p> <p>第8条 任意的配信業務に関する審査・評価委員会</p>	<p>別紙2) 実施基準変更素案 第9条(令和7年4月1日施行)に関して</p> <p>(公共放送の公平性と技術投資の監視)</p> <p>改正放送法によりネット同時配信などのルールが柔軟化されていますが、公共放送のNHKのみが有利になることがないよう、実施基準</p>	<p>放送法の改正により、実施基準は任意的配信について規定するものとなります。放送番組の同時配信に関する新技術などへの投資については、法令に従って収支予算、事業計画に適切に計上してまいります。</p>

	<p>第9条（令和7年4月1日施行）の審査・評価委員会の規定内に新技術などへの投資コストに関する評価を盛り込むこと、またその評価委員会開催の定例化などが必要ではないでしょうか。</p> <p>【一般社団法人衛星放送協会】</p>	
<p>(旧)第2部 インターネット活用業務に関する通則 第10条 放送法上の努力義務に係る取り組み</p>	<p>◆（放送法上の努力義務に係る取り組み）変更前第10条削除に係る対応について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●「民放協力については必要的配信に関して努力義務が設けられた。法に対応して実施基準の規定は削除するが、民放協力は必要的配信に限定せず、任意的配信においても対応していく。」と「備考・考え方」に明記されていることについては評価します。</li> <li>●変更前実施基準第10条第2項規定の「他の放送事業者との連携・協調に資する方法による放送番組の提供等、その具体的な業務の内容については、実施計画において各事業年度の計画を明らかにする」との文言も削除されています。任意的配信業務においても、今後、民放事業者への協力が具体的に明示され、着実に実施されてゆくことを強く要望します。</li> </ul> <p>【関西テレビ放送株式会社】</p> <p>第10条(旧)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・第10条(旧)を削除するにあたり、「改正法では、任意的配信に関する努力義務は規定されていない。(中略)民放協力については必要的配信に関して努力義務が設けられた。法に対応して実施基準の規定は削除するが、民放協力は必要的配信に限定せず、任意的配信においても対応していく」とのNHKの考え方が記載されました。こうした姿勢は重要です。</li> <li>・本実施基準の変更後は、民放のテレビ番組配信サービス「TVer」等およびインターネットラジオ「radiko」への協力について、インターネット活用業務実施計画への記載は割愛されるものと思いますが、今後</li> </ul>	<p>民間放送事業者への協力についてはこれまで、各年度の「インターネット活用業務実施計画」にも記載して実施してきた民放のテレビ番組配信サービス「TVer」等およびインターネットラジオ「radiko」への協力のほか、CDN サービス会社 JOCDN への出資、インターネットサービスに関する知見の共有など、さまざまな形で実施してきました。改正放送法においては必要的配信に関しての努力義務となりますが、これに限定することなく、民間放送事業者からの求めに応じて、幅広く検討し、取り組んでまいります。</p> <p>放送法第20条第6項、第7項に基づく他の放送事業者への協力については、法の趣旨を踏まえ適切に対応してまいります。</p>



	<p>も民放の求めに応じ、より積極的な姿勢で協力することを業務計画などに明記し、遂行していただくよう要望します。</p> <p>・基幹放送が普及・発展し、多様かつ多彩な情報を社会に伝えるうえで、財源と組織が異なるNHK・民放の二元体制が功を奏してきましたが、民放事業者の経営環境は厳しさを増しており、両者の協調・協働がますます重要になっています。放送ネットワークインフラの共同利用の検討にあたっては、放送法第20条第6項、第7項に基づき、民放への協力を一層強め、基幹放送の維持・発展に努めていただくよう要望します。</p> <p>【一般社団法人 日本民間放送連盟】</p>	
<p>第3部2号受信料 財源業務 第9条 業務の内容</p>	<p>高校の教育現場にも関わっている大学の研究者として意見を述べさせていただきます。今回示された「NHKインターネット活用業務実施基準の変更（素案）」においては、受信契約を結んでいないと「NHK 高校講座」の配信サービスを受けることができないということになってしまうのではないのでしょうか。そうすると、家庭が受信契約を結んでいない生徒などは単位取得に支障をきたすことになることを危惧しています。つきましては、この懸念点を回避する方法として、現在のNHKの受信料免除基準の中に「高等学校」も含めることを検討していただければと思います。現在は、小学校・中学校は、免除の対象に入っていますが、高校は入っていないようです。「NHK 高校講座」の配信は、生徒たちの単位取得に関わる重要な教材となっている現状があることから、家庭の受信契約の有無によって生徒たちの単位取得が左右されることがないように、ぜひご検討いただきたく、お願い申し上げます。</p> <p>【個人】</p> <p>（他、類似する意見：1件）</p>	<p>2025年10月以降、放送法の改正により、NHKが行う放送番組の同時配信、見逃し・聴き逃し配信、番組関連情報の配信のうち、国内のテレビ放送に関するものについて受信を開始した方は、受信契約の対象となります。NHKのインターネットサービスを利用される方にも相応のご負担をいただくことが改正法の趣旨であり、ご理解いただきますようお願い申し上げます。</p> <p>今回の実施基準の変更は、「NHK 高校講座」を含む教育番組などについて、法改正以降も、現在のサービスと同じように、法定の見逃し配信期間（1週間）を超えて、長期間の配信を可能にしようとするものです。</p> <p>免除のご要望について、放送法の改正に伴う受信料制度のあり方は、実施基準の変更とは別の検討となりますが、ご意見も踏まえ、引き続き検討してまいります。</p> <p>「NHK 高校講座」を含め、ひろく学習の機会を提供することは重要と考えており、適切なサービスのあり方についても、ご意見を踏まえ検討してまいります。</p>
<p>第3部2号受信料 財源業務</p>	<p>私は初等中等教育の特にICT活用や放送教材の活用に関わっている研究者です。私に関わっている多くの学校では、現在、NHK for</p>	<p>現在の「NHK for School」で提供している動画クリップや指導案、ワークシートなどは、放送法改正後も引き続き提供していく考えです。法改</p>

<p>第9条 業務の内容</p>	<p>School が使われています。本当によく使われています。現在、児童生徒 1 人 1 台端末環境が国の GIGA スクール構想で導入されて以来、質が保証されたコンテンツである NHK for School による放送番組、およびこれに付随する動画クリップや指導案、ワークシートなどは、子どもの学習の充実に欠かせないものとなっています。先の放送法の改正の議論の中で、「放送と同一」という話があるようですが、学校教育において、学習を広めたり深めたりするには番組に関連する補足情報こそが重要です。これは放送番組と組み合わせるとても効果的に使われています。ICT 環境が充実する中で、これが補償されないあるいは縮小されるようなことに間違ってもならないよう強く求めます。</p> <p>【個人】</p>	<p>正後は、放送番組そのものではない情報については、「番組関連情報」として、あらかじめ「業務規程」に定めた内容を配信することになっています。2025 年 10 月以降の「番組関連情報」の配信に向けて、2024 年 10 月 8 日に「NHK 番組関連情報配信業務規程」を策定し、この中で、「教育番組関連情報」の一部として、動画クリップや指導案なども提供することを規定しています。</p> <p>これらの情報は、現在の「NHK for School」では、放送番組とともに配信されています。改正放送法のもとでは、NHK が必須業務として配信する番組は放送と同時、もしくは放送から 1 週間の間となっていますので、「実施基準」により長期間の配信を可能にしようとしています。</p>
<p>第3部 2号受信料財源業務 第11条 料金その他の提供条件</p>	<p>・現行の実施基準に規定されているとおり、NHK プラスによる地上テレビ放送の同時・見逃し配信は、▽受信契約を確認するため情報提供を求めるメッセージを表示、▽情報提供をして利用申し込みを行った者に ID を付与、▽ ID とパスワードを入力して初めて視聴できる——という仕組みです。これらのサービスを必要的配信業務に移行する際の誤受信防止措置の在り方について、並行して検討が行われるものと思いますが、受信契約を締結してネット配信を視聴するとの原則に沿って、フリーライド防止に対して実効性のある措置を講じていただくよう要望します。</p> <p>【一般社団法人 日本民間放送連盟】</p> <p>第 11 条において、「利用者に対価を求めることなく実施する」とした上で「誤ってその受信を開始することを防止するための措置等～」と記載しています。NHK は受信料制度の毀損がないよう、最終的な実施方法等を現在、検討しているということですが、必要的配信業務において、受信料を支払わずに視聴し続けることができると、受信料を収めている視聴者にとって不公平感が存在することになります。</p>	<p>予定している 2 号受信料財源業務はいずれも必要的配信と一体的に行うものであり、その提供条件については、受信料制度を毀損することのないようにするため当該必要的配信に準じることとしています。当該必要的配信が特定必要的配信に該当する場合は、誤受信防止措置等についても一体的に対象となることを想定しています。</p> <p>特定必要的配信のサービスにおいて、誤受信防止措置については、サービスの利用を開始していただく前に、受信契約の対象となることを十分に理解いただくことが重要であり、また、公平負担の観点から、実効性のあるフリーライドの抑止措置も求められていると認識しています。具体的な方法は検討中であり、いただいたご意見も踏まえて検討してまいります。</p> <p>ご意見に関連して、変更後の第 11 条の規定について、法第 20 条の 3 第 9 項に規定する特定必要的配信の受信を目的としない者が誤ってその受信を開始することを防止するための措置について、2 号受信料財源業務との関係が明確になるよう修正することとします。</p>

	<p>現行のNHKプラスによる地上テレビ放送の同時・見逃し配信を視聴する場合、NHKは利用者に受信契約の確認やメールアドレスなどの情報提供を求め、その後、入力された内容を確認してIDを付与するという仕組みにしています。必要的配信業務はあくまでも受信契約を締結している利用者が視聴するというのが原則です。フリーライド防止に対して、実効性のあるペイウォールのような技術措置を講じるよう要望します。</p> <p>【株式会社テレビ東京ホールディングス】</p>	
<p>第3部2号受信料 財源業務 第12条 業務実施 に要する費用</p>	<p>◆（業務実施に要する費用）変更素案第12条について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 変更素案第12条及び第25条において、任意的配信業務の費用上限について2号・3号受信料財源業務における根拠が説明され、費用が明示されていることは評価します。</li> <li>● 変更素案第12条第2項において、「費用明細表の作成・情報開示をはじめ、区分経理の考えに則った十分な説明と、参考となる情報の提供に努める」とありますが、今後は任意的配信業務とともに、実質的な費用上限撤廃となった必要的配信業務においても、明瞭な説明がなされてゆくことを要望します。</li> </ul> <p>【関西テレビ放送株式会社】</p>	<p>放送法改正後の必要的配信については、実施基準や費用明細表の対象ではありませんが、収支予算、事業計画の公表の段階では、放送法施行規則に基づく収支予算書における開示に加え、何らかの形でご説明できるように検討しています。</p>
<p>(旧)第3部2号受信料財源業務 第20条の2 社会 実証</p>	<p>変更案は&lt;別紙を含め削除&gt;となっていて、備考・考え方で「実施を想定していないため削除」とされています。これについて以下に意見を述べます。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. &lt;検証を実施する&gt; 一般に事業実施にあたっては、その目的に対する効果・安全性・納期・コストなどの「検証」が必要です。新規事業では特にそうです。NHKにも業務検証規定があると思います。それに則ってルール通りに事業を執行すべきです。</li> <li>2. &lt;検証プロセス及び結果を公表する&gt; 上記検証の結果を公表してください。事前に検証プロセスを公表しておけば効率的だと思います。</li> </ol>	<p>現在実施基準の第20条の2に規定している「社会実証」は、「協会のインターネット活用業務が果たしうる社会的役割を検証するため」に実際のサービスの提供を伴って実施する調査・検証であり、主としてテレビを日常的に利用していない方を対象としています。事業実施にあたっての検証とは異なるもので、社会実証については実施の予定がないことから削除しようとするものです。</p>

	<p>3. &lt;経営委員会が責任をもつ&gt; 上記検証の結果を経営委員会 が確認してください。万一、インターネット活用業務で損失が出た場 合、その原因が検証未実施によるものなら経営委員は責任を担うこ とを了解してください。</p> <p>【個人】</p>	
<p>第4部2号有料業 務 第14条 業務の内 容</p>	<p>NHK オンデマンドのあり方について、NHK プラスの配信が終わったあ とに配信を始めるというやり方は良いと思うし差別化が図れるのでよい と考える。</p> <p>【個人】</p>	<p>賛同のご意見と承ります。</p>
<p>第4部 有料業務に 関する共通事項 第35条 有料業務 の事業計画の策定</p>	<p>NHK オンデマンドをみたいと思っています。ただ、NHK の受信料を 支払っている人と支払っていない人で、料金に差を設けてほしい。</p> <p>【個人】</p>	<p>N H K オンデマンドの料金については、受益者負担の考え方に基づき、 現在は受信契約の有無にかかわらず一律の料金としております。ご意見 は今後の検討の参考にさせていただきます。</p>
<p>第9部2号有料業 務 第35条 有料料金 の事業計画の策定</p>	<p>別紙1) 実施基準変更素案 第43条(令和7年4月1日施 行)に関して (有料業務の事業計画の策定における「収支相償」の考えの維 持) 「有料インターネット活用業務勘定」の繰越欠損金の解消がなされ たということは、これまでの「有料インターネット活用業務」において、 「事業計画において収支相償するよう策定」としていたものの、各年 度一定程度の事業収支差益がでていたことが推測されます。今回、 事業計画の策定にあたって、「収支相償」ではなく「事業収支差損が 生じることのないようにすること」と変更するということは、「事業計画」 策定の段階で「収支差益」が出る計画の策定を可能とするものと思 えられます。受信料を主たる財源とする特殊法人であるNHKが、 有料インターネット活用業務において、収支差益を求めることは、市 場の状況においては、他の民間配信事業者の経営に影響を与える 可能性は否定できません。従って、有料業務の事業計画の策定に あたっては、「収支相償」の考えを維持するべきです。</p>	<p>今回の変更は、基本的な考え方を変える意図はありません。 有料インターネット活用業務は、受信料で賄うサービスではなく、受益者 負担を原則としています。営利を目的とするものであってはならず、収支 差益を目的としないことは従来通りです。 一方、NHK オンデマンドを中心とする現在の有料インターネット活用業 務は、利用者の増減など市場の状況により収入が変動することも多く、 厳格に収支相償となるよう計画するには課題が大きいことから、事業計 画策定にあたっての考え方をより詳細に規定しようとするものです。収支 相償には差益が生じないようにすること、差損が生じないようにすることの 二面がありますが、差損が生じないようにすることをより優先する規定としています。 以下、差益と差損についてそれぞれ説明します。 収支差益について、利用者の増が見込まれ、差益が想定される場合の 対応として、差益が生じないようにするには収入、支出のいずれか(ある いは両方)を調整する必要があります。しかし、収入を調整するために 一般的な料金水準と乖離した料金設定を行う、支出を調整するために</p>

	【一般社団法人衛星放送協会】	<p>本来は必要のない過剰な支出を予定する、といった対応は不合理であり、市場影響の観点からみても適切ではないと考えています。</p> <p>このような不適切な対応が生じないよう、収入面については、料金等の設定については第4部・第6部の規定により適切に定める旨規定することで一般的な料金水準と乖離することのないようにします。</p> <p>また、支出面については、効率的な業務の実施に努める旨規定することで、過剰な支出を計画することのないようにしています。</p> <p>一方、収支差損が生じることは、受信料を中心とする収入で成り立つ一般会計からの借り入れとなることから、受信料の価値を棄損するおそれがあり、受益者負担の原則にそぐわないものです。市場影響の観点から見ても、赤字サービスを（借り入れとはいえ）受信料で支えることも適切ではありません。差損が生じる計画は基本的に適切でないと考えています。ご意見を踏まえ、営利を目的としていないことを明示することになります。</p>
--	----------------	--

## 【インターネットサービス全体に関するご意見】

ご意見	NHKの考え方
<p>ネット業務の全体像を説明するよう求める</p> <p>放送法改正により、NHKのインターネット業務は「必要的配信業務」と「任意的配信業務」に分けられることになった。必要的配信業務のうち「番組関連情報」は業務規程で、任意的配信業務は「NHKインターネット活用業務実施基準」（以下「実施基準」）でそれぞれ規定される。性格が異なる2種類の枠組みができ、NHKのネット業務に関するルールは複雑化している。</p> <p>今般示された実施基準の変更素案は年度ごとに「任意的配信業務に係る実施計画」を定めるとしているが、外部から全体像を検証できるよう、必要的配信業務なども含めた計画を策定すべきだ。併せて、競争評価プロセスにおいて、番組関連情報だけでなくネット業務の全体像を対象にするよう求めたい。</p> <p>【日本新聞協会メディア開発委員会】</p>	<p>放送法改正後のインターネット業務は枠組みが変わり、任意的配信の「実施基準」は全体像を示すものではなくなります。番組関連情報の「業務規程」には「番組関連情報配信以外のインターネット利用」の項目を設け、競争評価プロセスにおいても番組関連情報以外の業務についてもご説明していくなど、適宜、全体像を示すように努めます。</p>
<p>受信料を財源として行うインターネット活用業務を含む今回の実施基準の変更について</p> <p>受信料を財源として行うインターネット活用業務を含む今回の実施基準の変更は、民間衛星放送各社の動画配信業務に大きな影響を及ぼす懸念があります。有料衛星放送収入が縮小している中で、民間衛星放送各社は工夫をしながらインターネット動画配信への進出を図っている昨今において、この変更は多大な影響を及ぼす可能性が高いため、NHKのあらゆる媒体を通じたPR活動には一定の制限を設けるべきです。</p> <p>【一般社団法人衛星放送協会】</p>	<p>放送とインターネットとを問わず、NHKが提供しているサービス・コンテンツについて広くお知らせすることも重要な業務であり、公共放送の業務として適切な範囲で実施してまいります。</p>
<p>民放事業者は収支を勘案しながら、インターネットを活用した事業展開をしている。特殊法人で、かつ特殊な収入源とも言える受信料財源を持つNHKが、費用上限を定めずインターネット業務を拡大し、「番組関連情報」の配信などを行えばインターネット上での二元体制が崩れ結果的に、言論空間の多様性が失われる恐れがある。NHKのインターネットを活用した業務全般は無制限に拡大することなく、抑制的に行うよう内外から厳格にチェックされるべきものだと考える。</p> <p>【読売テレビ放送株式会社】</p>	<p>2025年10月施行の放送法改正以降、必要的配信の一つとして実施する「番組関連情報」の配信は、競争評価プロセスを経た「NHK番組関連情報配信業務規程」にあらかじめ業務内容や費用の規模を規定したうえで、これに従って実施することとしています。また「任意的配信」についても実施基準に業務の内容や費用を規定したうえで、これに従って実施してまいります。</p>

<p>スマートフォン、カーナビを理由に、料金請求は不当。担当者に認識させる事。出来ないなら機器販売メーカーに受信機能を廃止させる事。受信には、個人が選択できるように、システムを再構築が望ましい。</p> <p>【個人】</p> <p>インターネットに接続できる電子機器を所有しているだけで受信料を徴収することはやめてください。nhkに受信料を支払いたくないのでテレビを持たない生活をしています。</p> <p>【個人】</p> <p>NHK プラスをととても便利に活用させて頂いてます。今後有料などになるのは反対です！</p> <p>【個人】</p> <p>(他、類似する意見：5件)</p>	<p>2025年10月以降、放送法の改正により、NHKのインターネットサービスについても受信契約の対象となりますが、スマートフォンやパソコンなどを持っているだけでは、対象にはなりません。</p> <p>既にテレビを設置して地上契約・衛星契約を結んでいるみなさまには、インターネットのサービスについて、追加の負担を求めないこととしています。テレビの設置がない方については、NHKのインターネットサービスの利用を開始した方が契約の対象となります。契約の対象となるサービスをご利用いただく前には、誤って受信することを防ぐため、受信契約が必要であることをご確認くださいこととしており、具体的な確認方法は現在検討しているところです。</p> <p>なお、スマートフォンやカーナビにテレビ放送の受信機としての機能が備わっている場合は、受信契約の対象となります。</p>
<p>テレビの同時・見逃し配信サービスは「NHK プラス」という名前を変えないでほしいです。サービス開始から5年近くが経って、NHK プラスというネーミングがかなり浸透したと思うので今さら名前を変える必要は無いかなと思います。</p> <p>【個人】</p> <p>(他、類似する意見：1件)</p>	<p>今後のサービスの検討の参考にさせていただきます。</p>
<p>NHK プラスはまだまだ番組を拡充できる余地があると思う。1週間だけでもいいのでBSの番組(ドキュメンタリーなど教養系)をさらに配信して、BSが受信できない人との格差を無くすべきである。</p> <p>【個人】</p>	<p>衛星放送の配信については、権利上の課題、衛星放送の編成のあり方やコストの問題など、さまざまな課題があります。実現に向けて、引き続き検討してまいります。</p>
<p>NHK プラスの配信業務がさらに大きくなることについても特に問題はないと考える。ご当地だけではなく、実際に全国各地での夕方のニュースなど本当に気になる話題というものはそのご当地にいらなくても気になるものである。その時にNHK プラスが非常に役立っている。</p> <p>【個人】</p>	<p>地域の番組の配信については、現在一部で実施している見逃し番組配信や、ラジオ放送番組の同時配信については継続したうえで、将来的に全てのテレビ・ラジオ番組を同時配信や見逃し・聴き逃し配信が実施できるよう検討しています。</p>



新聞社や出版社や民放などが民業圧迫などというかもしれませんが、小さな型に収まらないで、デジタルの可能性にかけてください。その力は nhk さんにはあるし、質の高い世界にも通用するデジタル番組をアーカイブなどもひっぱりだしながら作り育てるほうが、のちのちは民業圧迫どころか、新しいデジタルの仕事を生み出すなど、ここが踏ん張りどころです。財源を増やし、小さくまとまらないでくださいね。

【個人】

新聞協会や民放連の不当な圧力には屈しないでいただきたい。ネットが必須になったのは時代の変化によるものだし、これに文句を言う新聞協会はどう考えても新聞協会が今までアナログな手段に頼ってばかりいたそのツケが回ってきただけである。あくまでも NHK は公共放送であり、国民がスポンサーである。受信料を取っている NHK は国民の声を聞く必要はあるが、一団体の特定の意見だけで色々振り回されるようでは本末転倒である。あくまでも主体は日本国民であることを忘れないでいただきたい。

【個人】

## 【NHK全般に関するご意見】

ご意見	NHKの考え方
受信料制度に関するご意見	今後の参考にさせていただきます。
NHKの事業収入・支出・資産などに関するご意見	今後の参考にさせていただきます。
NHKの個別の番組・報道に関するご意見	今後の参考にさせていただきます。
NHKの不祥事に関するご意見	今後の参考にさせていただきます。
スクランブル放送に関するご意見	今後の参考にさせていただきます。

## 【意見募集に関するご意見】

ご意見	NHKの考え方
<p>ここまでたどり着くのにこれだけの書き込みをしなければならないと言うのは意味がわからない何度も途中でやめようと思った 【個人】</p>	<p>ご記入いただいた内容は、ご意見の内容に不明な点があった場合等の連絡や、協会内での分析のために利用しますので、ご理解いただきますようお願いいたします。</p>
<p>ラジオ第一を聴いていたら、インターネット活用業務の意見募集について、素案があると伺いましたが、私は、インターネットが無いのですが、どの様に、見たら良いのでしょうか。私にも、拝読する権利もありますし、ご意見する権利もあります。又、テレビなどの、受信料収入でやっているのであれば、インターネットが無いと、読めない、意見できないと言うのは不公正ではないでしょうか。是非、NHK出版から販売するか、印刷したものをお送り頂くとか、ご検討頂いて、素案を私にも読める様に、ご対応頂けたらと思います。 【個人】</p>	<p>インターネット活用業務実施基準はNHKオンラインに掲載するとともに、各放送局に備置きしていますので、ご理解いただきますようお願いいたします。</p>
<p>意見募集を募ったことは素晴らしいと思います。今後もどんどんやっていただきたいのと、集まった意見は特定の誰かを攻撃していたり、著しく論理性がないようなものを除いて全て公開されることを望みます。 【個人】</p>	<p>賛同のご意見と承ります。</p>

※「ご意見」は、いただいた原文のとおり抜粋して記載している。